第一条による改正(地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)) 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

第二節 固定資産税(第四十九条―第五十二条の十七)第一節 略	第三章 市町村の普通税	五)	第十節 道府県法定外普通税(第四十五条の二―第四十五条の二の	第九節 鉱区税 (第四十五条)	第八節 自動車税(第四十四条—第四十四条の十一)	第七節 軽油引取税 (第四十三条—第四十三条の二十)		第六節 ゴルフ場利用税(第四十条—第四十二条)	第五節 道府県たばこ税(第三十九条の九―第三十九条の十五)	第四節 不動産取得税 (第三十六条—第三十九条の八)	第三節 地方消費税 (第三十五条の五―第三十五条の二十二)	第二節 事業税 (第十条—第三十五条の四の五)	第一節 道府県民税 (第六条の二十三) 第一第 道府県民税 (第六条の二十三)	第二章 道府県の普通税	第一章 総則(第一条―第六条の二十二)	目次	改正後
第二節 固定資産税(第四十九条―第五十二条の十七)第一節 略	第三章 市町村の普通税	五)	第十一節 道府県法定外普通税(第四十五条の二―第四十五条の二の	第十節 鉱区税 (第四十五条)	第九節 自動車税(第四十四条—第四十四条の三)	第八節 軽油引取税 (第四十三条—第四十三条の二十)	第七節 自動車取得税(第四十二条—第四十二条の十一)	第六節 ゴルフ場利用税(第四十条—第四十一条)	第五節 道府県たばこ税 (第三十九条の九―第三十九条の十五)	第四節 不動産取得税(第三十六条—第三十九条の八)	第三節 地方消費税 (第三十五条の五―第三十五条の二十二)	第二節 事業税 (第十条—第三十五条の四の三)	第一節 道府県民税 (第六条の二十三―第九条の二十三)	第二章 道府県の普通税	第一章 総則(第一条—第六条の二十二)	目次	改正前

第二条 2 附則 三 二 各相続人の氏名 (法人にあつては、名称。以下同じ。) 、住所又は 同項後段の相続人が連署した文書でしなければならない。 第三章の二〜第五章 被相続 第三節 居所 (相続人の代表者の指定等) 法第九条の二第一 第四節~第六節 第二節の二 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所 略 (法人にあつては、 人との続柄及び法第九条第二項に規定する相続分 市町村たばこ税 軽自動車税 項後段の届出は、 略 略 事務所又は事業所の所在地。 (第五十二条の十八―第五十二条の二十三) (第五十三条―第五十三条の七) 次に掲げる事項を記載し、 以下同じ。) かつ、 第二条 2 附則 第三章の二〜第五章 三 二 各相続人の氏名(法人にあつては、名称。 同項後段の相続人が連署した文書でしなければならない。 居所 (相続人の代表者の指定等) 第三節 法第九条の二第一項後段の届出は、 被相続人との続柄及び法第九条第二項に規定する相続分 等に関する法律 第二節の二 しない者にあつては、 同項に規定する相続分) 有しない者にあつては、 する法人番号をいう。以下同じ。)。以下この項において同じ。 て同じ。 する個人番号をいう。以下この項及び附則第十条第九項第一号におい 個人番号 第四節~第六節 相続人の代表者の氏名、 略 略 (法人にあつては、 市町村たばこ税 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 (法人にあつては、 軽自動車税 (平成二十五年法律第 略 略 氏名及び住所又は居所) 氏名、 事務所又は事業所の所在地。 (第五十二条の十八 (第五十三条―第五十三条の七) 住所又は居所及び個人番号 住所又は居所、 法人番号 次に掲げる事項を記載し、 一十七号) (同法第) 以下同じ。)、住所又は 被相続人との続柄及び 第 一条第十五項に規定 一条第五項に規定 以下同じ。 (個人番号を有 (個人番号を か ン | つ、

兀 人を識別するための番号の利用等に関する法律 一十七号) 一号に掲げる相続人のうち法人番号 第 一条第十五項に規定する法人番号をいう。 (行政手続における特定の個 (平成 一十五年法律第 以下同じ。

3 6 略

を有する法人にあつては

当該相続人の法人番号

(納税者等の特殊関係者の範囲

第五条 にする親族その他納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又 法第十一条の七に規定する納税者又は特別徴収義務者が生計を一

は被支配会社

に掲げる者とする。

で政令で定めるものは、

次

は特別徴収義務者と生計を一にし 納税者又は特別徴収義務者の配偶者その他の親族で、 又は納税者若しくは特別徴収義務 納税者若しく

者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

財産により生計を維持しているもの の個人で、 前号 に掲げる者以外の納税者又は特別徴収義務者の使用人その他 納税者又は特別徴収義務者から受ける特別の金銭その他の

三 の生計を維持させている個人 及びその者と前二号のいずれかに該当する関係がある個人 納税者又は特別徴収義務者に特別の金銭その他の財産を提供してそ (第一号 に掲げる者を除く。

兀

納税者又は特別徴収義務者に特別の金銭その他の財産を提供してそ

(第一号及び第二号に掲げる者を除く。

に該当する関係がある個人

の生計を維持させている個人

及びその者と前三号の

3 6 略

第五条 (納税者等の特殊関係者の範囲 法第十一条の七に規定する納税者又は特別徴収義務者の親族その

は同族会社 他 (これに類する法人を含む。 納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又)で政令で定めるものは、 次 の

各号に掲げる者とする。

納税者又は特別徴収義務者の配偶者

直系血

族及び兄弟姉妹

三 の個人で、 財産により生計を維持しているもの 収義務者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの 若しくは特別徴収義務者と生計を一にし、 前二号に掲げる者以外の納税者又は特別徴収義務者の使用人その他 前号に掲げる者以 納税者又は特別徴収義務者から受ける特別の金銭その他 外の 納税者又は特別徴収義務者の親族 又は納税者若しくは特別徴 で 納税者

- 3 -

兀 会社に該当する会社 納税者又は特別徴収義務者が法人税法第六十七条第一 (以下この項において 「被支配会社」 一項に規定する という。

びその者と前 である場合には、 三号のいずれかに該当する関係がある個人 その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及

五. る会社 納税者又は特別徴収義務者を判定の基礎として被支配会社に該当す

六 判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第三号ま して被支配会社に該当する他の会社 配会社に該当する他の会社を含む。) でに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として被支 納税者又は特別徴収義務者が被支配会社である場合において、 の全部又は 一部を判定の基礎と その

2 略

(無償又は著しい低額の譲渡等の範囲等)

第六条 略

2 ある個-法第十一条の八に規定する滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係の 人又は同族会社で政令で定めるものは、 次に掲げる者とする。

- 滞納者の配偶者、 直系血族及び兄弟姉妹
- は滞納者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの 前号に掲げる者以外の滞納者の親族で 滞納者と生計を にし 又
- 三 ら受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの 前 一号に掲げる者以外の滞納者の使用人その他の個人で 滞納者か
- 兀 滞納者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させて

Ŧ. 納税者又は特別徴収義務者が同族会社

びその者と前四号の である場合には、 その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及 に該当する関係がある個人

六 納税者又は特別徴収義務者を判定の基礎として同族会社 に該当す

七 る会社 会社 でに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族 判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第四号ま 納税者又は特別徴収義務者が同族会社 に該当する他の会社を含む。) の全部又は である場合において、 一部を判定の基礎と その

して同族会社 に該当する他の会社

2 略

(無償又は著しい低額の譲渡等の範囲

第六条 略

号のいずれかに該当する関係がある個人いる個人(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)及びその者と前三

る個人 は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係があ は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係があ五 滞納者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又

六 滞納者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

他の会社

他の会社

他の会社

他の会社

他の会社

他の会社

他の会社

(過誤納金等の充当適状)

第六条の十四 略

2

の二の二第二項又は第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。一、第四百五十八条第七項(法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。一、第四百七十七条第三項又は第六百一条第八項(法第六番)、第四百五十八条第七項(法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。一、第四四五十八条第七項(法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。一、第四四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第百四十四条の三十第二項、第三四十四条の三十第二項、第三四十四条の三十第二項、第三四十四条の三十第二項、第三四十四条の三十第二回十四条の三十第二回十四条の三十二章

(過誤納金等の充当適状)

第六条の十四略

項において準用する場合を含む。)、第百四十四条の三十第二項、第七十四条の十四第三項、第百二十五条第七項(法第百二十六条第二項又は第七十三条の二十七の四第五項において準用する場合を含む。)

の二の二第二項又は第六百二十九条第八項において準用する場合を含む百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条------、第四百七十七条第三項又は第六百一条第八項(法第六-----

。)の規定による充当について準用する。

(納税証明事項)

―に掲げるものとする。 第六条の二十一 法第二十条の十に規定する政令で定める事項は、

一略

ら第十号までに定める日に係るものを除く。) 第二項に規定する法定納期限等(国税徴収法第十五条第一項第七号小定納期限等(同項第五号及び第六号に定めるものを除く。)又は同条二 前号の地方団体の徴収金に係る法第十四条の九第一項に規定する法二

三~六 略

号を除く。)に掲げる事項に該当しないものとする。 次 ――に掲げる地方団体の徴収金に関する事項は、前項各号(第五

もの以外のもの付される地方団体の徴収金を含む。)のうち自動車税の種別割に係るに代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納地方団体が発行する証紙をもつて払い込む地方団体の徴収金(証紙

二略

3

略

第二章 略

第一節 略

。)の規定による充当について準用する。

(納税証明事項)

次

号に掲げるものとする。 第六条の二十一 法第二十条の十に規定する政令で定める事項は、次の各

一略

び第八号に掲げる日 に係るものを除く。) 第二項に規定する法定納期限等(国税徴収法第十五条第一項第七号及定納期限等(同項第五号及び第六号に掲げるものを除く。)又は同条二 前号の地方団体の徴収金に係る法第十四条の九第一項に規定する法

三~六 略

- 也方団体が発行する正氏とつつでないとで也方団体の牧又会(正号を除く。)に掲げる事項に該当しないものとする。 2 次の各号に掲げる地方団体の徴収金に関する事項は、前項各号(第

もの以外のもの付される地方団体の徴収金を含む。)のうち自動車税 に係るに代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納 地方団体が発行する証紙をもつて払い込む地方団体の徴収金(証紙

) 文

略

3 略

第一節 道府県民税第二章 道府県の普通税

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法等)

第八条 7 との割合 計額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計額 べきものとして課されたものをいう。 市 変更があつた場合における当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村 費を除く。 町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額 又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、 入額となるべき個人の道府県民税の課税額 (以下この条において「存続市町村」という。)にあつては、 町村が当該年度において徴収すべき額のうち当該年度の収入額となる 算定した額とする。 市町村が法第四十二条第三項の規定により (以下この条において 以下この条において同じ。 「按分率) を、 以下この項において同じ。 」という。)によつて按分し (市町村の廃置分合又は境界 当該市町村の当該年度の収 (督促手数料及び滞納処 毎月道府県に払い込 前月中に納付 当該存続) の合 分 市

- によるものとする。 2 前項の按分率 は、当該年度の三月三十一日現在において算定した率
- (において「最初の納期限の月」という。)の末日現在において算定した。 は、、当該年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の 、当該年度の前年度の三月三十一日現在において払い 、当該年度の前年度の三月三十一日現在において払い 、当該年度の回月から六月までの月において払い 、当該年度の四月から六月までの月において払い

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の払込みの方法等)

第八条 して算定した額とする。 との割合 計額と当該年度の収入額となるべき個人の市町村民税の課税額の合計 べきものとして課されたものをいう。 市町村が当該年度において徴収すべき額のうち当該年度の収入額となる 変更があつた場合における当該廃置分合又は境界変更後存続する市 費を除く。 町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額 又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と個人の むべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の額は、 入額となるべき個人の道府県民税の課税額 (以下この条において「存続市町村」という。)にあつては、 市町村が法第四十二条第三項の規定によつて毎月道府県に払い (以下この条において「あん分率」という。 以下この条において同じ。) を、 以下この項において同じ。 (市町村の廃置分合又は 当該市町村の当該年 (督促手数料及び滞納 によつてあん分 前月中に 当該) の合 度 存続 境界 0 処 納 町 収 分 市 付 込

3

において「最初の納期限の月」という。)の末日現在によつて算定した課税額が最初に納付又は納入されるべき期限の到来する月(以下この条定したあん分率により、当該年度の個人の道府県民税及び市町村民税の定したあん分率により、当該年度の前年度の三月三十一日現在によつて算い場合においては、当該年度の前年度の三月三十一日現在によって算

県が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合には 0) 徴収金の額と既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団体の 収金との合算額のうち当該年度の三月三十一日現在において算定した按 県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団 の収入額となるべき分として市町村に納付又は納入のあつた個人の道府 て より 年度の収入額となるべき個人の市町村民税 条の二の規定により 当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税 いて準用する場合を含む。 分率により 額 「特定按分率 (法第四十八条第一 課する所得割を除く。)の課税額の合計額との割合 当該徴収金の額を含む。 道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の - 」という。) によることができるものとし、当該年度 課する所得割を除く。 項又は第一 第七項において同じ。)との間に過不足がある場合には 二項 (これらの規定を同条第八 (法第三百二十八条の規定に の課税額の合計額と当該)の規定により (次項におい (法第五十 八項にお 徴収 体の徴 道 府 金

4 ずることとなつた月の末日現在において算定した特定按分率 て市 算定した按分率 なる市町村が当該年度の七月又は七月から最初の納期限の月までの月に おいて払い込むときは、 前 い変動を生ずることとなつた場合には 町村の廃置分合又は境界変更その他 項の場合におい によるものとし、 て 当該年度の前年度の三月三十一日現在において 最初の納期限の月が当該年度の七月以降の月と 最初の納期限の月の翌月以降にお 0 理 由 Iにより 当該著しい変動を生 特定按分率 によつて に 4

で清算するものとする。

|該年度の翌年度の四月から六月までの月において払い込むべき額

収金との合算額のうち当該年度の三月三十一日現在によつて算定したあ \mathcal{O} 徴収金の額と既に払い込んだ個人の道府県民税に係る地方団 ん分率により道府県に払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団 県民税に係る地方団体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団 の収入額となるべき分として市町村に納付又は納入のあつた個人の て よつて課する所得割を除く。)の課税額の合計額との割合 年度の収入額となるべき個人の市町村民税 条の二の規定によって課する所得割を除く。 当該市町村の当該年度の収入額となるべき個人の道府県民税 額 「特定あん分率」という。)によることができるものとし、 (法第四十八条第一 項又は第一 二項 (法第三百二十八条の の課税額の合計額と当該 (次項に 体の (法第五十 当該年度 規 徴 体の 定に 収 体 道 お 徴 府

で清算するものとする。は、当該年度の翌年度の四月から六月までの月において払い込むべき額いては、当該徴収金の額を含む。)との間に過不足がある場合において県が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合にお開い徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金がある場合におりて道府

ずることとなつた月の末日現在によつて算定した特定あん分率によつて て市町村の廃置分合又は境界変更その他 算定したあん分率によるものとし、 おいて払い込むときは、 なる市町村が当該年度の七月又は七月から最初の納期限の月までの 前項の場合において最初 い変動を生ずることとなつた場合においては、 当該年度の前年度の三月三十一 の納期限の月が当該年度の七月以降 最初の納期 の理由によ 、限の月の翌月以降に 当該著しい変動を生 つて特定あん分率に 日現在によつて . の 月に お 月

とする。 当該月の)翌月 から当該年度の三月までの月に払い込むことができるも \bar{O}

5 人の市 当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在にお 体の徴収金と個人の \mathcal{O} で が の道府県民税の課税額の合計額の合算額と前年度の収入額となるべき個 いて算定した当該廃置分合前の市町村の前年度の収入額となるべき個 額 の月において払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団体の あ 市 つた日 町村 町村民税の課税額の合計額の合算額との割合を乗じて算定する。 前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地方団 0 の属する月の翌月から当該存続市町村の最初の納期限の 廃 置分合があつた場合において、 市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額に、 存続市 町村が当該廃置分合 徴収 月ま 人 金 5

6 町 払い込むものとした場合において前各項の規定により定められる率によ 町 む。 村民税に係る地方団体の徴収金を仮に当該市町村が徴収して道府県に 村民税に係る地方団体の徴収金の額は、 道 府県が法第四十八条第六項 次項にお いて同 ٢ の規定により市町村に払い込むべき個人の (同条第八項において準用する場合を含 当該個人の道府県民税及び市 市 6

7 道府県に払い込む方法により行うことができる 村に払い込み、 による払込みを、 納処分をした道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を市 道府県は、 市町村長の同意を得たときは、 当該市町村が当該道府県民税に係る地方団体の徴収金を 同条第一 項又は第二項の規定により 法第四十八条第六項の規定 徴収し、 又は滞 町

つて算定した額とする。

とする。 当該月の 翌月から当該年度の三月までの月に払い込むことができるも

人の市町村民税の課税額の合計額の合算額との割合を乗じて算定する。 の道府県民税の課税額の合計額の合算額と前年度の収入額となるべき個 つて算定した当該廃置分合前の市町村の前年度の収入額となるべき個 当該廃置分合があつた日の属する年度の前年度の三月三十一日現在によ 体の徴収金と個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金との合算額に、 \mathcal{O} での月において払い込むべき個人の道府県民税に係る地方団 が 額は、 あつた日の属する月の翌月から当該存続市町村の最初の 市 町村の 前月中に納付又は納入のあつた個人の道府県民税に係る地 廃置分合があつた場合において、 存続市 町 村が当該廃 納期限 体の 徴 0 置 方団 月 分合 収

道府県が法第四十八条第六項の規定によつて

つて算定した額とする。 払い込むものとした場合において前四項の規定により定められる率に 対民税に係る地方団体の 村民税に係る地方団 体の徴収金の額は、 徴収金を仮に当該市町 市町村に払 当該個人の道府県民税及び市 村が徴収して道 V . 込むべき個 人の 府 源に

町 町

7 道府県に払い込む方法により行うことができる 村に払い込み、 納処分をした道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を市 による払込みを、 道府県は、 市町村長の同意を得たときは、 当該市町村が当該道府県民税に係る地方団 同条第一 項又は第二項の規定によつて徴収 法第四十八条第六項 体 .. の 徴収金を 又は滞 Ó 規

(法第四十八条第三項本文の規定による徴収の引継ぎ)

を含む。以下この条において同じ。)の規定による徴収の引継ぎは、そ第八条の四 法第四十八条第三項本文 (同条第八項において準用する場合

の旨を記載した文書を交付することにより行う。

その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。
引継ぎを受けた道府県の徴税吏員又は市町村の徴税吏員は、遅滞なく、項本文の規定による徴収の引継ぎがあつた場合には、当該徴収の2 既に滞納処分に着手した地方団体の徴収金について法第四十八条第三

3 略

(法第五十三条第一項前段の法人税割額)

第八条の六 ľ, 法第四十二条の五第五項、 納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額 事業年度 において「予定申告法人」という。)の当該道府県民税の申告書に係る 法人税割額」という。)は、 度に該当する期間を除く。) ころにより計算した法人税割額(以下この条において「予定申告に係る (これらの法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置 開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として 項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された 第四十二条の十二の三第五項、 (連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度(連結事業年 第四十二 の法人税割額を基準として政令で定めると 同項に規定する予定申告法人(以下この条 一条の六第七項 第六十二条第一項、 第四十二 第六十二条の 一条の九第

(法第四十八条第三項本文の規定による徴収の引継ぎ)

第八条の四 法第四十八条第三項本文

の旨を記載した文書を交付することにより行う。の目を記載した文書を交付することにより行う。

引継ぎを受けた道府県の徴税吏員又は市町村の徴税吏員は、遅滞なく、項本文の規定による徴収の引継ぎがあつた場合においては、当該徴収の既に滞納処分に着手した地方団体の徴収金について法第四十八条第三

その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

2

3 略

(法第五十三条第一項前段の法人税割額)

第八条の六 三第 四項、 法第四十二条の五第五項、 納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計 じ。)開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として 事業年度 において「予定申告法人」という。)の当該道府県民税の申告書に係る 法人税割額」という。)は、 ころにより計算した法人税割額(以下この条において「予定申告に係る 度に該当する期間を除く。)の法人税割額を基準として政令で定め (これらの法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに租税特別 項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された 第四十二条の十二の三第五項、 (連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度 第四十二 同項に規定する予定申告法人(以下この条 一条の 第六十二条第一項、 六第十二項、 第四十二 第六十二条の (連結事 一条の 措置 ると 九

前事業年度の月数で除して得た金額とする。 法 金額がある場合には、 人税割の税率を乗じて得た額を控除した額) 当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る に六を乗じて得た金額を

2 され に掲げる場合の区分に応じ、 以下この節において同じ。 かわらず、 .始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がな おいて同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度 適格合併 た場合には 同項の規定により計算した金額に相当する金額に、 (法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。 予定申告に係る法人税割額は、 当該各号に定める金額を加算した金額とす (法人を設立するものを除く。 前項の規定にか 以下この項 次の各号

業年度に係る法人税割額 六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度又は連結事 その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度(その月数が 業年度開始 業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事 当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事 割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額 対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数 ら資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ 及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産 0) 前事業年度中に適格合併がなされた場合 の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、 (その課税標準となる法人税額のうちに租税 前事業年度の月数に (当該合併法人の かか

> 前事業年度の月数で除して得た金額とする。 法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額) 金額がある場合には、 当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る に六を乗じて得た金額を

2

に掲げる場合の区分に応じ、 かわらず、 された場合においては、 開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併 において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度 以下この節において同じ。) 適格合併 同項の規定により計算した金額に相当する金額に、 (法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。 予定申告に係る法人税割額は、 当該各号に定める金額を加算した金額とす (法人を設立するものを除く。 前項の規定にか 以下この 次の各号

る。

割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額 及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。 業年度に係る法人税割額 六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度又は連 その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度 業年度開始 業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当 当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事 対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの ら資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節におい 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産 の前事業年度中に適格合併がなされた場合 の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの (その課税標準となる法人税額のうち 前事業年度の月 (当該合併法 つに租税 月 月 7 ī該事 人のの 数に

て得た金額 次項において 当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。 条第四項に規定する連結法人税額をいう。 準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額 に乗じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の を乗じて得た額を控除した額) 個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率 別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、 定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうちに個 第六十二条の三第一 特別措置法第四十二条の五第五項、 一条の九第四項、 「確定法 第四十二条の十二の三第五項、 項若しくは第八項若しくは第六十三条第一 人税割額の算定期間」 をいう。以下この条において同じ。 第四十二条の六第七項 という。 当該加算された金額又は の課税標準の算定期間 第六十二条第 0) (法第五十三 月数で除 (次号及び)課税標 項の規 第四 一項 +

二略

3 5 略

6 により加算された金額」 第四十二条の九第四項 合において、 始 元の日の るところにより計算した法人税割額の計算について準用する。 前 「租税特別措置法第四十二条の五第五項) 第六十二条の三第一 各項の規定は、 前日 第 の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定 一項中「法人税額」 法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開 とあるのは 項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定 第四十二条の十二の三第五項、 とあるのは 「個別帰属特別控除取戻税額等」と 第四十二 「個別帰属法人税額」 一条の六第七項 第六十二条第一 この場 لح

> 準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額 第六十二条の三第一 て得た金額 次項において 当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。 条第四項に規定する連結法人税額をいう。 に乗じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の を乗じて得た額を控除した額) 個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の 別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、 定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうちに個 二条の九第四項、 特別措置法第四十二条の五第五項、 「確定法 第四十二条の十二の三第五項、 項若しくは第八項若しくは第六十三条第一 人税割額の算定期間」という。 をいう。以下この条において同じ。 第四十二条の六第十二 当該加算された金額 の課税標準の算定期間 第六十二条第 0) (法第五 項、 月数で除 (次号及び 第四 課 項 項 十 文は 税 0) 十

略

3 5 略

6 により加算された金額」とあるのは 項、 第四十二条の九第四項、 合において、 めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。 始 元の日の 前各項の規定は、 「租税特別措置法第四十二条の五第五項 第六十二条の三第一 前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定 第 一項中「法人税額」とあるのは 法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年 項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定 第四十二条の十二の三第五項、 「個別帰属特別控除取戻税額等」と 第四 「個別帰属法人税額」 干 一条の 第六十二条第一 六第十二項 この場 度

等」と読み替えるものとする。
、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額

て政令で定めるところにより計算した金額)(法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

第八条の九 措置法第六十八条の げる金額に係るもの て同じ。 に規定する連結確定申告書をいう。 連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。 結法人税個別帰属支払額 及び次条第一項において「連結法人」という。)の前連結事業年度の連 基準額」という。 ところにより計算した金額 該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定める した当該前連結事業年度の連結確定申告書 で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当) は、 十第五項、 (当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別 同条第二項に規定する連結法人(次項、 (法人税法第七十一条第一項第一号に規定する (次項及び第三項において「予定申告に係る 第六十八条の十 次項第一号及び第八条の十二におい (法人税法第二条第三十二号 一第七項 項第二号に掲 第六十八条 第三項

には、

当

六十八第

加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合

項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第

項の規定によ

第

第六十八条の六十七第一項、

該相当する金額を控除した金額)に六を乗じて得た金額を当該

六十八条の十五の四第五項、

の十三第四

等」と読み替えるものとする。

て政令で定めるところにより計算した金額)(法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

第八条の九 には、 り加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合 六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第 六十八条の十五の四第五項、 の十三第四項、 措置法第六十八条の十第五項、 げる金額に係るもの て同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一 に規定する連結確定申告書をいう。 した当該前連結事業年度の連結確定申告書 連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。 結法人税個別帰属支払額 及び次条第一項において「連結法人」という。)の前連結事業年 基準額」という。)は、 ところにより計算した金額 該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定める で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに 当該相当する金額を控除した金額)に六を乗じて得た金額を当該 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度 第六十八条の十四第五項、 (当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特 同条第二項に規定する連結法人(次項、 (法人税法第七十一条第一項第一号に規定する (次項及び第三項において「予定申告に係る 第六十八条の六十七第一項、 第六十八条の十 次項第一号及び第八条の十二に 第六十八条の十五第五項 (法人税法第二条第三十二号 第十二 項、 項第二号に掲 第六十八条の 項の規定によ 第六十八条 第三項 度 !確定 の連 お 0 第

!連結事業年度の月数で除して得た金額とする

規定により計算した金額に相当する金額に、 は 六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合に に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始 適格合併 当該各号に定める金額を加算した金額とする 予定申告に係る基準額は、 (法人を設立するものを除く。 前項の規定にかかわらず、 以下この項において同じ。 次の各号に掲げる場合の区 0 同項の り目から

度に係るもの 日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度 金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した において同じ。 三十一号に規定する確定申告書をいう。 に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書 の日の 結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併 (その月数が六月に満たないものを除く。) のうち最も新しい事業年 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 第四 前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人 (当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後 十二条の六第七項)に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる (当該金額のうちに租税特別措置法第四十) 第四十二条の九第四項 次条第一項及び第八条の十二 (法人税法第二条第 一条の 五. 第五 前

三条第 れた金額を控除した額) 第六十二条第 一項の規定により加算された金額がある場合には、 項、 第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十 又は当該 年前の日以後に終了した被合併法 第四十二条の十二の三第五 当該加算さ 項

連結事業年度の月数で除して得た金額とする

に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開 適格合併 当該各号に定める金額を加算した金額とする 予定申告に係る基準額は、 (法人を設立するものを除く。 前項の規定にかかわらず、 以下この項において同じ。 次の各号に掲げる場合の 始 0 日 同 から 項 \mathcal{O}

分に応じ、 規定により計算した金額に相当する金額に、 六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合[おいては、 税額等 の日の れた金額を控除した額) 三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、 第六十二条第 度に係るもの 日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度 金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した において同じ。)に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる 三十一号に規定する確定申告書をいう。 に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書 結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併 十第五項 (その月数が六月に満たないものを除く。) のうち最も新しい 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 第四十二条の六第十二項、 前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法 (当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日 第四十二 (当該金額のうちに租税特別措置法第四十三 項、 一条の十一 第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十 又は当該 第五項 第四十二条の九第四項、 年前の日以後に終了した被合併 第四十二条の十二の三第五項 次条第一 項及び第八条の (法人税法第二条第 第四十二条の 一条の 当該加算さ 事業年 五. + 以 前

年度の月数で除して得た金額 「第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額 は第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額 は第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額 五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しく

二略

3及び4 略

(法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定める

ところにより計算した金額

ところにより計算した金額(次項において「予定申告に係る基準額」と始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定める第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開

五項、 年度の月数で除して得た金額 じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業 する金額を控除した金額) は第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額 項、 法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、 条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の 結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十八条の十第五 いものを除く。)のうち最も新しい連結事業年度に係るもの の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき 額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日 人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払 その計算の基礎となつた各連結事業年度 第六十八条の十一 第六十八条の六十七第一項、 第十二項、 をいう。 第六十八条の十三第四項 第六十八条の六十八第一 以下この条において同じ。 (その月数が六月に満たな 当該相当 項若しく 第六十八 (当該連 に乗 兀

二略

3及び4 略

ところにより計算した金額)(法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定める

ところにより計算した金額(次項において「予定申告に係る基準額」と始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定める第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開

の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一、第四十二条の十二の三第五項、第六十

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定)

規定により加算された金額とする。第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の六第七項第四十三条の五第五項、第四十二条の六第七項

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の

特例

いう。 五項 確定したもの の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。 控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の 項の規定により加算された金額がある場合には、 二条第一項、 る金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに 年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第 第四十二条の六第十二 第四十二条の十一第五項、 は、 第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一 連結法人の当該連結事業年度開始の (当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の五第五 項、 第四十二条の九第四項 第四十二条の十二の三第五項、 当該加算された金 日の前日の属する事 第四 項第二号に掲げ <u>十</u> 一条の 第六十 十第 前 額 日

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定

の特例)

第八条の十三 第一 項、 る額は、 規定により加算された金額とする。 項、 第四十二条の九第四項、 第六十二 租税特別措置法第四十二条の五第五項、 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定め 一条の三 一第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項 第四十二条の十二の三第五項、 第四十二 一条の六第十二 第六十二条 \mathcal{O}

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の

特例

規定により加算された金額とする。第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項のる額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定め

2 略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の

第一項の規定により加算された金額とする。
常一項の規定により加算された金額とする。
「一、第四十二条の一第一項若しくは第八項又は第六十三条一方第七項」、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政

2 4 略

定の特例)(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算)

二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一七項 、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で

項の規定により加算された金額とする。

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定め第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定め第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条の五第五項、第四十二条の六第十二

2 略

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の

特例

第一項の規定により加算された金額とする。

常一項の規定により加算された金額とする。

六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の立定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政

2 4 略

定の特例)(法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で

略

(外国の法人税等の額の控除

第九条の七 略

2 \(\)

5 除 の限度額で政令で定めるものは、 法第五十三条第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第三項の控 法人税法施行令第百九十五条の

規定する地方法人税の控除限度額とする。

6 略

7 五第 関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定 法第五十七条第二項に規定する従業者の数に<u>按分して</u>計算した額に当該 を有する場合には、 じて計算した額 法人の選択により、 税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、 条の十三第八項において「法人税の控除限度額」という。)に百分の一 た額は、 める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる。 第百四十四条の二第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算し を乗じて計算した額とする。 項に規定する連結控除限度個別帰属額 法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額若しくは同法 (当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所 法人税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの 法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗 ただし、 標準税率を超える税率で法人 (以下この項及び第四十八 当該

2 略

(外国の法人税等の額の控除

第九条の七 略

2 \(\) 略

5 第 除の限度額で政令で定めるものは、 法第五十三条第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第三 号に規定する地方法人税の控除限度額とする。 法人税法施行令第百九十 七条第五項 項 0 控

6 略

7 た額は、 める割合を乗じて計算した額の合計額) 関係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定 法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該 を有する場合には、 じて計算した額 法人の選択により、 税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、 条の十三第八項において「法人税の控除限度額」という。)に百分の三 五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額 第百四十四条の二第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十 ・二を乗じて計算した額とする。 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算し 法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額若しくは同 (当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所 法人税の控除限度額を当該法人の関係道府県ごとの 法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗 ただし、 とすることができる 標準税率を超える税率で法人 (以下この項及び第四十八 当

8及び9

略

10 8 内事業年度等の区分に応じ、 等の控除 用については、 業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第一 項 る事業年度又は連結事業年 の内国法人又は外国法 限度超過額は、 第 号 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度 に係る部分に限る。) 当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年 人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事 当該内国法人又は外国法人の当該各号に定 - 度の控除限度超過額とみなす。 の規定の適用がある場合の 一項の規定の 適 同

及び二略

11 超過額とみなす。 又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度 0) 外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 事業年度等の控除限度超過額のうち、 0 結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定 同 第九項 項 各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 適用については、 の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連 第 号 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内 に係る部分に限る。 同号に規定する当該内国法人又は 0) 規定の適用がある場合の 当該分割法人等の次 当該内国法人

一〜三略

12 度等の道府県民税の控除余裕額 事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の 同 適用につい 第九項 .項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結 (第 ては、 号 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年 に係る部分に限る。 (同項後段の規定によりないものとみな 0 規定の適用がある場合の 規定 0

> 10 等の控除限度超過額は、 める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。 内事業年度等の区分に応じ、 用については、 業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第1 項 の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連 前 項 同 項第 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度 一号に係る部分に限る。 当該被合併法人の次の各号に掲げる合併 当該内国法人又は外国法人の当該各号に定 の規定の適用がある場合 一項の規 5前三年 定 \mathcal{O} 結 0 適 同

及び二略

11 超過額とみなす。 又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除 の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 事業年度等の控除限度超過額のうち、 の適用については、 結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の 同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は 第九項 (同項第 一号に係る部分に限る。 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前 同号に規定する当該内国法 の規定の適用がある場 当該分割法人等 当該内国 人又は 三年 規定 限 法 0 合 人 連

一〜三略

12 度等の道府県民税の控除余裕額 適用については、 事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の 同 第九項 項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は (同項第 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年 号に係る部分に限る。 (同項後段の規定によりないものとみな 0 規定の適用がある場 連結 定 合

13 当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年 人等の 法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、 0 結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定 同 定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみ 年内事業年度等の区分に応じ、 された額を除く。 第九項 適用については、 項 の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連 第十一項各号に掲げる分割等前 (第1 号 控 は、 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内 除 に係る部分に限る。 余裕額とみなす。 当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併前三 当該内国法人又は外国法人の同項各号に 三年内事業年度等の区分に応じ、 の規定の適用がある場合の 同号に規定する当該内国 当該分割 いなす。 法

13

14 21

の道府県民

税

0

22

控除 る事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす 三年内事業年度等の区分に応じ、 以 項 ついては、 後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の適用に Ó 前 未済外国法人税等額は、 所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度 項 第 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等 号 に係る部分に限る。) 当該被合併法人の次の各号に掲げる合併 当該所得等申告法人の当該各号に定 の規定の適用がある場合の 前 0 同

及び二

23 合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結 第二十 項 (第 号 に係る部分に限る。 の規定の適用がある場

> 当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年 度の道府県民 法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、 0 結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の 同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は 定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみ 年内事業年度等の区分に応じ、 された額を除く。 人等の第十一項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ 第九項 適用については、 (同項第二号に係る部分に限る。 税の控除余裕額とみなす。 は、 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前 当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併 当該内国法人又は外国法人の同項各号に の規定の適用がある場合 同号に規定する当 当該分割 なす。 該 三年 內国 規定 前三 連

22 控除 る事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす 三年内事業年度等の区分に応じ、 ついては、 以 項 後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定の の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度 前 未済外国法人税等額は、 項 同項第 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度 一号に係る部分に限る。 当該被合併法人の次の各号に掲げる合併 当該所得等申告法人の当該各号に の規定の適用がある場合 適用 定 等 0 前

及び二 略

23 合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は 第二十一項 (同項第二号に係る部分に限る。 の規定の適用が あ 連結 る場

申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国 次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、 \mathcal{O} 事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項の規定 人税等額とみなす。 適用については、 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前 同号に規定する当該所得 当該分割法人等の 当該所得等 三年内

<u>\</u> 略

24 \$ 28 略

29

じて得た数を百分の 度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗 該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年 限度額の計算について第七項ただし書の規定による法人にあつては、 定する従業者の数 年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規 ができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業 外国の法人税等の額は、 条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三 (当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除 当該法人に係る同項の規定により控除すること で除して得た数)に按分して計算した額とす 当 29

法人税等額とみなす。 申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外国 次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、 \mathcal{O} 事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十項 適用については、 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前 同号に規定する当 当該分割法人等の 当該所得等 Ó 三年内 所得 規定

<u>\</u> 略

定する従業者の数 じて得た数を百分の三・二で除して得た数)に按分して計算した額とす 度分の法人税割の 該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年 限度額の計算について第七項ただし書の規定による法人にあつては、 年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項 ができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようとする事業 外国の法人税等の額は、 条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべ 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五 税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗 (当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の 当該法人に係る同項の規定により控除すること 控除 十三 当

30 略

る

30

略

(法第五十六条第四項の納付すべき税額を減少させる更正等)

る

- 額のうちいずれか少ない税額 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税
- 当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額 において「修正申告書」という。)の提出により納付すべき税額 の税額を控除した税額(当該修正申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前 という。)の提出により納付すべき税額 法第五十六条第四項に規定する修正申告書(以下この項及び次項
- 場合を除く。) 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合(次号に掲げる

に当

該還付金の額に相当する税額を加算した税額

- イ 修正申告書の提出により納付すべき税額
- □ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額
- ずれか少ない税額 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちい

1 修正 一申告書の提出により納付すべき税額

口 に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書

3 り納付すべき税額に相当する道府県民税とする。 書に係る更正の通知をしたときの同項に規定する修正申告書の提出によ 正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告 求に基づくものに限る。)によるものである場合において、 のを除く。 定する減額更正が更正の請求に基づくもの 法第五十六条第四項に規定する政令で定める道府県民税は)である場合又は法人税に係る更正 (法人税に係る更正によるも (法人税に係る更正の請 当該減額更 同 頃に規

(法第五十七条第三項第三号の事務所又は事業所)

第九条の九の七 略

第九条の十 すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、 (法第六十四条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等) 法第六十四条第三項に規定する当初申告書の提出により納付

という。 に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る (以下この項及び次項において

同項に規定する当初申告書

「当初申告書

0 還付金の額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする

2 部分として政令で定める税額は、 法第六十四条第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するまでの 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

(法第五十七条第三項第三号の事務所又は事業所)

第九条の十

略

当該各号に定める税額に相当する金額とする。

当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税

額のうちいずれか少ない税額

- 1 において 法第六十四条第三項に規定する修正申告書 「修正申告書」という。) の提出により納付すべき税額 (以下この項及び次項
- 口 当する税額があるときは、 の税額を控除した税額 に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前 (当該修正申告書の提出前の還付金の 当初申告書の提出により納付すべき税額 額に相
- 場合を除く。 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額 (次号に掲げる
- 1 修正 申告書の提出により納付すべき税額
- 口 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額
- 三 ずれか少ない税額 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうち
- イ 修正 申告書の提出により納付すべき税額
- 口 に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額 修正 申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書

3

正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修正申告 求に基づくものに限る。)によるものである場合において、 のを除く。 定する減額更正が更正の請求に基づくもの 法第六十四条第三項に規定する政令で定める道府県民税は、 である場合又は法人税に係る更正 (法人税に係る更正によるも (法人税に係る更正の請 当該減額更 同 西項に規

三項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税額に相当する道府当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。)の法第六十四条第合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出され、同日以後に書の提出があつたとき(法第五十三条第二十三項の規定の適用がある場

思があつたと認められる場合)(法第七十一条の十四第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意

県民税とする

合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場第九条の十二 法第七十一条の十四第七項に規定する納入申告書の提出期

は、これ。

ないことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けてい
こ項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課
二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課
の前日から起算して一年前の日までの間に、利子割について、同条第
一 法第七十一条の十四第七項に規定する納入申告書の提出があつた日

れていた場合
がる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入さい。前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲

イ及びロ 略

(利子割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第九条の十三 法第七十一条の十五第一項又は第三項(同条第一項の重加

思があつたと認められる場合)(法第七十一条の十四第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意

合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場第九条の十二 法第七十一条の十四第六項に規定する納入申告書の提出期

ないとき。

ないとき。

ないとき。

ないとき。

ないとき。

ないとき。

れていた場合
がる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まで
に納入さ
に納入さ

イ及びロ 略

(利子割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第九条の十三 法第七十一条の十五第一項

のとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額 七十一条の十四第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するも べき同条第 条の十五第 少申告加算金額に代えて、 算金に係る部分に限る。 に代えて、 重加算金額を徴収するものとする。 項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となる 項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、 以下この条において同じ。)の規定により、 重加算金額を徴収する場合には、 法第七十一 法第 過

べき同項に

意思があつたと認められる場合) 、法第七十一条の三十五第八項の納入申告書の提出期限までに提出する

第九条の十七 場合は、 期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める 次の各号のいずれにも該当する場合とする。 法第七十一条の三十五第八項に規定する納入申告書の提出

- 課されたことがない場合であつて、 第三項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を 日 ないとき の前日から起算して一年前の日までの間に、 法第七十一条の三十五第八項に規定する納入申告書の提出があつた 同条第八項の規定の適用を受けて 配当割について、 同 条
- げる場合の区分に応じ、 れていた場合 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、 それぞれ次に定める期限又は日までに納入さ 次に掲

イ及びロ

少申告加算金額に代え 重加算金額を徴収する場合においては の規定により、 同項 過

の規定による重加算金額の算定の基礎となる

規定する不足金額に相当する金額を、

法第

に代え のとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額 七十一条の十四第一 重加算金額を徴収するものとする。 項に規定する対象不足金額から控除して計算するも

意思があつたと認められる場合) (法第七十一条の三十五第七項の納入申告書の提出期限までに提出する

第九条の十七 場合は、 期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める 法第七十一条の三十五第七項に規定する納入申告書の 提

次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 課されたことがない場合であつて、 日 第三項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額 ないとき の前日から起算して一年前の日までの間に、 法第七十一条の三十五第七項に規定する納入申告書の提出があつた 同条第七項の規定の適用を受けて 配当割につい 同 条
- げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まで れていた場合 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額 次に掲

イ及びロ 略

(配当割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第九条の十七の二 計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部 を、 礎となるべき同条第 七十一条の三十六第一 の重加算金に係る部分に限る。 法第七十一条の三十五第一項に規定する対象不足金額から控除して 過少申告加算金額に代えて、 法第七十一条の三十六第一項又は第三項 一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額 項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基 以下この条において同じ。 重加算金額を徴収する場合には (同条第一項 の規定によ 分の過少申 法第

意思があつたと認められる場合)(法第七十一条の五十五第八項の納入申告書の提出期限までに提出する

告加算金額に代えて、

重加算金額を徴収するものとする。

める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定第九条の二十の二 法第七十一条の五十五第八項に規定する納入申告書の

- れていた場合がいる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入さい、前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲

(配当割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

那 九
条の
の
Ł
<u>の</u>
法第七十
一条の三
一十六第
項

告加算金額に代え」、重加算金額を徴収するものとする。

・ 一条の三十五第一項に規定する対象不足金額に相当する金額ではなるべき同項に

・ 一次の三十五第一項に規定する対象不足金額に相当する金額ではなるべき同項に

・ 一次による重加算金額の算定の基準である。

・ の規定による重加算金額の算定の基準である。

意思があつたと認められる場合)(法第七十一条の五十五第七項の納入申告書の提出期限までに提出する

める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定第九条の二十の二 法第七十一条の五十五第七項に規定する納入申告書の

- れていた場合がいる。それぞれ次に定める日まででは納入さげる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まででは納入されれて、前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲

イ及びロ 略

取扱い)(株式等譲渡所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の

第九条の二十一 法第七十一条の五十六第一項又は第三項(同条第一項の):

、法第七十一条の五十五第一項に規定する対象不足金額から控除して計となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を十一条の五十六第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により

第二節 略

算金額に代えて、

算するものとした場合における過少申告加算金以外の部分の過少申告加

重加算金額を徴収するものとする。

、恒久的施設の範囲

2 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

第十条

いて同じ。)がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の主たる事務所若しくは事業所を有しない個人をいう。以下この条にお国法人をいう。以下この節において同じ。)又はこの法律の施行地に一 外国法人等(外国法人(法第七十二条第五号ただし書に規定する外

イ及びロ 略

、株式等譲渡所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額

の

取扱い)

第九条の二十一 法第七十一条の五十六第一項

の規定により

第二節 事業税

(恒久的施設の範囲

第十条

2 次に掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。

いて同じ。)がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の主たる事務所若しくは事業所を有しない個人をいう。以下この条にお国法人をいう。以下この節において同じ。)又はこの法律の施行地に外国法人等(外国法人(法第七十二条第五号イニーに規定する外

2 略

一及び三 略

場所

3

略

(法第七十二条の十五第一項第二号の政令で定める掛金等)

第二十条の二の四 令で定めるものは、 法第七十二条の十五第一項第二号に規定する掛金で政 次 に掲げるものとする。

及び二 略

三 法人が各事業年度において確定拠出年金法(平成十三年法律第八十 八号) 移換する確定拠出年金法施行令 項第七号に規定する事業主掛金 第八項に規定する企業型年金加入者のために支出する同法第三条第三 第四条第三項に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条 (平成十三年政令第1 (同法第五十四条第一項の規定により 一百四十八号) 第

兀 略

一十二条第一項第四号に掲げる資産を含む。)

Ŧī. する同 産形成基金契約に基づいて同項第二号に規定する勤労者について支出 のために支出する信託金等及び同条第三項に規定する第二 に規定する第一種勤労者財産形成基金契約に基づいて信託の受益者等 法人が各事業年度において勤労者財産形成促進法第六条の三第二項 .項第一号に規定する預入金等の払込みに充てるために同法第七 項の規定により支出する金銭 一種勤労者財

六 略

第

場所

一及び三 略

3

略

一及び二 略 令で定めるものは、

次の各号に掲げるものとする。

第二十条の二の四

(法第七十二条の十五第一項第二号の政令で定める掛金等)

法第七十二条の十五第一項第二号に規定する掛金で政

三 法人が各事業年度において確定拠出年金法(平成十三年法律第八十 移換する確定拠出年金法施行令 項第七号に規定する事業主掛金 第八項に規定する企業型年金加入者のために支出する同法第三条第三 八号)第四条第三項に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条 一十二条第一項第三号に掲げる資産を含む。) (同法第五十四条第 (平成十三年政令第1 一百四十八号) 項の規定により 第

几 略

五. する同項第一号に規定する預入金等の払込みに充てるために同法第七 条の二十 産形成基金契約に基づいて同項第二号に規定する勤労者について支出 のために支出する信託金等及び同条第三項に規定する第二 に規定する第一種勤労者財産形成基金契約に基づいて信託の受益者等 法人が各事業年度において勤労者財産形成促進法第六条の三第二項 の規定により支出する金銭 一種勤労者財

略

2 略

(内国法人の法の施行地外に有する事業が行われる場所

第二十条の二の十八 われる場所で政令で定めるものは、 法第七十二条の十九に規定する内国法人の事業が行 内国法人が法の施行地外に有する

恒久的施設に相当するも

のとする。

法 法第七十二条の十九後段に規定する同条に規定する の法の

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方

第二十条の二の十九 される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、 国の事務所又は事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用 三第二項、 前条の場所 で計算した金額とする。)に当該特定内国法人の法の施行地外に有する 施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、 特定内国法人(以下この節において「特定内国法人」という。) 人の付加価値額の総額 第二十一条の八第一項並びに第二十三条第 (以下この項及び第三項、 (第二十条の二の十六第一項の規定を適用しない 次条第一項、 第二十条の二の二十 項において「外 当該特定内国法 次条第一項、 第

(内国法人の法の施行地外に有する事業が行われる場所

第二十条の二の十八 のとする。 の国又は地域については当該国又は地域にある恒久的施設に相当するも 内にある当該租税条約に定める恒久的施設に相当するものとし、 関する定めを有するものに限る。 われる場所で政令で定めるものは、 ている条約相手国等 十九条第 以下この条において同じ。 項に規定する租税条約をい 法第七十二条の十九に規定する内国法人の事業が (租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう については当該租税条約の条約相手国等 以下この条において同じ。 我が国が租税条約 恒久的施設に相当するものに (法人税法第百三 を締結し その他

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方

法

第二十条の二の十九 法第七十二条の十九後段に規定する同条の される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、 国の事務所又は事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用 三第二項、 前条の場所 で計算した金額とする。) 人の付加価値額の総額 施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、 特定内国法人(以下この節において「特定内国法人」という。 第二十一条の八第一項及び第二十三条第 (以下この項 (第二十条の二の十六第一項の規定を適用しない に当該特定内国法人の法の施行地外に有する 次条第 項、 第二十条の二の二十 項 当該特定内国法 次条第一項、 において 0) 法 第

及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。て得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所第二十三条第一項及び第三十五条の三の十において同じ。)の数を乗じ二十条の二の二十三第二項、第二十条の二の二十五、第二十一条の八、

2 略

3 事業年度 の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該 は事業所を有しないこととなつた場合には、 なつた場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又 法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することと 務所又は事業所の従業者の数 業者の数は ときは、 第 項 これを一人とする。))によるものとする。 Ó の月数で除して得た数 規定の 当該特定内国法人の当該事業年度終了の日現在における事 適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従 (外国の事務所又は事業所を有しない内国 (その数に一人に満たない端数を生じた 当該事業年度に属する各月 3

は、これを一月とする。

は、これを一月とする。

は、これを一月とする。

は、これを一月とする。

(法第七十二条の二十第三項の政令で定める金額)

及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。て得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所第二十三条第一項及び第三十五条の三の十において同じ。)の数を乗じ二十条の二の二十三第二項、第二十条の二の二十五、第二十一条の八、

2 略

るものとする。 月を経過した日の前日現在における事務所又は事業所の従業者の数によ 内国法人にあつては、 書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定による申告をする特定 者の数によるものとする。 内国法人の当該事業年度終了の日現在における事務所又は事業所の従業 第 項の場合において、 当該特定内国法人の当該事業年度開始の日から六 ただし、 事務所又は事業所の 法第七十二 一条の一 従業者の数は、 一十六第 当 項 点ただし 該 特定

(法第七十二条の二十第三項の政令で定める金額)

第二十条の二の二十

2 おける同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。 前条第三項から第五項までの規定は、 前項の規定の適用がある場合に

(法第七十二条の二十一第六項第一号の総資産の帳簿価額

第二十条の二の二十一 法第七十二条の二十一第六項第一号に規定する政 計上されている総資産の帳簿価額から次に掲げる金額の合計額 令で定めるところにより計算した金額は、 同号に規定する貸借対照表に

を控除して得た金額

略

とする。

<u>\{\pm\}</u>

第二十条の二の二十 略

前条第三項 の規定は、 前項の

2

事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七十二条の二十一第六項第一号の総資産の帳簿価額

第二十条の二の二十一 法第七十二条の二十一第六項第一号に規定する政 て得た金額とする。 までに掲げる金額を控除して得た金額に、 価額」という。)から、 計上されている総資産の帳簿価額 令で定めるところにより計算した金額は、 当該総資産の帳簿価額のうち第 (以下この条において 第六号に掲げる金額を加算し 同号に規定する貸借対照表に 一号から第五号 総資産の帳簿

略

兀

第

六第一 評価益等相当額 度終了の時における当該その他有価証券の帳簿価額を超える場合のそ づく貸借対照表に計上されているその他有価証券の金額が当該事業年 項ただし書に規定する期間に係る決算。 以下この号及び第六号において「その他有価証券」という。)に係る)超える部分の金額をいう。 法人税法施行令第百十九条の一 項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、 (当該事業年度の確定した決算 項に規定するその他有価証券 第六号において同じ。 (法第七十二条の二十)に基 同

五.

兀

略

六 けるその他有価証券の帳簿価額が当該事業年度の確定した決算に基づ その 他 有 価 証券に係る評価損等相当額 (当該事業年度終了の時にお

(法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額)

第二十条の二の二十三 等の額 の事業に帰属する付加価値額の占める割合を乗じて計算する。 いて同じ。)のうちに当該特定内国法人の当該事業年度の法の施行地 第七十二条の二十の規定を適用しないで計算した金額とする。 とする。 項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額 国法人の資本金等の額から控除する金額は、 金額をいう。 (法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定により算定した)に当該特定内国法人の当該事業年度の付加価値額の総額 以下この節において同じ。) 法第七十二条の二十二第一項の規定により特定内 (法第七十二条の二十一第六 当該特定内国法人の資本金 次項にお (法 外

法の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額の占める割 は当該特定内国法人の付加価値額の総額のうちに付加価値額の総額から 0) 合が百分の五十未満である場合には、 る付加価値額がない場合、 定により特定内国法人の資本金等の額から控除する金額は、 第六項 かかわらず、 施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額がない を除く。 前項の特定内国法人(法第七十二条の十九後段の規定の適用があるも の規定により控除すべき金額があるときは、 以下この項において同じ。 当該特定内国法人の資本金等の額 当該特定内国法人の付加価値額の総額から法 法第七十二条の二十二第一項の規 の法の施行地外の事業に帰属す (法第七十二条の二十 これを控除した後 前 項の 場合又 規定 2

合のその超える部分の金額をいう。)
く貸借対照表に計上されている当該その他有価証券の金額を超える場

、法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額、

第二十条の二の二十三 等の額 定する に 合が百分の五十未満である場合には、 法の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額の占め は当該特定内国法人の付加価値額の総額のうちに付加価値 の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額がない る付加価値額がない場合、 \mathcal{O} の事業に帰属する付加価値額の占める割合を乗じて計算する。 いて同じ。)のうちに当該特定内国法人の当該事業年度の法の施行 第七十二条の二十の規定を適用しないで計算した金額とする。 とする。)に当該特定内国法人の当該事業年度の付加価値額 項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の 金額をいう。 国法人の資本金等の額から控除する金額は、 第六項の規定により控除すべき金額があるときは、 かかわらず、 前項の特定内国法人(法第七十二条の十九後段の規定の適用が を除く。 (法第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定により算定した 特定内国法人の資本金等の額から控除する金額は、 以下この項において同じ。 以下この節において同じ。 当該特定内国法人の資本金等の額 法第七十二条の二十二第一項に規定する 当該特定内国法人の付加価値額の総額から法 法第七十二条の二十二 の法の施行地外の事業に帰 (法第七十二条の二 当該特定内国法人の資本金 (法第七十二条の二十 これを控除した後 額 第 前 \mathcal{O} 0 次項 総額 一項に規 項の 総 、場合又 額 あ 特定 規定 る割 から 属す るも 金額 地 に (法

2

算する。

「の金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務の金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業

用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準3 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適

用する

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

第二十条の二の二十五 する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七 第二項中 の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」 た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国 第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得 事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金 る地方税法施行令 法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有す た金額との合計額」とあるのは 項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二 を支払われるものをいう。 十八に規定する場所(以下この項及び次項において「外国の事務所又は 十一第一項及び第二項の規定の適用については、 「とする」とあるのは「に、 (昭和二十五年政令第二百四十五号) 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同 以下この項及び次項において同じ。) 「減算した金額との合計額に、 当該内国法人の法の施行地内に有 同条第一項中「減算し 第二十条の二の 当該内国 のうち 同 条

所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務の金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業

ı	3	笞
	第二十条の二の十九第三項	算する。
事	項	
事務所又は事業所の従業者の数について準	の規定は、前項の	

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

用する。

第二十条の二の二十五 する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者のうち第七 第二項中 の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」 た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国 第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得 を支払われるものをいう。 事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金 十八に規定する場所(以下この項及び次項において る地方税法施行令 法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有す た金額との合計額」とあるのは 十一第一項及び第二項の規定の適用については、 項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二 「とする」とあるのは (昭和二十五年政令第二百四十五号) 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事 以下この項及び次項において同じ。) に、 「減算した金額との合計額に、 当該内国法人の法の施行地内に有 同条第一項中 「外国の事務所又は 第二十条の二の 当該内国 「減算し のうち ず業と同 同

務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とするを当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額

の数について準用する。 がある場合における同条第一項又は第二項の事務所又は事業所の従業者 り読み替えられた法第七十二条の二十一第一項又は第二項の規定の適用 の数について準用する。

3 及び4 略

設の従業者の数について準用する。 適用がある場合における第三項の事務所又は事業所及び前項の恒久的施 5 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前二項の規定の

規定を適用した後の金額とする」とする。

条の二の二十五第三項又は第四項の規定の適用があるときは、これらの金額とし、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十金額とす。」とあるのは、「第三項の内国法人又は第四項の外国法人に係る法第七十二条の二十一

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

得を算定する場合には、、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄り、連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所第二十条の三、法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定によ

・第二十条の二の十九第三項の規定は、この場合における事務所又は事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。第二十条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額

業所の従業者の数について準用する。

2 及び3 略

| 4 第二十条の二の十九第三項 の規定は、前:

事務所又は事業所及び「恒久的

項

設の従業者の数について準用する。

規定を適用した後の金額とする」とする。

・ 第二項の内国法人又は第三項の外国法人に係る法第七十二条の二十二

・ 第二項の内国法人又は第三項の外国法人に係る法第七十二条の二十一

・ 第二項の内国法人又は第三項の外国法人に係る法第七十二条の二十一

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄つて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定によ

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規 定の例によるものとする。

														項	十九条第二	法人税法第五	
項	第五十七条第	額を加算した	帰せられる金	該内国法人に	金額のうち当	当該連結欠損	た場合には、	損金額が生じ	年度に連結欠	当該連結事業	別欠損金額(に規定する個	の十八第一項	た第八十一条	において生じ	連結事業年度	
五	地方税法施行令第二十条の三第一項															個別欠損金額	略

定の例によるものとする。 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規

																	十九条第二項	法人税法第五
同条第一項	可項	第五十七条第	金額)	額を加算した	帰せられる金	該内国法人に	金額のうち当	当該連結欠損	た場合には、	損金額が生じ	年度に連結欠	当該連結事業	別欠損金額(に規定する個	の十八第一項	た第八十一条	において生じ	連結事業年度
同令第二十条の三第一項の規定によ七条第一項	の規定により読み替えられた第五十	地方税法施行令第二十条の三第一項																個別欠損金額

金額)	額を加算した	帰せられる金	該内国法人に	金額のうち当	当該連結欠損	た場合には、	損金額が生じ	年度に連結欠	当該連結事業	別欠損金額(に規定する個	の十八第一項	た第八十一条	十九条第二項 において生じ		略	yる。	それぞれ同表のの表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	は 、 次 業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合にお	F告法人の事 2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定によつて連結申告法人の事	略	
金額)	額を加算した	帰せられる金	該内国法人に	金額のうち当	当該連結欠損	た場合には、	損金額が生じ	年度に連結欠	当該連結事業	別欠損金額(に規定する個	の十八第一項	た第八十一条	十九条第二項 において生じ	法人税法第五 連結事業年度 個別欠損金額	略	下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。	の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ	業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には	法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により 連結申告法	略	

3 第二十条の八略 選二十一条の八略 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、第一項の規定の	人 い	わらず、法人税法施行令第百十二条第二十項から第二十二項までの規定である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかるという。		一項 一項 一項 の規定により読み替えられた第五十 第五十七条第 地方税法施行令第二十条の三第二項
第二十一条の八 略 2 略 2 略 2 略 フロは、当該特定内国法人の当該事業年度開始の日から六 大国法人の当該事業年度終了の日現在における事務所又は事業所の従業者の数は、当該特定 大国法人にあつては、当該特定内国法人の当該事業年度開始の日から六 内国法人にあつては、当該特定内国法人の当該事業年度開始の日から六 月を経過した日の前日現在における事務所又は事業所の従業者の数によるものとする。	人い	わらず、法人税法施行令第百十二条第二十項から第二十二項までの規定である各事業年度の所得を算定する場合においては、同項の規定にかか3 略	同条第一項 同令第二十条の三第二項の規定によ	一項 七条第一項 一項 の規定により読み替えられた第五十 第五十七条第 地方税法施行令第二十条の三第二項

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法

,

第二十三条 略

用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準2 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適

用する

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

て政令で定めるところにより計算した金額

第二十四条の六 置法第六十八条の十第五項、 る金額に係るもの 同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第 税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。 0 日 て「予定申告に係る基準額」という。 として政令で定めるところにより計算した金額 始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準 十三第四項 した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書 条第 項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過 の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額 項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開 (当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措 第六十八条の十一第七項) は、 当該事業年度開始の日の前 (次項及び第三項におい 一項第二号に掲げ (法人税法第七十 次項において 第六十八条の 以下こ 1 (法人 第六

十八条の十五

の四第五項、

第六十八条の六十七第一項、

第六十八条の六

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法

第二十三条 略

2 第二十条の二の十九第三項 の規定は、前項の

事務所又は事業所の従業者の数について準

用する。

て政令で定めるところにより計算した金額)(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

第二十四条の六 十八条の十五の四第五項、 十三第四項、 置法第六十八条の十第五項、 る金額に係るもの 同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第 税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。 した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書 の項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経 日 て「予定申告に係る基準額」という。)は、 として政令で定めるところにより計算した金額 始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準 条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。 の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額 第六十八条の十四第五項 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年 (当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措 第六十八条の六十七第一項、 第六十八条の十 第六十八条の十五第五項 当該事業年度開始の 一第十二 (次項及び第三項にお 項、 一項第二号に掲げ (法人税法第七十 第六十八条の六 第六十八条の 次項において 以下こ 日 (法人 -度開 0) 前

して得た金額の六倍の金額とする。は、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合に十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により

2

2

らず、 ľ, げる場合の区分に応じ、 された場合には 開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がな 法人を設立するものを除く。 始 七十四条第 確定申告書をいう。 人の各事業年度の確定申告書 併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法 の月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等 の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日まで いて同じ。 じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。 及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項及び次項において同 適格合併 (同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産 日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、 同項の規定により計算した金額に相当する金額に、 の事業年度の期間が六月を超え、 (法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をい)の前事業年度中に適格合併がなされた場合 項第一 一号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開 次条第一項において同じ。 当該各号に定める金額を加算した金額とする。 予定申告に係る基準額は、 以下この項において同じ。 (法人税法第二条第三十一号に規定する 前事業年度中又は当該事業年度)に記載すべき同法第 前項の規定にかかわ)に係る連結法 以下この項にお 次項において同 次の各号に掲 前事業年度 その計算 (当該合 V

して得た金額の六倍の金額とする。は、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合に十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により

らず、 じ。 <u>)</u> げる場合の区分に応じ、 された場合においては、 開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併 法人を設立するものを除く。 確定申告書をいう。 併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併 いて同じ。 適格合併 始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、 七十四条第 人の各事業年度の確定申告書 の月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等 の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日まで じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。 及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項及び次項におい (同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。 当該合併法人(合併により被合併法人 同項の規定により計算した金額に相当する金額に、 の事業年度の期間が六月を超え、 (法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をい)の前事業年度中に適格合併がなされた場合 項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開 次条第一項において同じ。 当該各号に定める金額を加算した金額とする。 予定申告に係る基準額は、 以下この項において同じ。 (法人税法第二条第三十一号に規定する 前事業年度中又は当該事業年度 (合併によりその有する資)に記載すべき同 前項の規定にか 以下この項に 次項におい)に係る連 次の各号に掲 前事業 その計算 当 法第 |該合 年度 て同 か 結 が わ

略

措置法第四 掲げる金額に係るもので、 確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に 日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結 係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始 の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に ある場合には、 若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額が 十二条の十二の三第五項、 の九第四 の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。 のうち最も新しい事業年度に係るもの 項 士 二条の 当該加算された金額を控除した金額) 五第五項、 その計算の基礎となつた各連結事業年度 第六十二条第一項、 第四十二 一条の六第七項 (当該金額のうちに租税特別 第六十二条の三第 又は当該 第四十二条 一年前 第四 一項

つた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額次項において同じ。)に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となある場合には、当該相当する金額を控除した金額)をいう。次号及びまの六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八

の十三第四項

置法第六十八条の十第五項

年度に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措

第六十八条の十

第七項

第六十八条

その月数が六月に満たないものを除く。

のうち最も新しい連結事業

掲げる金額に係るもので、 措置法第四十二条の五第五項、 次項において同じ。 ある場合には、 定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金 条の六十八第 第六十八条の十五の四第五項、 の十三第四項、 置法第六十八条の十第五項 年度に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別 その月数が六月に満たないものを除く。 確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に 日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の 係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開 の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に ある場合には、 若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金 十二条の十二の三第五項、 の九第四項、 の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たない のうち最も新しい事業年度に係るもの た事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算し 第四十二条の十第五項 一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一 当該相当する金額を控除した金額) 当該加算された金額を控除した金額) 第六十八条の十四第五項 に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎とな その計算の基礎となつた各連結事業年度 第六十二条第一項、 第六十八条の十 第六十八条の六十七第一項、 第四十二 第四十二条の十一第五項 一条の六 (当該金額のうちに租税特 第六十八条の十五第五 のうち最も新しい連結事業 第十一 第十二 第六十二条の三第 をいう。 項 た金額 又は当該 項 ものを除 第六十八 第四 第六十八 次号及び 一十二条 一年前 項 第四 連結 額 0) 始 額 項 項

3及び4 略

ところにより計算した金額)(法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定める)

れた金額を控除した金額)を当該前事業年度の月数で除して得た金額の十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算さ項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六項、第四十二条の十二の三第五

2 略

六倍の金額とする。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収

猶予の申請手続等

るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定め

一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別

ところにより計算した金額)(法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定める

第二十四条の七 た金額 項、 六倍の金額とする。 れた金額を控除した金額) 十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、 二条の十第五項、 の五第五項、 前日までに確定したもの 項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日 業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一 前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算し 第六十二条第一 (次項において「予定申告に係る基準額」という。) は、 第四十二条の六第十二項 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の 第四十二条の十一第五項、 項、 第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六 (当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条 を当該前事業年度の月数で除して得た金額の 第四十二条の九第四項 第四十二条の十二の三第五 当該加算さ 当該事 第四十

2 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収

猶予の申請手続等)

一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定め

割額 いう。 に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値 項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合 という。 決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 規定により くは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項 された所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若し 若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準と て法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額 十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。 「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額 に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づい (次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」 第六十六条の四第二十一項第)から、 を控除した金額 |更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは 当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一 一 号 (同法第六十六条の四の三第 (次号において لح 0

二略

2 4 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の |

事業税の徴収猶予の申請手続等

るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。第三十二条の三法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定め

一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別

割額 いう。 に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加 決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 十一項及び第六十七条の十八第十項 措置法第六十六条の四第十七項第一号 項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合 という。)から、 規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは くは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項 された所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若し 若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準と て法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割 「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割 に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づ (次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」と)を控除した金額 当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一 において準用する場合を含む。 、同法第六十六条の四 (次号において 日の三第 価値 額

二略

2 4 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の

事業税の徴収猶予の申請手続等

第三十二条の三 法第七十二条の三十九条の三十二条の三 法第七十二条の三十九条の三十九の四第一項に規定する政令で定め

法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別

値割額 という。 合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加 て は決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 の規定により しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項 個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第 又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る 三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 に限る。 に規定する対象連結法人をいう。 十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人 る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額 の二第十三項において準用する場合を含む。 措置法第六十八条の八十八第二十二 という。)から、 項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算し 「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額 (次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額 以下この号において同じ。 を控除した金額 更正若しくは決定をした場合における当該更正若しく 当該更正決定のうち法第七十二条の三十九 第四項において同じ。 二項第)に基づいて法第七十二条の三十 一 号)に掲げる更正決定に係 (同法第六十八条の)に係るもの (次号におい (法第七 の四第 一項若 (同項 た場 百七 価

二 略

2 4 略

(法第七十二条の四十四第四項の納付すべき税額を減少させる更正等)

第三十三条の二 法第七十二条の四十四第四項に規定する当初申告書の提

値割額 て の二第十項 という。 合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は は決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 の規定によって更正若しくは決定をした場合における当該更正若しく しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項 個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若 又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る 三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額 に限る。 に規定する対象連結法人をいう。 十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人 る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額 措置法第六十八条の八十八第十八項第一号 項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算し という。)から、 「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価 (次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割 以下この号において同じ。 を控除した金額 において準用する場合を含む。 当該更正決定のうち法第七十二条の三十九 第四項において同じ。)に基づいて法第七十二条の三十 に掲げる更正決定に係 (同法第六十八条の)に係るも (次号におい (法第七 付 0) 同 た場 百七 額 加 兀 割

二略

2 4 略

るものとする更正とする。

正又は当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があ四において「当初申告書」という。)に係る還付金の額を増加させる更四において「当初申告書」という。)に係る還付金の額を増加させる更出におり納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定している。

- に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。 るまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分2 法第七十二条の四十四第四項に規定する当初申告書に係る税額に達す
- 額のうちいずれか少ない税額 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税
- 付すべき税額 | 付すべき税額 | 付すべき税額 | 付すべき税額 | 大三条の四までにおいて「修正申告書の提出」という。)により納 | 小ら第三十四条までにおいて同じ。)の提出(以下この条から第三 | から第三十四条までにおいて同じ。)の提出(以下この条から第三 | 小方の第二十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書
- に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額) 当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額の税額を控除した税額(当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前
- 場合を除く。) 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合(次号に掲げる
- イ 修正申告書の提出により納付すべき税額
- 図 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

ずれか少ない税額三、当初申告書に係る還付金の額がある場合、次に掲げる税額のうちい

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書

3 法第七十二条の四十四第四項に規定する政令で定める事業税は、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正により納付すべき税額に限る。)によるものである場合において、当該減申告書に係る更正が更正の通知をしたときの同項に規定する修正申告書の提出申告書に係る更正が更正の通知をしたときの同項に規定する政令で定める事業税は、同項により納付すべき税額に相当する事業税とする。

(法第七十二条の四十五第三項の納付すべき税額を減少させる更正等)

第三十三条の三 法第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定って。 法第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書の提

に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。るまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分る第七十二条の四十五第三項に規定する当初申告書に係る税額に達す

2

額のうちいずれか少ない税額 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額) 当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額の税額を控除した税額(当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前

場合を除く。) 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額二 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合(次号に掲げる

不修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

二 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちい

「修正申告書の提出により納付すべき税額」

ずれか少ない税額

に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書

同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。

の同項

- 47 -

する。
「一方のである。」
「一方のである。」
「一方のである。」
「一方のである。」
「一方のである。」
「一方のである。」
「一方のである。」
「一方のである。」
「一方のである。」
「一方のである。

額の計算等) (法人の事業税の過少申告加算金又は不申告加算金を課さない部分の金

する金額とする。 「修正申告書の提出又は法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正があつたものとした場合における当該修正申告書の提出により納付すべき税額又は

3 2 付金の する。 額又は不足税額に該当するときは、 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額と るまでの金額として政令で定めるところにより計算した金額は、 当初申告書に係る還付金の額を増加させる更正又は当初申告書に係る還 すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正 法第七十二条の四十六第一項に規定する当初申告書に係る税額に達す 法第七十二条の四十六第 き税額又は不足税額を控除した税額 額がない場合において還付金の額があるものとする更正とする。 ただし 当該各号に定める税額が第 一項に規定する当初申告書の提出により納付 当該各号に定める税額から当該納付 (当該税額が零を下回る場合に 項に規定する納付すべき税 次の各 は、

(法人の事業税の過少申告加算金又は不申告加算金を課さない部分の金

額の計算

れ

第一項の規定の例により計算した金額とする。た事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額は、

があつたと認められる場合)(法第七十二条の四十六第七項の申告書の提出期限までに提出する意思

合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場第三十三条の五 法第七十二条の四十六第七項に規定する申告書の提出期 知

いた場合 場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されて場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されて一 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる

イ及びロ 略

(法人の事業税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱

少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七十二算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過第三十四条 法第七十二条の四十七第一項又は第三項(同条第一項の重加

前項一の規定の例により計算した金額とする。た事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額は、

があつたと認められる場合)(法第七十二条の四十六第六項の申告書の提出期限までに提出する意思

限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場第三十三条の三 法第七十二条の四十六第六項に規定する申告書の提出期

合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

規定の適用を受けていないとき。

類又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の業税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金業税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額を設定して五年前の日までの間に、法人の行う事業に対する事法第七十二条の四十六第六項に規定する申告書の提出があつた日の法第七十二条の四十六第六項に規定する申告書の提出があつた日の法第七十二条の四十六第六項に規定する申告書の提出があった日の法第七十二条の四十六第六項に規定する申告書の提出があった日の法第七十二条の適用を受けていないとき。

いた場合 場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まで に納付されて場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まで に納付されて二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる

イ及びロ 略

い等) (法人の事業税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱

第三十四条 法第七十二条の四十七第一項

の規定により、過

少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合においては、同項

なのでする。 が算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収す 対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告 対象不足税額に相当する金額を、法第七十二条の四十六第一項に規定する 条の四十七第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎とな

税額に相当する税額

の規定による重加算金額の算定の基礎となるものとする。 のとした場合における過少申告加算金額に代え 、重加算金額を徴収す対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告が象不足税額に相当する金額を、法第七十二条の四十六第一項に規定するのものとする。

法第七十二条の四十七第一項から第三項までに規定する隠ぺいされ、 大は仮装されていない事実に基づく税額は、次に掲げる税額とする。 又は仮装されていない事実のみに基づいて法第七十二条の三十三第二 ではの表されていない事実のみに基づいて法第七十二条の三十三第二 による更正若しくは決定があつたとした場合における当該修正申告書 による更正若しくは決定があったとした場合における当該修正中告書 の提出により納付すべき税額又は当該更正若しくは決定に係る法第七十二条の 十二条の四十一第一項から第三項までに規定する隠ぺいされ、 十二条の四十四第一項に規定する不足税額に相当する税額とする。

二 法第七十二条の四十七第二項の場合にあつては、当該隠ぺいされ、二 法第七十二条の四十七第二項の場合におり提出する申告書若しくは第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは法第七十二条の三十三第二項の規定による更正若しくは決定があつたものとした場合におけるこれの規定による更正若しくは決定があつたものとした場合におけるこれの規定による更正若しくは決定があったものとした場合におけるこれの規定による規定により提出する修正申告書の提出により納付すべき税額又は当該の規額に相当する税額

(個人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

する恒久的施設に相当するもの とする。 が行われる場所で政令で定めるものは、同条の個人が法の施行地外に有第三十五条の三の九 法第七十二条の四十九の十三に規定する個人の事業

(個人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第三十五条の三の十 法第七十二条の四十九の十三後段に規定する同条の第三十五条の三の十 法第七十二条の四十九の十三後段に規定する同条の第三十五条の三の十 法第七十二条の四十九の十三後段に規定する同条の第三十五条の三の十 法第七十二条の四十九の十三後段に規定する同条の第三十五条の三の十 法第七十二条の四十九の十三後段に規定する同条の

3 第一項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従

2

略

業者

数は

同項の

個

人の課税標準の算定期間の

末日現在に

おける事務

(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有

所又は事業所の従業者の数

個人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

する第七条の三の五に規定する場所とする。が行われる場所で政令で定めるものは、同条の個人が法の施行地外に有第三十五条の三の九 法第七十二条の四十九の十三に規定する個人の事業

(個人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第三十五条の三の十 する。 び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。 を乗じて得た額を当該個人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及 所得の総額 個人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、)に当該個人の法の施行地外に有する前条の場所 において「外国の事務所又は事業所」という。 (第三十五条の三の二の規定を適用しないで計算した金 法第七十二条の四十九の十三後段に規定する同 (以下本項 の従業者の数 当該個 一額と 人の 条

2 略

数によるものとする。の課税標準の算定期間の末日現在における事務所又は事業所の従業者のの課税標準の算定期間の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数は、当該個人

は、これを一人とする。))によるものとする。
は同項の個人で外国の事務所又は事業所を有しないものが課税標準の算定期間の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなつた場合又関の自己ないこととなった場合には、当該算定期間に属する各月の末業所を有しないこととなった場合には、当該算定期間に属する各月の末端の手では、これを一人とする。))によるものとする。

は、これを一月とする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたとき

(法第七十二条の七十六の率)

第三十五条の四の四 法第七十二条の七十六の政令で定める率は、百分の

五・四とする。

(法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第三十五条の四の五 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定に第三十五条の四の五 道府県は、毎年度、法第七十二条の七十六の規定には

	八月	交付時期
業に対する事業税の額(当該期間内に過誤納に係る法	前年度三月から七月までの間に収入した法人の行う事	交付時期ごとに交付すべき額

(貨物割に係る徴収取扱費の支払)

第三十五条の十七 おいて 金額を、 れるべき額を加算した額とする。)の十七分の十に相当する額(次条に 規定する還付金等をいう。 法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等(同条第三項に べき貨物割として納付された額の総額 期間内に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込む いて「徴収取扱費算定期間」という。) ごとに、 定する徴収取扱費として、 第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算さ 合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、 「徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・五五を乗じて得た 総務省令で定めるところにより、 道府県は、 以下この条において同じ。 次に掲げる各期間 毎年度、 法第七十二条の百十三第一項に規 (当該各徴収取扱費算定期間内に 国に支払うものとする (以下この条及び次条にお 当該各徴収取扱費算定 法第七十二条の百五)が還付された場

略

<u>〈</u> 匹

略

2

(法第七十三条の四第一項第一号の不動産)

第三十六条の三 略

8 技術研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定 法第七十三条の四 第 項 第 号に規定する国立研究開発法人量子科学

 \Diamond

るものは

次に掲げる不動産以外の不動産とする。

(貨物割に係る徴収取扱費の支払

第三十五条の十七 おいて 金額を、 れるべき額を加算した額とする。)の十七分の十に相当する額 第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算さ 合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、 規定する還付金等をいう。 法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等 べき貨物割として納付された額の総額 期間内に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込む いて「徴収取扱費算定期間」という。)ごとに、 定する徴収取扱費として、 「徴収取扱費基礎額」という。 総務省令で定めるところにより、 道府県は、 以下この条において同じ。 次に掲げる各期間 毎年度、)に百分の○・五○を乗じて得た 法第七十二条の百十三第一項に規 (当該各徴収取扱費算定期間内に 国に支払うものとする。 (以下この条及び次条にお 当該各徴収取扱費算定 法第七十二条の百五)が還付された場 (同条第三項に (次条に

<u>〈</u> 匹

略

2 略

略

(法第七十三条の四第一

項第一号の不動産

第三十六条の三

事務所の用に供する不動産

する宿舎を除く。 者のための宿舎並びに監視所、 の障害の予防、 的利用に関する研究者並びに同条第六号に規定する放射線による人体 法律第百七十六号) 宿舎 放射線による人体の障害の予防、 (国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法 診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術 第十六条第五号に規定する放射線の人体への影響 の用に供する不動産 番所その他これらに類する施設に附属 診断及び治療並びに放射線の (平成十一年 医学

三 職員の福利及び厚生の用に供する不動産

兀 方公共団体に貸し付けるものにあつては、 前二 一号に掲げるもののほか、 他の者に貸し付ける不動産 有料で貸し付けるものに限 (国又は

五. ない不動産 直接その 本来の 事業の用に供するものとして建設計画が確定して

(法第七十三条の四第一項第十三号の不動産)

第三十七条の二の五 のは、 のとする。 政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法 十四年法律第百七十一号)第十二条第一項第一号、 これら の業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のも に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるも 法第七十三条の四第一項第十三号に規定する独立行 第二 三号、 第四号又は (平成

略

第三十七条の二の五 政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法 法第七十三条の四第一項第十三号に規定する独立行

(平成

(法第七十三条の四第一項第十三号の不動産)

のは、 のとする。 第七号又は第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるも 十四年法律第百七十一号) 当該 業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のも 第十二条第一項第一号、 第 号、

略

(法第七十三条の四第一項第二十六号の不動産)

(法第七十三条の四第一項第三十二号の不動産)

・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号―――研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業第三十七条の九の五 法第七十三条の四第一項第三十二号に規定する国立

めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以は第三項から第五項までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定し、第十四条第一項第一号から第四号まで又

一略

外のものとする。

二 宿舎の用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第二十六号の不動産)

第三十七条の七 法第七十三条の四第一項第二十六号に規定する国立研究 第三十七条の七 法第七十三条の四第一項第二十六号に規定する当立研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機

(法第七十三条の四第一項第三十二号の不動産)

第三十七条の九の五 法第七十三条の四第一項第三十二号に規定する国立第三十七条の九の五 法第七十三条の四第一項第三十二号に規定する国立外のものとする。

略

供する不動産関する学理及び技術の教授を受ける者のための宿舎を除く。)の用に二にて、「信舎(機構法第十四条第一項第十号に規定する近代的な農業経営に

(法第七十三条の四第一項第三十三号の不動産)

(法第七十三条の四第一項第三十三号の不動産)

構法 うち次に掲げるもの以外のものとする。 する不動産で政令で定めるものは、 いう。 研究開発法人水産研究· 第十一 (平成十一年法律第百九十九号。 二条第 項第 教育機構が国立研究開発法人水産研究・ 一号から第五号までに規定する業務の用に供 これらの業務の用に供する不動産 第二号において「機構法」 教育機 と 0

第三十七条の九の六

法第七十三条の四第一項第三十三号に規定する国立

野

び技術の教授を受ける者のための宿舎を除く。)の用に供する不動産二 宿舎(機構法第十二条第一項第五号に規定する水産に関する学理及

(法第七十三条の四第一項第三十四号の不動産)

一及び二 略

(法第七十四条の二十三第七項の申告書の提出期限までに提出する意思

があつたと認められる場合)

場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める第三十九条の十四 法第七十四条の二十三第七項に規定する申告書の提出

第三十七条の九の六 法第七十三条の四第一項第三十三号に規定する国立

うち次に掲げるもの以外のものとする。する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のする不動産の対象を

略

二宿舎

の用に供する不動

(法第七十三条の四第一項第三十四号の不動産)

務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。 (平成十一年法律第百六十二号) 第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業の完開発法人情報通信研究機構法

(法第七十四条の二十三第六項の申告書の提出期限までに提出する意思

一及び二

略

があつたと認められる場合)

場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める第三十九条の十四 法第七十四条の二十三第六項に規定する申告書の提出

同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金 前日から起算して一年前の日までの間に、 けていないとき。 額を課されたことがない場合であつて、 法第七十四条の二十三第七項に規定する申告書の提出があつた日の 同条第七項の規定の適用を受 道府県たばこ税について、

場合の区分に応じ、 いた場合 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、 それぞれ次に定める期限又は日までに納付されて 次に掲げる

イ及びロ 略

扱い) (道府県たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取

第三十九条の十五 徴収するものとする。 少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて 礎となるべき税額に相当する金額を、 の重加算金に係る部分に限る。 定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過 七十四条の二十四第一 過少申告加算金額に代えて、 法第七十四条の二十四第一 項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基 以下この条において同じ。 重加算金額を徴収する場合には、 法第七十四条の二十三 項又は第三項 重加算金額を (同条第一項 第 の規定によ 項に規 法第

第六節 略

> 額を課されたことがない場合であつて、 同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金 前日から起算して一年前の日までの間に、 けていないとき。 法第七十四条の二十三第六項に規定する申告書の提出があつた日 同条第六項の規定の適用を受 道府県たばこ税について、

場合の区分に応じ、 いた場合 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、 それぞれ次に定める日まで に納付され 次に掲げる

イ及びロ 略

扱い) (道府県たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の 取

第三十九条の十五 と読み替えるものとする。 第七十二条の四十六第 合について準用する。 一条の四十七第 項の規定により、 項」 第三十四条第一項の規定は、 過少申告加算金額に代え、 とあるのは この場合において 項 とあるのは 「第七十四条の二十四第 「第七十四条の二十三第一項 第三十四条第 重加算金額を徴収する場 法第七十四条の二 項中 項 第七十 一十四第

第六節 ゴルフ場利用税

認められる場合)(法第九十条第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと)

する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各第四十条の二 法第九十条第七項に規定する申告書の提出期限までに提出

号のいずれにも該当する場合とする。

とき。
とき。
とき。
とき。
とき。
とき。
とき。

いた場合場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されて場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されて二 前号に規定する申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる

イ及びロ 略

扱い)(ゴルフ場利用税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取

第四十一条 規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過 又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、 又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第 算金額に代えて、 る部分に限る。 法第九十 以下この条において同じ。 重加算金額を徴収する場合には、 条第 一項又は第 二項 (同条第 の規定により 法第九十一条第 法第九十条第一項に 項の重加算金に係 過少申告加 項 一項

(法第九十条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと

認められる場合)

号のいずれにも該当する場合とする。 する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各第四十条の二 法第九十条第六項に規定する申告書の提出期限までに提出

とき。
とき。
とき。
とき。
とき。
とき。
とき。
とうない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていない第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課され算して一年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、同条第二項差の工工の手のの目までの間に、ゴルフ場利用税について、同条第二項

イ及びロ 略

扱い)(ゴルフ場利用税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取

第四十一条 する。 は 項に規定する不足金額に」 り 項」とあるのは 「第九十条第 過少申告加算金額に代え、 この場合において、 第三十四条第 項 「第九十一条第一項」 と 一項の規定は と 第三十四条第一項中 「対象不足税額等」とあるのは 重加算金額を徴収する場合に 「第七十二条の四十六第 と 法第九十一条第 税額に」 「第七十二条の四十七第 とあるの 項」とあるの 項 「対象不足金 の規定によ は て準用 同

徴収するものとする。
少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を

額」と読み替えるものとする。

第四十二条 削除

第七節 自動車取得税

(法第百十三条第二項の自動車の付加物)

第四十二条 法第百十三条第二項に規定する自動車に付加して一体となつ

| ラジオ、ヒーター、クーラーその他の自動車に取り付けられる自動

車の附属物

ている物として政令で定めるものは、

次に掲げる物とする。

置のうち人又は物を運送するために用いられるもの二、特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な機械又は装

(法第百十三条第二項の自動車の取得)

をいう。)の用に供されない自動車の取得とする。 様い用いられる自動車その他運行(法第百十四条第三項に規定する運行 第六項に規定する道路をいう。)以外の場所のみにおいてその用い方に 第二条 (昭和二十六年法律第百八十五号) 第二条

(法第百十五条第一項ただし書の自動車の取得)

用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものは、地方公営企 第四十二条の三 法第百十五条第一項ただし書に規定する地方公営企業の

号までに掲げる事業の用に供するための自動車の取得とする。業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項第三号から第七

五年法律第百十八号)第二十一条第三号に掲げる業務の自動車の取得と 「記述の自動車の取得のうち政令で定めるものは、同号ハからトまでに掲げる 事業に係る業務又は同条第六号に掲げる業務(同条第三号ハからトまでに掲げる に掲げる事業に係るものに限る。)の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものは、同号ハからトまでに掲げる に掲げる事業に係るものに限る。)の用に供するための自動車の取得と

(法第百十五条第二項第二号の分割等)

2 第三十七条の十四の二の規定は、法第百十五条第二項第三号に規定すに規定する政令で定める分割について準用する。 第四十二条の四 第三十七条の十四の規定は、法第百十五条第二項第二号

る政令で定める場合について準用する。

等) (徴税吏員の自動車取得税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還

第四十二条の四の二 道府県の徴税吏員は、法第百十六条第四項の規定に まり物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、 当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は 居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し というのでは、当該物件の名称又は種類及びその数量、 は、当該物件の名称又は種類及びその数量、

2

道府県の徴税吏員は、

法第百十六条第四項の規定により留め置いた物

ければならない。
件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しな

つて管理しなければならない。 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をも

(法第百十八条第二項第一号の自動車の取得)

第四十二条の五 第五条第一項の規定は、法第百十八条第二項第一号に規管四十二条の五 第五条第一項の規定は、法第百十八条第二項第一号に規

2 法第百十八条第二項第一号に規定する政令で定める自動車の取得とするところにより算定した金額と異なる取得価額による自動車の取得とするところにより算定した金額と異なる取引価額として総務省令で定める自動車の取得は、

たと認められる場合)(法第百三十二条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつ

次の各号のいずれにも該当する場合とする。 に提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、 第四十二条の六 法第百三十二条第六項に規定する申告書の提出期限まで

ら起算して五年前の日までの間に、自動車取得税について、同条第二一 法第百三十二条第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日か

いとき。れたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていなれたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていな項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課さ

れた納期限)
れた納期限
・ 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付されていた場合は一 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる

る旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法によ

(自動車取得税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱

 $\widehat{\mathbb{N}}$

(法第百四十三条第一項及び第二項の率)

百分の九十五とする。

(自動車取得税の交付の基準及び時期等)

の市町村道をいう。以下この条において同じ。)の延長で、他の二分の付する場合には、当該自動車取得税額の二分の一の額を市町村道(同項同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。)に対し交第四十二条の九 道府県は、毎年度、法第百四十三条第一項の規定により

る額を交付するものとする。 2 道府県は、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定め

するものとする。

一の額を市町村道の面積であん分して、

次項に定めるところにより交付

	三月		十二月								八 月	交付時期
額と三月において収入すべき自動車取得税の収入見込額	十二月から二月までの間に収入した自動車取得税の収入	額の百分の六十六・五に相当する額	八月から十一月までの間に収入した自動車取得税の収入	に相当する額	に加算し、又はこれから減額した額の百分の六十六・五	四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額	控除した額。以下この表において同じ。)との差額を、	金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を	収入額(当該期間内に過誤納に係る自動車取得税の還付	税の収入見込額と同月において収入した自動車取得税の	前年度三月における同月において収入すべき自動車取得	交付時期ごとに交付すべき額

との合算額の百分の六十六・五に相当する額

あるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額3 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額が

に加算し、又はこれから減額するものとする。

それぞれこれらの金額を、

次の交付時期に交付すべき額

があるときは、

項の規定を適用して計算する場合において、市町村道の延長であん分し4 道府県は、第二項に規定する交付時期ごとに交付すべき額として第一

て得た額又は市町村道の面積であん分して得た額に千円未満の端数金額

とに交付すべき額とする。があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、

当該交付時期ご

県」という。) は、毎年度、当該指定市に対し、次に掲げる金額の合算指定市」という。) を包括する道府県(以下この条において「指定道府第四十二条の十 法第百四十三条第二項の指定市(以下この条において「

額を交付するものとする。

道等の面積のうちに当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積のの二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国ニー当該指定道府県が収入した自動車取得税額の百分の二十八・五の額

第七節略

(法第百四十四条の四十七第七項の申告書の提出期限までに提出する意

思があつたと認められる場合)

る場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定め第四十三条の十八 法第百四十四条の四十七第七項に規定する申告書の提

占める割合を乗じて得た額

ときは、これを切り捨てる。 前項の割合を算定する場合において、小数点三位未満の端数が生ずる

百分の六十六・五に相当する額」とあるのは、「につき次条第一項の定付をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「の別条第二項及び第三項の規定は、指定道府県が第一項の規定による交

めるところにより算定した金額」と読み替えるものとする。

関し必要な事項は、総務省令で定める。

第四十二条の十一

条に定めるもの

Ō,

ほ

か

自

動車取

得税額

の交付に

第八節 軽油引取税

思がありこと思りられる場合)(法第百四十四条の四十七第六項の申告書の提出期限までに提出する意

る場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定め第四十三条の十八 法第百四十四条の四十七第六項に規定する申告書の提思があつたと認められる場合)

ていないとき。

大学であって、同条第六項の規定の適用を受ける。

大学に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同場第六項に規定する申告書の提出があった日法第百四十四条の四十七第六項に規定する申告書の提出があった日

前号に規定する申告書に係る納入し、又は納付すべき税額の全額が 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日まで

イ及びロ 略 に納入され、

又は納付されていた場合

〈軽油引取税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い

第四十三条の十九 より、 除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の 金額を、 の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する 第百四十四条の四十八第 項の重加算金に係る部分に限る。 過少申告加算金額に代えて、 法第百四十四条の四十七第一項に規定する対象不足金額から控 法第百四十四条の四十八第一項又は第三項 項又は第三項の規定による重加算金額の算定 以下この条において同じ。 重加算金額を徴収する場合には、 (同条第一 の規定に 法

第八節 自動車税

過少申告加算金額に代えて、

重加算金額を徴収するものとする。

(法第百四十五条第三号の自動車の付加物)

第四十四条 法第百四十五条第三号に規定する自動車に付加して一 体とな

つている物として政令で定めるものは、 次に掲げる物とする。

の附属物 ラジオ、 ヒーター クーラーその他の自動車に取り付けられる自動

> に納入され、 前号に規定する申告書に係る納入し、又は納付すべき税額の 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まで 又は納付されていた場合 全額

が

イ及びロ 略

〈軽油引取税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い

第四十三条の十九 法第百四十四条の四十八第 項

より、 過少申告加算金額に代え 重加算金額を徴収する場合において の規定による重加算金額の算定

対規定に

は 同項

金額を、 の基礎となるべき同項に 法第百四十四条の四十七第一項に規定する対象不足金額から控 規定する不足金額に相当する

過少申告加算金額に代え 除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の 重加算金額を徴収するものとする。

第九節 自動車税

(法第百四十五条第 項に規定する政令で定める自動車)

第四十四条 路運送車両法第三条にいう大型特殊自動車とする。 法第百四十五条第一項に規定する政令で定める自動車は、 道

置のうち、人又は物を運送するために用いられるもの二、特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な機械又は装

した者) (法第百四十六条第二項の運行以外の目的に供するために自動車を取得

第四十四条の二 法第百四十六条第二項に規定する運行の用に供されない自動車 さために自動車を取得した者として政令で定めるものは、道路(道路運車その他法第百四十六条第二項に規定する運行の用に供されない自動車 車その他法第百四十六条第二項に規定する運行以外の目的に供す 第 を取得した者とする。

(法第百五十条第一項第二号の法人の分割等)

「に規定する政令で定める分割について準用する。 第四十四条の三 第三十七条の十四の規定は、法第百五十条第一項第二号

| る政令で定める場合について準用する。 | 第三十七条の十四の二の規定は、法第百五十条第一項第三号に規定す

(法第百四十七条第三項の自動車税の税率に乗ずる割合)

第四十四条の二
 法第百四十七条第三項に規定する政令で定める割合は、第四十四条の二
 法第百四十七条第三項に規定する政令で定める割合は、第四十四条の二

たときは、切り捨てる。前項の月数の計算は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じ

(徴税吏員の自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

- なければならない。 物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還し物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還し2 道府県の徴税吏員は、法第百五十五条第四項の規定により留め置いた
- って管理しなければならない。 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をも

(徴税吏員の自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。 所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、 所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、 当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居 では、当該物件の名称又は種類及びその数量、当

をければならない。 物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還し 物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還し を 道府県の徴税吏員は、法第百五十一条第四項の規定により留め置いた

物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
3 道府県の徴税吏員は、法第百五十一条第四項の規定により留め置いた

たと認められる場合)(法第百七十一条第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつ)

次の各号のいずれにも該当する場合とする。
に提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、第四十四条の五 法第百七十一条第七項に規定する申告書の提出期限まで

いた場合 場合の区分に応じ、 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、 それぞれ次に定める期限又は日までに納付されて 次に掲げる

その延長された納期限) 十条第一項各号に規定する納期限 口に掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第百六 (納期限の延長があつたときは、

口 る旨の申出を受けていた場合 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法によ 当該申告書の提出があつた日

(環境性能割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い

第四十四条の六 条 第 部分の過少申告加算金額に代えて、 額に相当する金額を、 申告加算金額に代えて、 金に係る部分に限る。 から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の 項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税 法第百七十二条第一項又は第三項 法第百七十一条第一項に規定する対象不足税額等 以下この条において同じ。)の規定により、 重加算金額を徴収する場合には、 重加算金額を徴収するものとする。 (同条第一 法第百七十二 項の) 重加算 過少

(法第百七十七条の六第一項及び第二項の率)

第四十四条の七 は、 法第百七十七条の六第一項及び第二項の政令で定める率

百分の九十五とする。

(環境性能割の交付基準及び交付時期等)

第四十四条の八 より交付するものとする。 他の二分の一の額を市町村道の面積で按分して、 る市町村道をいう。 し交付する場合には、 より同項に規定する額を当該道府県内の市町村 道府県は、 以下この項及び第四項において同じ。 当該額の二分の 毎年度、 法第百七十七条の六第一 の額を市町村道 (特別区を含む。 次項に定めるところに (同項に規定す の延長で、 項の規定に) に 対

掲げる額を交付するものとする。 道府県は、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に

八月 交付時期
士 月
三

- 額に加算し、又はこれから減額するものとする。 とき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額がとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額がある 前項に規定する各交付時期に交付することができなかつた金額がある
- 4 第二項に規定する各交付時期に各市町村に交付すべき額として第一項の規定を適用して計算する場合において、市町村道の延長で按分して得ときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付するときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付する。

は、次に掲げる金額の合算額を交付するものとする。 「項の規定により同項に規定する額を当該指定市に対し交付する場合に 「可及び第三項において「指定道府県」という。)は、毎年度、同条第 「の項及び第三項において「指定道府県」という。)を包括する道府県(以下こ 「以下この)を包括する道府県(以下この)

- 存する一般国道等の延長の割合を乗じて得た額 この項において同じ。)の延長のうちに占める当該指定市の区域内に 道等(法第百七十七条の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下 道等(法第百七十七条の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下 当該指定道府県が収入した環境性能割額の百分の三十三・二五の額
- 道等の面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国当該指定道府県が収入した環境性能割額の百分の三十三・二五の額

面積の割合を乗じて得た額

数があるときは、これを切り捨てる。 前項の割合を算定する場合において、当該割合に小数点三位未満の端

第四十四条の十 前二条に定めるもののほか、環境性能割額の交付に関し

必要な事項は、

総務省令で定める。

(法第百七十七条の七第三項の種別割の税率に乗ずる割合)

分の○・七五を乗じて得た数を控除したものとする。合は、十分の十から積雪により自動車を運行の用に供することができな合は、十分の十から積雪により自動車を運行の用に供することができないと認める

第九節 略

第十節 略

第十節 鉱区税

第十一節 道府県法定外普通税

(法第二百七十八条第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思

があつたと認められる場合)

第四十五条の二の四 法第二百七十八条第七項に規定する納入申告書の提

る場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定め

までに納付され、又は納入されていた場合額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日前号に規定する納入申告書に係る納付し、又は納入すべき税額の全

イ及びロ 略

の取扱い)

第四十五条の二の五 るべき同条第 重加算金に係る部分に限る。 百七十九条第 過少申告加算金額に代えて、 一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金 一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎とな 法第一 一百七十九条第 以下この条において同じ。 重加算金額を徴収する場合には、 項又は第一 三項 (同条第 の規定により 法第二 項の

(法第二百七十八条第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思

があつたと認められる場合)

出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定め第四十五条の二の四 法第二百七十八条第六項に規定する納入申告書の提

る場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

適用を受けていないとき。
重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定のついて、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は前日から起算して五年前の日までの間に、当該道府県法定外普通税に法第二百七十八条第六項に規定する納入申告書の提出があつた日の法第二百七十八条第六項に規定する納入申告書の提出があつた日の

イ及びロ 略

______(道府県法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額

の取扱い)

第四十五条の二の五 」とあるのは 条の四十七第 について準用する。 項の規定により、 一項」とあるのは 「同項に規定する不足金額又は税額に」 過少申告加算金額に代え、 この場合において、 第三十四条第 「第二百七十九条第 項 の規定は 第三十四条第 重加算金額を徴収する場合 法第 項」 بح 項 百七十九 بح 中 第七十二条 第七十二 「税額に 条第一

全

告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申額を、法第二百七十八条第一項に規定する対象不足金額等から控除して

第三章 略

第四十八条の九の九 法第三百二十一条の二第四項に規定する納付すべき(法第三百二十一条の二第四項の納付すべき税額を増加させる更正等)

□ の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とするの額を減少させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金

2 法第三百二十一条の二第四項に規定する納付すべき税額を減少させる 関正に類するものとして政令で定める更正は、賦課決定(既に賦課して という。)に係る還付金の額を増加させる更正又は当初賦課決定」 という。)に係る還付金の額を増加させる更正は、賦課決定(既に賦課して という。)に係る還付金の額を増加させる更正は、賦課決定(既に賦課して

| 次項において「減額更正」という。) 前に賦課した税額がある場合| | 法第三百二十一条の二第四項に規定する減額更正(以下この項及び

税額等」とあるのは「対象不足金額等」と読み替えるものとする。の四十六第一項」とあるのは「第二百七十八条第一項」と、「対象不足

第三章 市町村の普通税

次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額

- ら当該増額更正前に賦課した税額を控除した税額が次項において「増額更正」という。)に基因して変更した税額かる、法第三百二十一条の二第四項に規定する増額更正(以下この項及
- 加算した税額)

 ・ 減額更正前に賦課した税額に当該還付金の額に相当する税額を当該減額更正前に賦課した税額に当該還付金の額に相当する税額をときは、した金額(増額更正前の還付金の額に相当する税額があるときは、
- 二 減額更正前に賦課した税額がない場合(次号に掲げる場合を除く。
- して変更した還付金の額に相当する税額を控除した税額
 イ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から当該増額更正に基因
- 増額更正前の還付金の額に相当する税額
- 変更した還付金の額に相当する税額を控除した税額イ 増額更正前の還付金の額に相当する税額から増額更正に基因して
- の額に相当する税額を控除した税額 増額更正前の還付金の額に相当する税額から減額更正前の還付金
- 次に掲げる市町村民税とする。
 法第三百二十一条の二第四項に規定する政令で定める市町村民税は、
- 同項に規定する特定更正に基因して変更した不足税額に相当する市町法第三百二十一条の二第三項に規定する特定修正申告書の提出又は

村民税

市町村民税を除く。)

市町村民税を除く。)

市町村民税を除く。)

市町村民税を除く。)

市町村民税を除く。)

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

第四十八条の九の十略

2 5 略

第四十八条の九の十一略

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第四十八条の九の十三略

(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)

.

第四十八条の九の九

略

2 5 略

第四十八条の九の十略

第四十八条の九の十一 第四十八条の九の九第三項の規定による承認の取第四十八条の九の十一 第四十八条の九の九第三項の規定による承認の取消し又は前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し又は提出の
時別徴収税額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについ
特別徴収税額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについ
特別徴収税額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについ
特別徴収税額のうち同日の属する月の翌月十日をその納期限とする。

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第四十八条の九の十二略

2 及 び 3

略

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第四十八条の九の十四略

(年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十五 するものとする。 項及び第七項において同じ。)をそれぞれ同表の下欄に定める額に変更 項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割特別徴収税額。 割特別徴収税額 おける同条第一項の規定による年金保険者に対する通知に係る支払回数 規定にかかわらず、 変更があつた場合には、 額 法第三百二十一条の七の四第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税 (以下この条において「年金所得に係る特別徴収税額」という。 (この項の規定による変更を行つた場合には 当該期間の区分に応じ、 次の表の上欄に掲げる期間において当該年度分の 市町村は、 法第三百二十一条の七の五第二項 同表の中欄に掲げる期間に 第四 次 \mathcal{O} 0

略

2 略

中「第三百二十一条の七の五第二項に規定する」とあるのは「地方税法) 第四十八条の九の十五第二項」と、法第三百二十一条の七の八第一項 とあるのは「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号 1 前項の場合における法第三百二十一条の七の六及び第三百二十一条の

2及び3 略

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第四十八条の九の十三略

(年金所得に係る特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十四 額 するものとする。 項及び第七項において同じ。)をそれぞれ同表の下欄に定める額に変更 項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割特別徴収税額 割特別徴収税額 おける同条第一項の規定による年金保険者に対する通知に係る支払回 規定にかかわらず、 変更があつた場合には、 法第三百二十一条の七の四第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税 (以下この条において「年金所得に係る特別徴収税額」という。 (この項の規定による変更を行つた場合にあつては、 当該期間の区分に応じ、 次の表の上欄に掲げる期間において当該年度分 市町村は、 法第三百二十一条の七の五第二項 同表の中欄に掲げる期 第四 間に 次 0

略

2 略

中「第三百二十一条の七の五第二項に規定する」とあるのは「地方税法中「第三百二十一条の九の十四第二項」と、法第三百二十一条の七の八第一項」とあるのは「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号七の八の規定の適用については、法第三百二十一条の七の六及び第三百二十一条の

金額に相当する統額及び	金額に相当する税額及ひ当該税額を普通徴	
にあつては、同項に規定	には、同項に規定する超える部分の	
五項の規	五項の規定に該当することとなる	
は変更されない旨	は変更されない旨	
による通知に係る支払回	による通知に係る支払回数割特別徴収税額	
二 法第三百二十一条の七	二 法第三百二十一条の七の五第一項の規定	
額	額	
第四項に規定する場合 一 当該変更後の年金所得	第四項に規定する場合 一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税	第四項に
税額を還付又は充当する	税額を還付又は充当する旨	
規定する過納又は誤納に	規定する過納又は誤納に係る税額及び当該	
受けることとなる場合に	受けることとなる場合には、同項に	
百二十一条の七の十第二	百二十一条の七の十第二項の規定の適用を	
三 前項において読み替え	三 前項において読み替えて準用する法第三	
る変更をした支払回数割	る変更をした支払回数割特別徴収税額	
払回数割特別徴収税額B	払回数割特別徴収税額及び同項の規定によ	
二 第一項の規定による恋	二 第一項の規定による変更をしなかつた支	
額	額	
第一項に規定する場合 一 当該変更後の年金所得	項に規定する場合 一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税	第一項に
ちに、当該特別徴収対象年金所得者に通知しなけれ	当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。	ちに、当
欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄	欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、直	欄に掲げ
7 市町村は、第一項又は第四項に規定する場合にお	1は、第一項又は第四項に規定する場合においては、次の表の上	7 市町村は、
4~6 略		4 6 略
施行令第四十八条の九の十四第二項の規定による通	施行令第四十八条の九の十五第二項の規定による通知に係る」とする。	施行令第

通知に係る」とする。

ればならない。 -欄に掲げる事項を、直 おいては、次の表の上

							第四項に規定する場合										第一項に規定する場合
金額に相当する税額及び当該税額を普通徴	にあつては、同項に規定する超える部分の	三 第五項の規定に該当することとなる場合	は変更されない旨	による通知に係る支払回数割特別徴収税額	二 法第三百二十一条の七の五第一項の規定	額	一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税	税額を還付又は充当する旨	規定する過納又は誤納に係る税額及び当該	受けることとなる場合にあつては、同項に	百二十一条の七の十第二項の規定の適用を	三 前項において読み替えて準用する法第三	る変更をした支払回数割特別徴収税額	払回数割特別徴収税額及び同項の規定によ	二 第一項の規定による変更をしなかつた支	額	一 当該変更後の年金所得に係る特別徴収税

する過納又は誤納に係る税額及び当該税額四、前項において読み替えて準用する法第三四、前項において読み替えて準用する法第三のででででである。

(年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

を還付又は充当する旨

第四十八条の九の十六 の回数で除して得た額に変更するものとする。 おける当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払 収税額を当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に 以下この条において同じ。)を、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴 次項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割仮特別徴収税額 割仮特別徴収税額 七の五第二項の規定にかかわらず、 十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条の 徴収税額」という。)の変更があつた場合には、 得に係る仮特別徴収税額(以下この条において おいて当該年度分の法第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所 をした日から当該年度の初日の属する年の前年の十二月十日までの間に に対する通知 えて準用する法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者 (以下この条において「仮特別徴収税額通知」という。 (この項の規定による変更を行つた場合には 法第三百二十一条の七の八第三項において読み替 仮特別徴収税額通知に係る支払回数 「年金所得に係る仮特別 市町村は、 法第三百二

四 前項において読み替えて準用する法第三四 前項において読み替えて準用する法第三

収の方法によつて徴収する旨

(年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があつた場合の取扱い)

第四十八条の九の十五 の回数で除して得た額に変更するものとする。 おける当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払 収税額を当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの 以下この条において同じ。)を、当該変更後の年金所得に係る仮特別徴 次項の規定による通知に係る当該変更後の支払回数割仮特別徴収税額 割仮特別徴収税額 七の五第二項の規定にかかわらず、 十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十一条 徴収税額」という。)の変更があつた場合には、 得に係る仮特別徴収税額(以下この条において おいて当該年度分の法第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金 をした日から当該年度の初日の属する年の前年の十二月十日までの間に に対する通知 えて準用する法第三百二十一条の七の五第一項の規定による年金保険者 (以下この条において「仮特別徴収税額通知」という。 (この項の規定による変更を行つた場合にあつては 法第三百二十一条の七の八第三項において読み替 仮特別徴収税額通知に係る支払回 「年金所得に係る仮特別 市町村は、 法第三百二 間に

2 略

二百四十五号)第四十八条の九の十六第二項」とする。中「前条第一項」とあるのは、「地方税法施行令(昭和二十五年政令第えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定の適用については、同条えて準用する法第三百二十一条の七の八第三項において読み替

4及び5 略

6

とが適当であると市町村が認めるときは、 期間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更があ 法によつて徴収しないものとする。 更があつた期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間におけ 特別徴収税額の変更があつた場合には に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収するこ た場合であつて、 る仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の 条の七の八第 属する年の六月十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度の 一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該変 同号の下欄に定める期間における仮特別徴収税額通 ただし、 この 同表第三号の上欄に掲げる 限りでない。 市町村は、 法第三百二十 初日 方 知 0 6

略

7 略

こととされた当該通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を徴収して納入一条の七の六の規定にかかわらず、特別徴収の方法によつて徴収しない三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十8 年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合には 、法第

2 略

3 二百四十五号) 中 えて準用する法第三百二十一条の七の六の規定の適用については、 前 「前条第一 項の場合における法第三百二十一条の七の八第三項において読 項 第四十八条の九の十五第二項」とする とあるのは、 「地方税法施行令 (昭和1 一十五年政 令第 同条 み替

4及び5 略

とが適当であると市町村が認めるときは、 に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収するこ た場合であつて、 期間において当該年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の変更が 法によつて徴収しないものとする。 る仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を特別徴収 更があつた期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間に 特別徴収税額の変更があつた場合においては、 の属する年の六月十日までの間において当該年度分の年金所得に係る仮 一条の七の八第 当該年度の初日の属する年の前年の十二月十一日から当該年度 一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該変 同号の下欄に定める期間における仮特別徴収税額 ただし、 この 同表第三号の上欄に掲げる 市町村は、 限りでない。 法第三百二十 0 通 あ 0 お 初 方

略

7 略

こととされた当該通知に係る支払回数割仮特別徴収税額を徴収して納入一条の七の六の規定にかかわらず、特別徴収の方法によつて徴収しない三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する法第三百二十8 年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合においては、法第

る義務を負わない

9 10

略

的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつ 得割額及び均等割額の合算額 係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合 特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又 年 対象年金所得者について準用する。 条の七の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所 金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該 法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、 」とあるのは、 「支払回数割仮特別徴収税額の合算額が第三百二十 (同条第二項の規定により給与所得及び公 この場合において、 前項に規定する特別徴収 (徴収すべき年金所得に 同条第二項中 10

11 欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を 市 町村は、 当 該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。 第 項又は第四項に規定する場合においては、 次の 表の上 直

えることとなつた場合」と読み替えるものとする。

て徴収する場合には

当該所得割額を加算した額とする。)を超

略

る場合 第四項に に規定する場合を除 (第六項本文に規定す に限る。 (同項ただし書 規定する場合 税額 特別徴収税額の全部又は 方法によつて徴収しない旨 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割 部を特別徴収 仮 収 Ō

する義務を負わない。

9 略

えることとなつた場合」と読み替えるものとする て徴収する場合にあつては、 的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつ 得割額及び均等割額の合算額 係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合 特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又 年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当 対象年金所得者について準用する。 条の七の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所)」とあるのは、 法第三百二十一条の七の十第二項の規定は、 「支払回数割仮特別徴収税額の合算額が第三百二十 当該所得割額を加算した額とする。 (同条第二項の規定により給与所得及び公 この場合において、 前項に規定する特別 (徴収すべき年金所得に 同条第二項 中 徴

11 ちに、 欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を 市町村は、 当該特別徴収対象年金所得者に通 第 項又は第四項に規定する場合においては、 知しなければならない。 次の 表 0 直 上

る場合 第四項に に規定する場合を除 (第六項本文に規定す に限る。 (同項ただし書 規定する場合 税額 特別徴収税額の全部又は 方法によつて徴収しない旨 仮特別徴収税額通知に係る支払回数 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴 略 部を特別徴収 割 0 仮 収

四 前項において読み替えて準用する法第三	四 前項において読み替えて準用する法第三	
三 第九項の規定の適用がある旨	三 第九項の規定の適用がある旨	
特別徴収税額は変更されない旨	特別徴収税額は変更されない旨	
る場合を除く。) 二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮	二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮	る場合を除く。)
(第六項本文に規定す 税額	税額	(第六項本文に規定す
第四項に規定する場合 一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収	一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収	第四項に規定する場合
税額を還付又は充当する旨	税額を還付又は充当する旨	
規定する過納又は誤納に係る税額及び当該	規定する過納又は誤納に係る税額及び当該	
受けることとなる場合にあつては、同項に	受けることとなる場合には、同項に	
百二十一条の七の十第二項の規定の適用を	百二十一条の七の十第二項の規定の適用を	
四 前項において読み替えて準用する法第三	四 前項において読み替えて準用する法第三	
三 第九項の規定の適用がある旨	三 第九項の規定の適用がある旨	
特別徴収税額は変更されない旨	特別徴収税額は変更されない旨	
定する場合に限る。) 二 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮	一 仮特別徴収税額通知に係る支払回数割仮	定する場合に限る。)
(第六項ただし書に規 税額	税額	(第六項ただし書に規
第四項に規定する場合 一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収	一 当該変更後の年金所得に係る仮特別徴収	第四項に規定する場合
税額を還付又は充当する旨	税額を還付又は充当する旨	
規定する過納又は誤納に係る税額及び当該	規定する過納又は誤納に係る税額及び当該	
受けることとなる場合にあつては、同項に	受けることとなる場合には、同項に	
百二十一条の七の十第二項の規定の適用を	百二十一条の七の十第二項の規定の適用を	
四 前項において読み替えて準用する法第三	四 前項において読み替えて準用する法第三	
九項の規定の適用がある旨	九項の規定の適用がある旨	
三 第六項の表第一号に係る場合を除き、第	三 第六項の表第一号に係る場合を除き、第	

税額を還付又は充当する旨 規定する過納又は誤納に係る税額及び当該 受けることとなる場合には 百二十一条の七の十第二項の規定の適用を 同項に 税額を還付又は充当する旨 規定する過納又は誤納に係る税額及び当該 受けることとなる場合にあつては 百二十一条の七の十第二項の規定の適用を

同項に

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第四十八条の九の十七 める者を経由して行うものとする。 年金保険者が次の各号に掲げる者である場合には 用する場合を含む。)の規定による年金保険者から市町村への通知は、 七の七第四項 (法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準 法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の 当該各号に定

及び二

2 者である場合には よる市町村から年金保険者への通知は、 びに第四十八条の九の十五第二項並びに前条第二項及び第七項の規定に 準用する場合を含む。) (これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて 法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項 並びに第三百二十一条の七の九第三項の規定並 当該各号に定める者を経由して行うものとす 年金保険者が次の各号に掲げる 2

一及び二 略

る。

3

略

(年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第四十八条の九の十六 める者を経由して行うものとする。 年金保険者が次の各号に掲げる者である場合においては、 用する場合を含む。)の規定による年金保険者から市町村への通知は、 七の七第四項 (法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準 法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の 当該各号に定

及び二 略

る。 準用する場合を含む。) 者である場合においては よる市町村から年金保険者への通知は、 びに第四十八条の九の十四第二項並びに前条第二項及び第七項の規定に (これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて 法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項 並びに第三百二十一条の七の九第三 当該各号に定める者を経由して行うものとす 年金保険者が次の各号に掲げる 一項の規定並

3 略

一及び二

略

(年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例

務員共済組合連合会を経由して行うものとする。大は、年金保険者が地方公務員共済組合である場合には 地方公支払回数割特別徴収税額又は支払回数割仮特別徴収税額の市町村への納 七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による第四十八条の九の十八 法第三百二十一条の第四十八条の九の十八 法第三百二十一条の第四十八条の九の十八 法第三百二十一条の

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三略

2 4 略

条の二 に規定する地方法人税の控除限度額とする。 三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百九十五 三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百九十五条第

6及び7 略

8

乗じて計算した額の合計額) が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を 三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係市 法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、 事務所又は事業所を有する法人にあつては、 額とする。 り計算した額は、 人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額 人税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する政令で定めるところによ ただし、 法人税の控除限度額に百分の六 標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に とすることができる 当該法人の選択により、 を乗じて計算した 一十一条の (当該 町 法 法 村 +

務員共済組合連合会を経由して行うものとする。大は、年金保険者が地方公務員共済組合である場合においては、地方公支払回数割特別徴収税額又は支払回数割仮特別徴収税額の市町村への納支払回数割時別徴収税額又は支払回数割仮特別徴収税額の市町村への納の人第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による第四十八条の九の十七 法第三百二十一条の出の六(法第三百二十一条の第四十八条の九の十七 法第三百二十一条の

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三

略

2 4 略

条第五項第一号に規定する地方法人税の控除限度額とする。三項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百九十七5 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第

6及び7 略

8 額とする。 り計算した額は、 乗じて計算した額の合計額) が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を 三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係市 法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、 事務所又は事業所を有する法人にあつては、 人税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二 人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する政令で定めるところによ ただし、 法人税の控除限度額に百分の九・七を乗じて計算した 標準税率を超える税率で法人税割を課する市町 とすることができる 当該法人の選択により、 一十一条の (当該 村に 町 法 法 村

9及び10略

11 め 内事業年度等の区分に応じ、 等の控除限度超過額は、 用については、 項 業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第一 る事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。 の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事 前 項 第 号 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度 に係る部分に限る。) 当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年 当該内国法人又は外国法人の当該各号に定 の規定の適用がある場合の同 一項の規定の適

及び二略

12

超過額とみなす。 又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度 の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 事業年度等の控除限度超過額のうち、 0) 結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定 同 第十項 適用については、 .項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連 (第 号 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内 に係る部分に限る。) 同号に規定する当該内国法人又は の規定の適用がある場合の 当該分割法人等の次 当該内国法人

一~三略

適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第九項の規定の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結の第十項(第一号 に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の

9 及び10 略

11 める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。 内事業年度等の区分に応じ、 等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年 用については、 業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第一 項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は 前 項 (同項第一号に係る部分に限る。 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度 当該内国法人又は外国法人の当該各号に定 の規定の適用がある場合の 一項の規定の適 連 結 百

一及び二 略

12 の適用については、 超過額とみなす。 又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除 の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は 結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定 同 第十項 項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連 (同項第 一号に係る部分に限る。) 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年 の規定の適用がある場 当該分割法人等の 当該内国 限度 法人 合 次

一〜三略

適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第九項の規定の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結 第十項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の

に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号された額を除く。)は、当該被合併法人の第十一項各号に掲げる合併前度等の市町村民税の控除余裕額(同項後段の規定によりないものとみな

14 度の市町村民税の控除余裕額とみなす。 当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年 法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、 結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第九項の規定 同 人等の第十二項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 第十項 適用については、 .項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連 第 号 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前 に係る部分に限る。 の規定の適用がある場合の 同号に規定する当該内国 当該分割法 三年内 14

15 22 略

23

前三年内事業年度等の区分に応じ、 0) については、 以 項 る事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。 後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十 の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度 前 項 未済外国法人税等額は、 (第 号 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等 に係る部分に限る。 当該被合併法人の次の各号に掲げる合併 当該所得等申告法人の当該各号に定 の規定の適用がある場合の 項の規定の 適用 同

に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号された額を除く。)は、当該被合併法人の第十一項各号に掲げる合併前度等の市町村民税の控除余裕額(同項後段の規定によりないものとみな

度の市町 当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年 法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、 の適用については、 結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第九項 同 人等の第十二項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 第十項 項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連 村民税の控除余裕額とみなす。 (同項第1 一号に係る部分に限る。 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前 0) 同号に規定する当該内国 規定の適用がある場 当該分割 三年 0 規定 合 内

15 22 略

23

 \emptyset 前三年内事業年度等の区分に応じ、 \mathcal{O} については、 以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二十 項の所得等申告法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度 前項 る事業年度又は連結事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。 控除未済外国法人税等額は、 (同項第 当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年 号に係る部分に限る。 当該被合併法人の次の各号に掲げる合併 当該所得等申告法人の当該各号に定 の規定の適用がある場合の 項 Ó 規定の -度等 適 用

及び二

略

31 略

国法人税等額とみなす。 等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外 0) 得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、 定の適用については、 事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二 合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結 次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 第二十二項 (第 号 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前 に係る部分に限る。)の規定の適用がある場 同号に規定する当該所 当該分割法人等 <u>+</u> 当該所得 項 の規 三年

24

一〜三略

25 5 29 略

30

度分又は連結事業年度分の 法人にあつては、 0 条の十三第二項に規定する従業者の数 する事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一 することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようと 十一条の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控 令で定める割合を乗じて得た数を百分の六 して計算した額とする。 二以上の市 市町村民税の控除限度額の計算について第八項ただし書の規定による はすべき外国の法人税等の額は、 町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二 当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年 法人税割の税率に相当する割合として総務省 当該法人に係る同項の規定により控除 (当該事業年度又は連結事業年度 で除して得た数) に按分

24 定の適用については、 国法人税等額とみなす。 等申告法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除未済外 の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、 得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、 内事業年度等の控除未済外国法人税等額のうち、 事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第一 合の同項の所得等申告法人の適格分割等の日の属する事業年度又は 第二十二項 (同項第) 当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前 一号に係る部分に限る。 の規定の適用が 同号に規定する当 当該分割法人等 十一 当該 あ 項 所得 の規 連結 る場 該 所

〜三 略

25 29 略

30 して計算した額とする。 令で定める割合を乗じて得た数を百分の九・七で除して得た数) 度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省 法人にあつては、 \mathcal{O} 条の十三第二項に規定する従業者の数 する事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一 することができる外国の法人税等の額を当該法人の当該控除をしようと 除 十一条の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二 市町村民税の控除限度額の計算について第八項ただし書の規定による すべき外国の法人税等の額は、 当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年 当該法人に係る同項の規定により (当該事業年度又は連結事業年度 に按分 控除

-(法第三百二十一条の十二第四項の納付すべき税額を減少させる更正等

第四十八条の十五の五 法第三百二十一条の十二第四項に規定する当初申第四十八条の十五の五 法第三百二十一条の十二第四項に規定する当初申 ものとする更正は、同項に規定する当初申告書(以下この項及び次項 において「当初申告書」という。)に係る還付金の額を増加させる更正において「当初申告書」という。)に係る還付金の額を増加させる更正に対するものとして マは当初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額がある

- 分に応じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。 するまでの部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区2 法第三百二十一条の十二第四項に規定する当初申告書に係る税額に達
- 額のうちいずれか少ない税額 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税
- に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額) 当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額の税額を控除した税額(当該修正申告書の提出前の還付金の額に相当 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前
- 場合を除く。) 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額 当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合(次号に掲げる

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額

ずれか少ない税額 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちい

イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書

に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額

に修正申告書に係る更正の通知をしたときの同項に規定する修正申告書 、同項に規定する減額更正が更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正(法人税に係る更正(法人税に係る更正が更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正が更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正が更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正が更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正がある。)によるものである場合において、

(法第三百二十一条の十三第三項第三号の事務所又は事業所)

の提出により納付すべき税額に相当する市町村民税とする。

で定める事務所又は事業所は、第九条の九の七に規定する事務所又は事第四十八条の十六 法第三百二十一条の十三第三項第三号に規定する政令

業所とする。

(法第三百二十六条第三項の納付すべき税額を減少させる更正等)

提出により納付すべき税額を減少させる更正に類するものとして政令で第四十八条の十六の二 法第三百二十六条第三項に規定する当初申告書の

(法第三百二十一条の十三第三項第三号の事務所又は事業所)

業所とする。 で定める事務所又は事業所は、第九条の十――に規定する事務所又は事第四十八条の十六 法第三百二十一条の十三第三項第三号に規定する政令

する更正とする。
初申告書に係る還付金の額がない場合において還付金の額があるものとて「当初申告書」という。)に係る還付金の額を増加させる更正又は当定める更正は、同項に規定する当初申告書(以下この項及び次項におい

- じ、当該各号に定める税額に相当する金額とする。での部分として政令で定める税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応収第三百二十六条第三項に規定する当初申告書に係る税額に達するま
- 額のうちいずれか少ない税額 当初申告書の提出により納付すべき税額がある場合 次に掲げる税
- 額 次項において「修正申告書」という。)の提出により納付すべき税 次項において「修正申告書」という。)の提出により納付すべき税 法第三百二十六条第三項に規定する修正申告書(以下この項及び
- に当該還付金の額に相当する税額を加算した税額) 当する税額があるときは、当初申告書の提出により納付すべき税額 の税額を控除した税額(当該修正申告書の提出前の還付金の額に相 当初申告書の提出により納付すべき税額から修正申告書の提出前
- 場合を除く。)
 次に掲げる税額のうちいずれか少ない税額
 一当初申告書の提出により納付すべき税額がない場合(次号に掲げる
- イ 修正申告書の提出により納付すべき税額
- ロ 修正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額
- ずれか少ない税額 当初申告書に係る還付金の額がある場合 次に掲げる税額のうちい
- イ 修正申告書の提出により納付すべき税額

に係る還付金の額に相当する税額を控除した税額口を正申告書の提出前の還付金の額に相当する税額から当初申告書

3 第三 適用がある場合において、 申告書の 額更正の の請求に基づくものに限る。)によるものである場合において、 るものを除く。 に規定する減額更正が更正の に相当する市町村民税とする。 同日以後に当該修正申告書の提出期限が到来したときを除く。 法第三百二十六条第三項に規定する政令で定める市町村民税は 一百二十六条第三 提出 通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日までに修 があったとき である場合又は法人税に係る更正 項に規定する修正申告書の提出により納付すべき税 当該修正申告書がその提出期限前に提出され (法第三百二十一条の八第二十三項の規定 請求に基づくもの (法人税に係る更正によ (法人税に係る更正 当該減 の法 同項

(退職手当等に係る特別徴収税額の納期の特例)

第四十八条の十七 第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第一 法第三百二十一条の五の二第一項」とあるのは 用する法第三百二十一条の五の二第一項」と、 用する。 規定は、 第一項又は第二項ただし書」とあるのは「法第三百二十八条の五第二項 五の二第一項」とあるのは この場合において、 納入」とあるのは 法第三百二十八条の五第三項の規定を適用する場合について準 第四十八条の九の十から第四十八条の九の十二までの 「申告納入」と、 第四十八条の九の十中 「法第三百二十八条の五第三項において準 第四十八条の九の十 「法第三百二十八条の五 「法第三百二十一条の五 「法第三百二十一条 項」と、 第四十 中

(退職手当等に係る特別徴収税額の納期の特例)

第四十八条の十七 規定は、 第三項において準用する法第三百二十一条の五の二第 法第三百二十一条の五の二第一項」とあるのは 第一項又は第二項ただし書」とあるのは 用する法第三百二十一条の五の二第一項」と、 の五の二第一項」とあるのは 用する。この場合において、 と 「納入」とあるのは 法第三百二十八条の五第三項の規定を適用する場合につい 第四十八条の九の九から第四十八条の九 「申告納入」と、 第四十八条の九の九中 「法第三百二十八条の五第三項において準 「法第三百二十八条の五第二項 第四十八条の九の十中 「法第三百] 「法第三百二十八条の 「法第三百二十一条 項」と、 の十 一十一条の五 第四十 まで 五

る意思があつたと認められる場合)(法第三百二十八条の十一第七項の納入申告書の提出期限までに提出す

定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で第四十八条の十八 法第三百二十八条の十一第七項に規定する納入申告書

定の適用を受けていないとき。

文は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規制について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額を目の前日から起算して一年前の日までの間に、分離課税に係る所得をの適用を受けていないとき。

れていた場合がある。それぞれ次に定める期限又は日までに納入さい。前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲二が司法に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲

イ及びロ 略

(分離課税に係る所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金

五第二項」と、それぞれ読み替えるものとする。 条の十七において準用する第四十八条の五の二第一項」と、「法第三百二十 その九の十一中「第四十八条の九の九第三項」と、「法第三百二十 八条の九の十一中「第四十八条の九の九第三項」と、「法第三百 五第二項」と、「法第三百二十 八条の九の十一中「第四十八条の九の九第三項」と、「法第三百

る意思があつたと認められる場合)(法第三百二十八条の十一第六項の納入申告書の提出期限までに提出す

定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で第四十八条の十八 法第三百二十八条の十一第六項に規定する納入申告書

定の適用を受けていないとき。

文は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規制について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額当にの前日から起算して一年前の日までの間に、分離課税に係る所得と第三百二十八条の十一第六項に規定する納入申告書の提出があつ

れていた場合がある。それぞれ次に定める日まででは納入されていた場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まででは納入されたに掲定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲

イ及びロ 略

(分離課税に係る所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金

額の取扱い)

第四十八条の十九 金額を、 過少申告加算金額に代えて、 除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する 第三百二十八条の十二 より 項の重加算金に係る部分に限る。 過少申告加算金額に代えて、 法第三百二十八条の十一第一項に規定する対象不足金額から控 法第三百二十八条の十二第 第 一項又は第三項の規定による重加算金額の算定 重加算金額を徴収するものとする。 以下この条において同じ。) 重加算金額を徴収する場合には 一項又は第三項 (同条第一 の規定に 法

(法第三百四十八条第二項第十六号の固定資産)

第五十一条の二の二 法第三百四十八条第二項第十六号に規定する独立行第五十一条の二の二 法第三百四十八条第二項第十六号に規定する業務条第一項第一号、第三号、第四号又は第七号 に規定する業務条第一項第一号、第三号、第四号又は第七号 に規定する業務

一〜三略

(法第三百四十八条第二項第三十六号の固定資産)

又は第三項から第五項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第一号から第四号まで立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農第五十一条の十五の二 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する国

額の取扱い)

第四十八条の十九 対象不足税額等」 条の四十六第 十二条の四十七第一項」とあるのは「第三百二十八条の十二 場合について準用する。 第 「税額に」とあるのは 項の規定により、 項」 とあるのは 第三十四条第一項の規定は、 とあるのは 過少申告加算金額に代え、 この場合において、 「同項に規定する不足金額に」 「対象不足金額」と読み替えるものとする 「第三百二十八条の十 第三十四条第 法第三百二十八条の十二 重加算金額を徴収する ٢ 第 第 項中 第七十二 項」と 「第七

(法第三百四十八条第二項第十六号の固定資産)

第五十一条の二の二 法第三百四十八条第二項第十六号に規定する独立行第五十一条の二の二 法第三百四十八条第二項第十六号に規定する業務条第一項第一号、第二号、 第二号、 第七号又は第八号に規定する業務 第二項第一条の二の二 法第三百四十八条第二項第十六号に規定する独立行

一〜三略

(法第三百四十八条第二項第三十六号の固定資産)

| 又は第十号 | に規定する業務の用に供する固定資産で政令業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第一号から第四号まで立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農第五十一条の十五の二 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する国

2 第五十一条の十五の四 第五十一条の十五の三 機構法 立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究 のとする。 は、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のも ら第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの 立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育 もの以外のものとする。 で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げる (法第三百四十八条第二項第三十八号の固定資産 (法第三百四十八条第二項第三十七号の固定資産 産 略 び技術の教授を受ける者のための宿舎を除く。 宿舎 宿舎の用に供する固定資産 (第二号において「機構法」という。) 第十二条第一項第一号か (機構法第十二条第一項第五号に規定する水産に関する学理及 法第三百四十八条第二項第三十七号に規定する国 法第三百四十八条第二項第三十八号に規定する国)の用に供する固定資 第五十一条の十五の四 第五十一条の十五の三 2 立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究 のとする。 は、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のも センター法第十一条第一項第一号から第四号まで 立研究開発法人水産総合研究センターが国立研究開発法人水産総合研究 もの以外のものとする で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げる (法第三百四十八条第二項第三十八号の固定資産 、法第三百四十八条第二項第三十七号の固定資産 条第 産 略 教授を受ける者のための宿舎を除く。 宿舎 宿舎 略 項第十号に規定する近代的な農業経営に関する学理及び技術 (国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四 に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるも 法第三百四十八条第二項第三十七号に規定する国 法第三百四十八条第二項第三十八号に規定する国 の用に供する固定資産 の用に供する固定資

のうち次に掲げるもの以外のものとする。る固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産開発機構法第十八条第一号 又は第二号に規定する業務の用に供す

一及び二 略

(法第三百四十八条第二項第三十九号の固定資産)

第五十一条の十五の五 法第三百四十八条第二項第三十九号に規定する国第五十一条の十五の五 法第三百四十八条第二項第三十九号に規定する

及び二略

(法第三百四十八条第二項第四十四号の固定資産)

所又は宿舎の用に供するものを除く。)とする。 までに規定する業務のうち次に掲げるものの用に供する固定資産(事務 (以下この条において「機構法」という。)第十六条第二号から第七号 (以下この条において「機構法」という。)第十六条第二号から第七号 が定める固定資産は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法

- 機構法第十六条第二号に規定する業務
- 三 機構法第十六条第四号に規定する業務(国立研究開発法人量子科学

のうち次に掲げるもの以外のものとする。る固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産開発機構法第十八条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供す

一及び二 略

(法第三百四十八条第二項第三十九号の固定資産)

ま次に掲げるもの以外のものとする。 定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のう法第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する固法第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する固まが、 まの十五の五 法第三百四十八条第二項第三十九号に規定する国

及び二略

する研究開発を行う者の共用に供することに限る。 よる人体の障害の予防、 技術研究開発機構の施設及び設備を放射線の人体への影響、 診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関 放射線に

四 用に関する研究者を養成し、 射線による人体の障害の予防、 機構法第十六条第五号に規定する業務 並びにその資質の向上を図ることに限る 診断及び治療並びに放射線 (放射線の人体への影響 の医学的利 放

Ŧī. 予防、 機構法第十六条第六号に規定する業務 並びにその資質の向上を図ることに限る。) 診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成 (放射線による人体の 障 害の

六 機構法第十六条第七号に規定する業務

(法第三百四十九条の三第一項の償却資産)

第五十一条の十七 法第三百四十九条の三第一項に規定する政令で定める

次に掲げる償却資産以外の償却資産とする。

償却資産は、

が専ら保安通信の用に供する償却資産で総務省令で定めるもの 規定する一般送配電事業者又は同項第十一号に規定する送電事業者 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第一 項第九号に

略

(法第三百四十九条の三第四項の法人等)

第五十二条の二の二 略

2 法第三百四十九条の三第四項に規定する農林漁業者又は中小企業者の

(法第三百四十九条の三第一項の償却資産)

第五十一条の十七 法第三百四十九条の三第一項に規定する政令で定める

次に掲げる償却資産以外の償却資産とする

償却資産は、

が専ら保安通信の用に供する償却資産で総務省令で定めるもの 規定する一般電気事業者又は同項第四号 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第 に規定する卸電気事業者 項第二号に

略

(法第三百四十九条の三第四項の法人等)

第五十二条の二の二 略

2 法第三百四十九条の三第四項に規定する農林漁業者又は中小企業者 0

省令で定めるものを除く。)のうち次に掲げるものとする。供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務中小企業者の共同利用に供する機械及び装置(農林漁業者の共同利用に共する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は

野

台又は一基の取得価額が三百三十万円以上のもの二 次に掲げる資金の貸付けを受けて取得した機械及び装置のうち、

イ 略

口略

ハ 略

ĺ

二及びホ 略

三

略

(法第三百四十九条の三第十六項の家屋及び償却資産)

第五十二条の八 法第三百四十九条の三第十六項に規定する国立研究開発

省令で定めるものを除く。)のうち次に掲げるものとする。供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務中小企業者の共同利用に供する機械及び装置(農林漁業者の共同利用に共する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は

略

台又は一基の取得価額が三百三十万円以上のもの 次に掲げる資金の貸付けを受けて取得した機械及び装置のうち、

イ 略

による政府の利子補給に係る同法第二条に規定する農業改良資金 農業改良資金融通法(昭和三十一年法律第百二号)第九条の規定

ハ 略

二 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第三条

項の規定による政府の助成に係る経営等改善資金

ホ 略

第

金融機関が貸し付ける資金 まり都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として銀行その他のより都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として銀行その他の措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第六条第一項第二号の規定に 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定

三略

ト及びチ

略

(法第三百四十九条の三第十六項の家屋及び償却資産)

光 **| 第五十二条の八** | 法第三百四十九条の三第十六項に規定する国立研究開発

用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、 航空研究開発機構法第十八条第三号 法人宇宙航空研究開発機構が所有し、 に供する家屋及び償却資産のうち次に掲げるもの以外のもの かつ、 又は第四号に規定する業務の 直接国立研究開発法人宇宙 これらの業務の用

<u>\</u> 略

とする。

第五十二条の十 削除

> 用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは 航空研究開発機構法第十八条第一項第三号又は第四号に規定する業務の 法人宇宙航空研究開発機構が所有し、 かつ、 直接国立研究開発法人宇宙

次に掲げるもの以外の家屋及び償却資

産とする。

略

(法第三百四十九条の三 |第十八項の償却資産)

第五十二条の十 貯水槽、 換設備 るために設けられたトンネルを含む。)とする。 附属設備の用に供する構築物並びに機械及び装置並びに温水又は冷水の 用に供する償却資産で政令で定めるものは、 (屋内管に接続するものを除く。 循環ポンプ及び導管 法第三百四十九条の三第十八項に規定する熱供給事業の (供給管及び屋内管を除き 給排水設備 汽鑵設備 冷凍設備 導管を設置す 制御設備及び 熱交

(法第三百四十九条の三第十九項の家屋及び償却資産の部分)

第五十二条の十の二 法第三百四十九条の三第十八項に規定する水道又は

(法第三百四十九条の三第十八項の家屋及び償却資産の部分)

工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分は、

独立行政法人

水資源機構が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産のうち、当該

に対する割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

ダムを水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額 固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該

第五十二条の十の二 法第三百四十九条の三第十九項に規定する水道又は に対する割合を乗じて得た価格に相当する部分とする ダムを水道又は工業用水道の用に供する者が負担する額の当該費用の額 固定資産の価格に当該ダムの新築又は改築に要する費用の額につき当該 水資源機構が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産のうち、 工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分は、 独立行政法人 当該

(法第三百四十九条の三第十九項の固定資産)

で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。第五十二条の十の三 法第三百四十九条の三第十九項に規定する固定資産

一~六略

(法第三百四十九条の三第二十項 の償却資産)

第五十二条の十の四 法第三百四十九条の三第二十項 に規定する政令で

次に掲げるものとする。

一及び二略

定める償却資産は、

(法第三百四十九条の三第二十一項の家屋及び償却資産)

定める家屋及び償却資産は、次に掲げるものとする。 第五十二条の十の五 法第三百四十九条の三第二十一項に規定する政令で

一〜三略

(法第三百四十九条の三第二十二項の土地)

第五十二条の十の六 法第三百四十九条の三第二十二項に規定する国立研 明発法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接農業 の対のものとする。 法第三百四十九条の三第二十二項に規定する国立研

及び二略

(法第三百四十九条の三第二十項の固定資産)

で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。第五十二条の十の三 法第三百四十九条の三第二十項に規定する固定資産

一~六 略

(法第三百四十九条の三第二十一項の償却資産)

定める償却資産は、次に掲げるものとする。 第五十二条の十の四 法第三百四十九条の三第二十一項に規定する政令で

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第二十二項の家屋及び償却資産)

第五十二条の十の五 法第三百四十九条の三第二十二項に規定する政令で

一〜三略

定める家屋及び償却資産は、

次に掲げるものとする。

(法第三百四十九条の三第二十三項の土地)

一及び二 略

(法第三百四十九条の三第二十三項の固定資産)

一〜四 略 一〜四 と 一、又は関空等統合法第十二条第一項第二号の 第二号の 第二十三項に規定する新関西

(法第三百四十九条の三第二十四項の固定資産)

する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供国際空港株式会社が所有し、又は関空等統合法第十二条第一項第二号の第五十二条の十の七 法第三百四十九条の三第二十四項に規定する新関西

一~四略

、法第三百四十九条の三第二十五項の特定鉄道事業者及び構築物)

2 第五十二条の十の八 他の政令で定める構築物は、 体により所有され、 る宅地開発及び鉄道整備の一 道事業者で政令で定めるものは、 しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が大都市地域におけ 法第 三百四十九条の三第 号 第 + 法第三百四十九条の三第二十五項に規定する特定鉄 又は出資若しくは拠出をされている法人とする。 条第 体的推進に関する特別措置法 第五十二条の五に規定する構築物とする。 一十五項に規定する線路設備 項の規定に基づき同項 その発行済株式 の総数又は出資金額若 の関係地方公共団 電路設備その (平成元年法

(法第三百四十九条の三第二十五項の償却資産)

に伴い、当該既設資産に代えて当該事業の用に供される償却資産以外のにおいて「既設資産」という。)を当該事業の用に供しなくなつたこと定める償却資産は、既に事業の用に供されていた償却資産(以下この条第五十二条の十の八 法第三百四十九条の三第二十五項に規定する政令で

償却資産とする。

法第三百四十九条の三第二十七項の償却資産)

(賃却資産とする。 「はい、当該既設資産に代えて当該事業の用に供される償却資産以外のにおいて「既設資産」という。)を当該事業の用に供しなくなつたことにおいて「既設資産」という。)を当該事業の用に供しなくなったことにおいて「既設資産」という。)を当該事業の用に供されていた償却資産(以下この条第五十二条の十の九)法第三百四十九条の三第二十七項に規定する政令で

(法第三百四十九条の三第二十六項の固定資産)

の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とす所有し、かつ、直接同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が第五十二条の十の九 法第三百四十九条の三第二十六項に規定する中部国

一〜三略

る

(法第三百四十九条の三第三十一項の政令で定める者)

組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同第五十二条の十の十 法第三百四十九条の三第三十一項に規定する政令

(法第三百四十九条の三第三十二項の償却資産)

~三 略

第二節の二略

(法第三百四十九条の三第二十八項の固定資産)

第五十二条の十の十 法第三百四十九条の三第二十八項に規定する中部国第五十二条の十の十 法第三百四十九条の三第二十八項に規定する中部国第五十二条の十の十 法第三百四十九条の三第二十八項に規定する中部国

一〜三略

(法第三百四十九条の三第三十三項の政令で定める者

組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会とする。で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、農業協同組合、農業協同第五十二条の十の十一法第三百四十九条の三第三十三項に規定する政令

(法第三百四十九条の三第三十四項の償却資産)

第五十二条の十の十二 法第三百四十九条の三第三十四項に規定する政令第五十二条の十の十二 法第三百四十九条の一第三十四項に規定する業務の二十六年法律第四十九号)第十六条第一号又は第二号に規定する業務の
二十六年法律第四十九号)第十六条第一号又は第二号に規定する業務の
二十六年法律第四十九号)第十六条第一号又は第二号に規定する政令

第二節の二 軽自動車税

略

(法第四百四十二条第五号の軽自動車の付加物)

第五十二条の十八 法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車に付加し

--て一体となつている物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする

自動車の附属物
一 ラジオ、ヒーター、クーラーその他の軽自動車に取り付けられる軽

装置のうち、人又は物を運送するために用いられるもの二 特殊の用途にのみ用いられる軽自動車に装備される特別な機械又は

(徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等

ا ا

第五十二条の十八 市町村の徴税吏員は、法第四百五十条第三項の規定に

当亥勿井の是出戸引用位がこ当亥勿井と是出しこ斉の氏名及が庄斤又出より物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、

居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は

当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還し2 市町村の徴税吏員は、法第四百五十条第三項の規定により留め置いた

なければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をも

つて管理しなければならない

軽自動車を取得した者)(法第四百四十三条第二項の運行以外の目的に供するために三輪以上の)

供するために三輪以上の軽自動車を取得した者として政令で定めるもの第五十二条の十九 法第四百四十三条第二項に規定する運行以外の目的に

は、道路(道路運送車両法第二条第六項に規定する道路をいう。)以外

の他法第四百四十三条第二項に規定する運行の用に供されない三輪以上の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる三輪以上の軽自動車そ

の軽自動車を取得した者とする。

(法第四百四十七条第一項第二号の法人の分割等)

第五十二条の二十 第三十七条の十四の規定は、法第四百四十七条第一項

第二号に規定する政令で定める分割について準用する。

定する政令で定める場合について準用する。 第三十七条の十四の二の規定は、法第四百四十七条第一項第三号に規

(徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等

定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数第五十二条の二十一 市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規)

又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所

成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

しなければならない。
た物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還を物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還2
市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により留め置い

た物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により留め置い

があつたと認められる場合)(法第四百六十三条の三第七項の申告書の提出期限までに提出する意思

出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定め第五十二条の二十二 法第四百六十三条の三第七項に規定する申告書の提

る場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

| 法第四百六十三条の三第七項に規定する申告書の提出があつた日の| | 法第四百六十三条の三第七項に規定する申告書の提出があつた日の

は、その延長された納期限) エ十四条第一項各号に規定する納期限(納期限の延長があつたとき 口に掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第四百

旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日 市町村長が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による

|| (環境性能割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い|

第五十二条の二十三 規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における 基礎となるべき税額に相当する金額を、 第四百六十三条の四第一 より、 項の重加算金に係る部分に限る。 過少申告加算金額に代えて、 法第四百六十三条の四第 項又は第三項の規定による重加算金額の算定の 以下この条において同じ。 重加算金額を徴収する場合には、 法第四百六十三条の三第一項に 項又は第三 項 (同条第一 の規定に

過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、 重加算金額

を徴収するものとする。

第三節 略

(法第四百八十三条第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があ

つたと認められる場合

第五十三条の五

でに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は

法第四百八十三条第七項に規定する申告書の提出期限ま

次の各号のいずれにも該当する場合とする。 法第四百八十三条第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日

第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を から起算して一年前の日までの間に、市町村たばこ税について、 同条

課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けて

いないとき。

場合の区分に応じ、 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、 それぞれ次に定める期限又は日までに納付されて 次に掲げる

いた場合

イ及びロ 略

(市町村たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取

扱い)

第三節 市町村たばこ税

(法第四百八十三条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思が

つたと認められる場合)

第五十三条の五 でに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は 法第四百八十三条第六項に規定する申告書の提出期限

次の各号のいずれにも該当する場合とする。

から起算して一年前の日までの間に、市町村たばこ税について、

法第四百八十三条第六項に規定する申告書の提出があつた日

第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を

課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けて

いないとき。

場合の区分に応じ、 いた場合 それぞれ次に定める日まで

に納付されて

次に掲げる

前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、

イ及びロ

略

(市町村たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の

取

扱い)

同条

(T)

前

第五十三条の六 する。 以外の部分の過少申告加算金額に代えて、 税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額 き税額に相当する金額を、 少申告加算金額に代えて、 算金に係る部分に限る。 十四条第 項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべ 法第四 百八十四条第一項又は第三項 以下この条において同じ。 重加算金額を徴収する場合には、 法第四百八十三条第一項に規定する対象不足 重加算金額を徴収するもの (同条第一 の規定により 法第四百八 項の 重加 過

のとする。

つたと認められる場合)(法第五百三十六条第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があ

の各号のいずれにも該当する場合とする。 提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次第五十四条 法第五百三十六条第七項に規定する申告書の提出期限までに

き。 とがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないと一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課された一号に該当することにより不申告加算金額では重加算金額を課されたから起算して一年前の日までの間に、鉱産税について、同条第二項第出。

いた場合 場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されて二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる

イ及びロ 略

第五十三条の六 の四十六第 四十七第 いて準用する。 規定により、 項 項 過少申告加算金額に代え、 この場合において、 とあるのは 第三十四条第一項の規定は とあるのは 「第四百八十四条第 「第四百八十三条第一項」 第三十四条第 重加算金額を徴収する場合につ 法第四百八十四条第 項 一項中 لح と読み替えるも 「第七十二条の 十二条 項の

つたと認められる場合)(法第五百三十六条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があ

の各号のいずれにも該当する場合とする。 提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次第五十四条 法第五百三十六条第六項に規定する申告書の提出期限までに

き。

さいない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないと一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたから起算して一年前の日までの間に、鉱産税について、同条第二項第から起算して一年前の日までの間に、鉱産税について、同条第二項第

いた場合
場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まで
に納付されて
二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる

イ及びロ 略

(鉱産税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十四条の二 き同条第 少申告加算金額に代えて、 算金に係る部分に限る。 百三十六条第 十七条第 した場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代 重加算金額を徴収するものとする。 一項又は第三項に規定する不足税額に相当する金額を、 項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべ 項に規定する対象不足税額から控除して計算するものと 法第五百三十七条第一項又は第三項 以下この条において同じ。 重加算金額を徴収する場合には、 (同条第一 の規定により 法第五百三 項の重加 法第五 過

(法第五百八十五条第四項の特殊関係者等)

- 。)の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹どうかの判定をすべき者(以下この項において「判定対象者」という」、法第五百八十五条第四項に規定する特殊関係者を有する者であるか
- しているものにし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持二前号に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一
- もの 対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している 三 前二号に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定

(鉱産税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十四条の二 税額等」 の四十六第 四十七第一項」とあるのは いて準用する。 規定により、 とあるのは 項 過少申告加算金額に代え、 この場合において、 第三十四条第一項の規定は、 とあるのは 「対象不足税額」と読み替えるものとする。 「第五百三十七条第一項」 「第五百三十六条第 第三十四条第一項中 重加算金額を徴収する場合につ 法第五百三十七条第一項 項」 と と 「第七十二条の 第七十二条 「対象不足 \mathcal{O}

(法第五百八十五条第四項の特殊関係者等)

前三号のいずれかに該当する関係がある個人せている個人(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)及びその者と四 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持さ

がある個人 主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係 主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係 知定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株

六 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

する他の会社 する他の会社 する他の会社 する他の会社 する他の会社 する他の会社 する他の会社 する他の会社である場合において、その判定の基礎となっ

(以下この条において「特殊関係者」という。)が取得した土地につい四項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する特殊関係者2 土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る法第五百八十五条第 2

一及び二 略

ての次に掲げる事情とする。

3~6略

(法第五百八十六条第二項第六号の農業、林業又は漁業を営む者等)

第五十四条の十七 法第五百八十六条第二項第六号に規定する農業、林業

又は漁業を営む者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

農業を営む個人又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第

(以下本条 において「特殊関係者」という。)が取得した土地につい四項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する特殊関係者土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る法第五百八十五条第

一及び二 略

ての次に掲げる事情とする。

3 6 略

(法第五百八十六条第二項第六号の農業、林業又は漁業を営む者等)

又は漁業を営む者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 第五十四条の十七 法第五百八十六条第二項第六号に規定する農業、林業

農業を営む個人又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第

一条第三項に規定する農地所有適格法人その他農業を営む法人で総務

一及び三 略

省令で定めるもの

2 略

(法第六百九条第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつた

と認められる場合)

第五十四条の四十八の三 法第六百九条第七項に規定する申告書の提出期 合は、 限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場 次の各号のいずれにも該当する場合とする。

いとき。 項第 れたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていな 起算して五年前の日までの間に、特別土地保有税について、 法第六百九条第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から 一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課さ 同条第二

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、 場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されて 次に掲げる

いた場合

イ及びロ 略

(特別土地保有税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取

扱い)

第五十四条の四十九 法第六百十条第 一項又は第三項 (同条第 項の重加

> 二条第三項に規定する農業生産法人 その他農業を営む法人で総務

一及び三 略

省令で定めるもの

2 略

(法第六百九条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつた

と認められる場合)

第五十四条の四十八の三 法第六百九条第六項に規定する申告書の提出期 限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場

合は、

次の各号のいずれにも該当する場合とする。

いとき。 項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課さ れたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていな 起算して五年前の日までの間に、特別土地保有税について、 法第六百九条第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日 同条第一 から

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、 次に掲げる

場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まで

に納付されて

いた場合

イ及びロ 略

(特別土地保有税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取

扱い)

第五十四条の四十九 第三十四条第 一項の規定は 法第六百十条第 一項の

分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。会に除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部額に相当する金額を、法第六百九条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に付えて、重加算金額を徴収する場合には、法第六百十二十分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第六百十二十分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

があつたと認められる場合)(法第六百八十八条第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思

場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める第五十四条の六十 法第六百八十八条第七項に規定する納入申告書の提出

- までに納付され、又は納入されていた場合額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日二 前号に規定する納入申告書に係る納付し、又は納入すべき税額の全

イ及びロ 略

(市町村法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額

十六第 規定により 四十七第 いて準用する。 項 一項」 とあるのは 過少申告加算金額に代え、 とあるのは この場合において、 一第六百九条第 「第六百十条第 第三十四条第 重加算金額を徴収する場合につ 一項」と読み替えるものとする 一項_ と 項中 「第七十二条の四 「第七十二条の

があつたと認められる場合)(法第六百八十八条第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思

期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める第五十四条の六十 法第六百八十八条第六項に規定する納入申告書の提出

場合は、

次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 適用を受けていないとき。

 重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定のついて、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は前日から起算して五年前の日までの間に、当該市町村法定外普通税に法第六百八十八条第六項に規定する納入申告書の提出があつた日の法第六百八十八条第六項に規定する納入申告書の提出があつた日の
- ――に納付され、又は納入されていた場合額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まで―――――前号に規定する納入申告書に係る納付し、又は納入すべき税額の全

イ及びロ 略

(市町村法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額

の取扱い)

第五十四条の六十一 告加算金額に代えて、 計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部 重加算金に係る部分に限る。 るべき同条第 百八十九条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎とな 過少申告加算金額に代えて、 法第六百八十八条第一項に規定する対象不足金額等から控除して 一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金 法第六百八十九条第一 重加算金額を徴収するものとする。 以下この条において同じ。) 重加算金額を徴収する場合には、 項又は第三項 (同条第 の規定により 分の過少申 法第六 項の

思があつたと認められる場合)(法第七百一条の十二第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意

る場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定め第五十六条の十二 法第七百一条の十二第七項に規定する納入申告書の提

- れていた場合がる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入さい、前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲

の取扱い)

第五十四条の六十一 税額等」 の四十六第 条の四十七第一項」とあるのは「第六百八十九条第 について準用する。 項の規定により、 とあるのは とあるのは 項」 「同項に規定する不足金額又は税額に」と、 とあるのは 過少申告加算金額に代え、 第三十四条第 この場合において、 「対象不足金額等」と読み替えるものとする。 「第六百八十八条第 一項の規定は 第三十四条第 重加算金額を徴収する場合 法第六百八十九条第一 項」 項 と 項 と 中 第七十二条 「対象不 第七 税額に 十二

思があつたと認められる場合)(法第七百一条の十二第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意

る場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定め第五十六条の十二 法第七百一条の十二第六項に規定する納入申告書の提

- れていた場合がいる。それぞれ次に定める日まででは納入さげる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納入され、次に掲一が時に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲

イ及びロ 略

(入湯税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十六条の十三 金額に代えて、 るものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算 法第七百 重加算金に係る部分に限る。 なるべき同条第 百一条の十三第 過少申告加算金額に代えて、 一条の十二第一 重加算金額を徴収するものとする。 項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎と 項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、 法第七百一条の十三第 項に規定する対象不足金額から控除して計算す 以下この条において同じ。)の規定により 重加算金額を徴収する場合には、 項又は第三項 (同条第 法第七 可の

(法第七百一条の三十二第二項の特殊関係者等)

第五十六条の二十一 次に掲げる者とする。 法第七百一条の三十二第二項に規定する政令で定め

る者は、

- るかどうかの判定をすべき者 . う。 法第七百一条の三十二第二項に規定する特殊関係者を有する者であ の配偶者 直系血族及び兄弟姉妹 (以下この項において 「判定対象者」と
- しているもの 前号に掲げる者以外の判定対象者の親族で、 又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持 判定対象者と生計を一
- 三 対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している 前二号に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で 判定

イ及びロ 略

(入湯税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十六条の十三 六第 条の四十七第一 について準用する。 項の規定により、 とあるのは とあるのは 項」とあるのは 項」 「同項に規定する不足金額に」と、 「対象不足金額」と読み替えるものとする。 第三十四条第 過少申告加算金額に代え、 とあるのは この場合において、 「第七百一条の十二第一項」と 「第七百一条の十三第 項の規定は 第三十四条第一 重加算金額を徴収する場合 法第七百 「第七十二条の 一項中 項」 一対象不足税額 条の十三第 ٢ 「第七十二 一税額 四十

(法第七百一条の三十二第二項の特殊関係者等)

第五十六条の二十一 る者は、 こととなる者とする。 の三十二第 をすべき者」と読み替えた場合において同項各号のいずれかに該当する 及び 第五条第 「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのを「法第七百一条 一項に規定する特殊関係者を有する者であるかどうかの 法第七百一条の三十二第二項に規定する政令で定め 項各号の規定中 「納税者又は特別徴収義務者」 とあ 判定

もの

兀 前三号のいずれかに該当する関係がある個人 せている個人 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持さ (第 号及び第二号に掲げる者を除く。 及びその者と

五. がある個人 主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係 判定対象者が同族会社である場合には、 その判定の基礎となつた株

六 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七 する他の会社 の会社を含む。 がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他 た株主又は社員 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつ (これらの者と第 の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当 一号から第四号までに該当する関係

(法第七百一条の三十四第三項第九号の介護老人保健施設等)

第五十六条の二十六 法第七百一条の三十四第三項第九号に規定する介護 老人保健施設で政令で定めるものは、 定する介護老人保健施設のうち医療法人が開設するものとする。 介護保険法第八条第二十八項に規

2 略

第五十六条の三十及び第五十六条の三十一 削除

2 5

略

(法第七百一条の三十四第三項第九号の介護老人保健施設等)

第五十六条の二十六 法第七百一条の三十四第三項第九号に規定する介護 定する介護老人保健施設のうち医療法人が開設するものとする。 老人保健施設で政令で定めるものは、 介護保険法第八条第二十七項に規

2 略

第五十六条の三十 削除

(法第七百一条の三十四第三項第十六号の施設)

点検、検査又は操作のために必要な施設とする。 作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、令で定める施設は、電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工第五十六条の三十二 法第七百一条の三十四第三項第十六号に規定する政

(法第七百一条の三十四第三項第十八号の事業等)

第五十六条の三十四 法第七百一条の三十四第三項第十八号に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロに規定するは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロに規定する 八十二号)第三条第一項第二号から第四号までに掲げる事業(総務省令で定めるものを除く。)とする。

2及び3 略

があつたと認められる場合)(法第七百一条の六十一第七項の申告書の提出期限までに提出する意思

(法第七百一条の三十四第三項第十五号の施設)

令で定める施設は、熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二第五十六条の三十一 法第七百一条の三十四第三項第十五号に規定する政

とする。

条第四項に規定する熱供給施設

(導管のうち供給管及び屋内管を除く。

(法第七百一条の三十四第三項第十六号の施設)

点検、検査又は操作のために必要な施設とする。 作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、令で定める施設は、電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工第五十六条の三十二 法第七百一条の三十四第三項第十六号に規定する政

(法第七百一条の三十四第三項第十八号の事業等)

は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるもの立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロに規定する独第五十六条の三十四 法第七百一条の三十四第三項第十八号に規定する独

で定めるものを除く。)とする。

から第四号までに掲げる事業(総務省令

2 及 び 3

略

があつたと認められる場合)(法第七百一条の六十一第六項の申告書の提出期限までに提出する意思

場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める第五十六条の八十 法第七百一条の六十一第七項に規定する申告書の提出

いた場合 場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されて場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されて二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる

イ及びロ 略

(事業所税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十六条の八十一 過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、 規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における 基礎となるべき税額に相当する金額を、 第七百 項の重加算金に係る部分に限る。 を徴収するものとする 過少申告加算金額に代えて、 一条の六十二 一第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の 法第七百一条の六十二第 以下この条において同じ。 重加算金額を徴収する場合には、 法第七百 項又は第三項 条の六十一 重加算金額 (同条第一 第 の規定に 項に 法

期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める第五十六条の八十 法第七百一条の六十一第六項に規定する申告書の提出

場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

ないとき。

いた場合場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まで「一」に納付されて場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まで「一」に納付されて前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる

イ及びロ 略

(事業所税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十六条の八十一 場合について準用する。 十二条の四十七第 「第七十二条の四十六第 と読み替えるものとする。 項の規定により、 項」とあるのは 第三十四条第一 過少申告加算金額に代え、 この場合において、 項 とあるのは 項の規定は 一第七百 「第七百 第三十四条第一 一条の六十二 重加算金額を徴収する 法第七百一 一条の六十二第一項 第 項中 条の六十二 項」と、 「第七

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定

める金額は、五十四万円とする。

2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、十九万円

3 略

とする。

(国民健康保険税の減額)

三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、

は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定を加算した金額(次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合に属者をいう。以下同じ。)の数の合計数に四十八万円を乗じて得た金額世帯所属者(法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所

2 法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする

同

世帯所属者の数の合計数に二十六万五千円を乗じて得た金額を加算

した金額)とする。

一略

乗じて得た額を基準として定めた額とすること。 までに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイからハまでに定める割合を民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハニ 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定

める金額は、五十二万円とする。

法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、十七万円

略

とする。

2

3

三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一第五十六条の八十九 法第七百三条の五に規定する政令で定める金額は、(国民健康保険税の減額)

属者をいう。以下同じ。)の数の合計数に四十七万円を乗じて得た金額世帯所属者(法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所

同一世帯所属者の数の合計数に二十六万円を乗じて得た金額を加算は、三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定を加算した金額(次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合に

した金額)とする。

2

法第七百三条の五に規定する政令で定める基準は、

次のとおりとする

略

乗じて得た額を基準として定めた額とすること。 までに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイからハまでに定める割合を民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハニ 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国

イ 略

加算した金額を超えない世帯(イ又は口に掲げる世帯を除く。)特定同一世帯所属者の数の合計数に四十八万円を乗じて得た金額を額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と、法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

十分の二

三及び四略

があつたと認められる場合)(法第七百二十一条第七項の納入申告書の提出期限までに提出する意思

場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。 期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める第五十六条の九十 法第七百二十一条第七項に規定する納入申告書の提出

つて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。
により不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であ利地益税等について、法第七百二十一条第二項第一号に該当することがの時に、法第七百二十一条第七項に規定する納入申告書の提出があつた日の法第七百二十一条第七項に規定する納入申告書の提出があつた日の

イ 略

ロ 法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算 は第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算 が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と

加算した金額を超えない世帯(イ又は口に掲げる世帯を除く。)特定同一世帯所属者の数の合計数に四十七万円を乗じて得た金額を額が三十三万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と法第七百三条の五に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

十分の二

三及び四 略

があつたと認められる場合)(法第七百二十一条第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思

場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める第五十六条の九十 法第七百二十一条第六項に規定する納入申告書の提出

つて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。
により不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であ
利地益税等について、法第七百二十一条第二項第一号に該当すること
お第七百二十一条第六項に規定する納入申告書の提出があつた日の

げる場合の区分に応じ、 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、 それぞれ次に定める期限又は日までに納入さ 次に掲

イ及びロ

略

れていた場合

 $\stackrel{\circ}{\mathfrak{n}}$ (水利地益税等の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱

第五十六条の九十の二 ものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金 法第七百二十一条第一 七百二十二条第 の重加算金に係る部分に限る。 なるべき同条第 過少申告加算金額に代えて、 項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、 項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎と 法第七百二十二条第 項に規定する対象不足金額から控除して計算する 以下この条において同じ。 重加算金額を徴収する場合には、 項又は第三項 (同条第 の規定によ 法第 一項

る意思があつたと認められる場合 (法第七百三十三条の十八第八項の納入申告書の提出期限までに提出す 額に代えて

重加算金額を徴収するものとする。

とあるのは

「対象不足金額」と読み替えるものとする

第五十六条の九十三 で定める場合は、 書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令 法第七百三十三条の十八第八項に規定する納入申告書の提出があ 次の各号のいずれにも該当する場合とする。 法第七百三十三条の十八第八項に規定する納入申告 0

た日の前日から起算して五年前の日までの間に、 当該法定外目的税に

> げる場合の区分に応じ、 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額 それぞれ次に定める日まで 次に掲

れていた場合

イ及びロ

略

(水利地益税等の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱

第五十六条の九十の二 六第一 二条の四十七第 合について準用する。 に」とあるのは 項の規定により、 項」とあるのは 「同項に規定する不足金額に」と、 項」 過少申告加算金額に代え、 とあるのは この場合において、 第三十四条第 「第七百二十一条第一項」と 「第七百二十二条第 項の規定は 第三十四条第 重加算金額を徴収する場 法第七百二 第七十二条の四十 「対象不足税額等 項」 項中 一十二条第 第七十 税額

る意思があつたと認められる場合 (法第七百三十三条の十八第七項の納入申告書の提出期限までに提出す

第五十六条の九十三 で定める場合は、 書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令 次の各号のいずれにも該当する場合とする。 法第七百三十三条の十八第七項に規定する納入申告

た日の前日から起算して五年前の日までの間に、 法第七百三十三条の十八第七項に規定する納入申告書の提出があ 当該法定外目的税に

適用を受けていないとき。 重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第八項の規定ののいて、同条第三項第一号に該当することにより不申告加算金額又は

までに納付され、又は納入されていた場合額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日二 前号に規定する納入申告書に係る納付し、又は納入すべき税額の全

イ及びロ 略

い)(法定外目的税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱)

第五十六条の九十四 により、 以外の部分の過少申告加算金額に代えて 金額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額 定の基礎となるべき同条第 法第七百三十三条の十九第一項又は第三項の規定による重加算金額の算 に相当する金額を、 項の 重加算金に係る部分に限る。 過少申告加算金額に代えて、 法第七百三十三条の十八第 法第七百三十三条の十九第 項又は第三項に規定する不足金額又は税額 以下この条において同じ。 重加算金額を徴収する場合には、 重加算金額を徴収するものと 項に規定する対象不足 項又は第三 項 (同条第 の規定

第四章 略

する。

適用を受けていないとき。 重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定ののいて、同条第三項第一号に該当することにより不申告加算金額又は

額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日まで前号に規定する納入申告書に係る納付し、又は納入すべき税額の全

- に納付され、又は納入されていた場合

イ及びロ 略

い)(法定外目的税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱(法定外目的税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱)

第五十六条の九十四 項」 九第 るものとする。 七十二条の四十七第一 る場合について準用する。 「第七十二条の四十六第 ٢ 税額に」 項の規定により 「対象不足税額等」とあるのは とあるのは 第三十 項 過少申告加算金額に代え 一項」 -四条第 とあるのは この場合において、 「同項に規定する不足金額又は税額に」 とあるのは 項 の規定は、 「第七百三十三条の十九第一項 「対象不足金額等」と読み替え 第七百 第三十四条第一 法第七百三 重加算金額を徴収す 三十三条の十八第 十三 項中 一条の十 と 「第

第四章 都等の特例

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特

第四十八条の十	市町村民税	都民税
	市町村」	都道府県」
第四十八条の十の	市町村	都
<u> </u>		
第四十八条の十の	市町村民税	都民税
三	市町村」	都道府県」
第四十八条の十の	市町村	都
刔		
第四十八条の十一	法人の市町村民税の確	法人の都民税の確定申
の四、第四十八条	定申告書	告書
の十一の七、第四		
十八条の十一の十		
及び第四十八条の		
+ 一の十三		
第四十八条の十二	市町村民税の中間納付	都民税の中間納付額
第一項	額	

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特 民税の する市町村」とあるのは 同条第八項中 の八第二十四項」 県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは 村内」又は の市町村民税の確定申告書」とあるのは とあるのは はそれぞれ 合において、 定及び第四十八条の十三第三十項を除く。 別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、 (当該法人が) 「市町村」 条の規定にかかわらず、第三章第一節 都民税」 法人税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十 第四十 控除限度額」 都内」 と とあるのは 八条の十二第一 第四十八条の十一 「都民税」 「市町村民税額」とあるのはそれぞれ 都 第四十八条の十中 又は 一以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合に 百分の九 とあるのは 市町村」 と ۲ 都民税額」 又は 第四十八条の十の三中 都 「課する都の特別区の存する区域のみ」 項中 とあるのは 七 法第五十三条第二十四項及び第三百二 都 と の十及び第四十八条の十 一法第三百二十一条の八第二 とあるのは ٢ 「市町村民税」 「市町村民税」 と、 第四十八条の十一の四、 第四十八条の 第四十八条の十の一 「都」と、 「法人の都民税の確定申告書 (個人の市町村民税に関する規) の規定を準用する。 百分の十二・ 「市町村民税」 又は 第四十八条の十の六中 十三第 「都民税」 市町村長」 「市町村」 の十三中 一十四項」と、 項中 中 九 第四十八条の とあるのは 市町 بح とあるの 十一条 「及び都 この場 と 「都知事 「法人 市町 村 道 課 第 府

条の十三第二項に規定する従業者の数に按分して計算した額に当該関係

	項ただし書又は第四十 ついて第九条の七第七	課する法人税割の税率額に当該関係市町村が	
」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。	限度額又は市町村民税	項に規定する従業者の	
十四項、第十六項、第十七項及び第十九項中「市町村民税の控除余裕額	度の道府県民税の控除	百二十一条の十三第二	
額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第十項、第十三項、第	業年度又は連結事業年	係市町村ごとの法第三	
」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕	を有する法人で当該事	限度額を当該法人の関	
じ。)」と、「、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額	いて事務所又は事業所	合には、法人税の控除	
控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項において同	る区域及び市町村にお	又は事業所を有する場	
の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該	のとし、特別区の存す	市町村において事務所	
等のうち同条第二十四項の規定により控除することができた額が都民税	とすることができるも	(当該法人が二以上の	
税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額(外国の法人税	する区域のみ		
「都民税の控除限度額」と、「、道府県民税の控除余裕額又は市町村民	課する都の特別区の存	課する市町村	第八項
及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは	百分の七	百分の六	第四十八条の十三
、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「		二十四項及び	
度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第九項中「	並びに法	並びに法第五十三条第	
ものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限		控除限度額	
の七第七項ただし書又は第四十八条の十三第八項ただし書の規定による	額	度額及び市町村民税の	第二項
県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条	及び都民税の控除限度	、道府県民税の控除限	第四十八条の十三
事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府	都民税額	市町村民税額	
とすることができるものとし、特別区の存する区域及び市町村において	都内	市町村内	
割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる」とあるのは「	都知事	市町村長	
市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める	都民税」	市町村民税」	

きた額を控除した残額		
民税の控除限度額から		
い場合における当該都		
の控除限度額に満たな		
とができた額が都民税		
規定により控除するこ		
うち同条第二十四項の	控除余裕額	
額(外国の法人税等の	裕額又は市町村民税の	
又は都民税の控除余裕	、道府県民税の控除余	
	度額	
の都民税の控除限度額	の市町村民税の控除限	
	控除限度額	
額	度額及び市町村民税の	第九項
及び都民税の控除限度	、道府県民税の控除限	第四十八条の十三
する		
除限度額との合計額と		
度額と市町村民税の控		
の道府県民税の控除限	できる	
年度又は連結事業年度	合計額)とすることが	
にあつては、当該事業	を乗じて計算した額の	
し書の規定によるもの	総務省令で定める割合	
八条の十三第八項ただ	に相当する割合として	

		び第十九項
		六項、第十七項及
		、第十四項、第十
	額	第十項、第十三項
が裕都民税の控除余裕額	市町村民税の控除余裕	第四十八条の十三
合計額	額の合計額	
「裕」都民税の控除余裕額の	市町村民税の控除余裕	
	控除余裕額	
額	裕額及び市町村民税の	
除余し及び都民税の控除余裕	、道府県民税の控除余	
おいて同じ。)		
をいう。以下この項に		

(法第七百三十四条第四項の率)

第五十七条の二の四 法第七百三十四条第四項の政令で定める率は、百分

の五・四とする。

(都における法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第五十七条の二の五 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七 第五十七条の二の五 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七 第五十七条の二の五 都は、第一条の規定にかかわらず、毎年度、法第七

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した法人の行う事
	業に対する事業税の額(当該期間内に過誤納に係る法
	人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から
	支出した場合には、その支出した額を控除した額。以
	下この表において同じ。)の百分の五・四に相当する
	額
十二月	八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に
	対する事業税の額の百分の五・四に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に
	対する事業税の額の百分の五・四に相当する額
177.111.12	

条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する 第三十五条の四の五第二項から第五項までの規定は、法第七百三十四

場合について準用する。

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

まで、第十一条の六 、第一三条から第八条の四まで、第九条第十二項、第九条の二の二から第十条項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第

二から第五十七条までの規定とする。

一、大条の十八まで、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三条の十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第二十十四条、第十五条の四、第十二条の二の九、第十三条、第

(地方税の犯則事件に関する国税犯則取締法施行規則の準用)

第五十九条 六条、 除く。) ては、国税犯則取締法施行規則の規定 五百四十六条、 第七十四条の三十、 八及び第七百四十六条第一項に規定する地方税に関する犯則事件につい 第百七十七条の二、 第四百三十七条、 を準用する。 法第七十一条、 第六百十六条、第七百一条の二十三、第七百一条の六十 第九十七条 第百七十七条の二十四、 第四百六十三条の十、 第七十二条の七十二、第七十三条の四十一、 (第一条及び第七条ノ二の規定を 第二百五条、 第四百八十五条の六、 第百四十四条の五十四 第三百三十 第

附則

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例に係る

健康の保持増進及び疾病の予防への取組)

税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組とす第四条の五 法附則第四条の四第一項に規定する政令で定める取組は、租

十四条、 二から第五十七条までの規定とする。 九条の八 十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、 まで、第十一条の六、 三条から第八条の四まで、 項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第 第十五条の四、第十五条の五、第十六条、 まで、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三条の 第十二条の二の三第 第九条第十二項、 項, 第九条の二の二から第十条 第十二条の二の四 第十七条から第二十 第十三条、 第 第

(地方税の犯則事件に関する国税犯則取締法施行規則の準用)

第五十九条 ては、 六条、 除く。)を準用する。 八及び第七百四十六条第一項に規定する地方税に関する犯則事件につ 五百四十六条、 第七十四条の三十、 第百七十四条 国税犯則取締法施行規則の規定 第四百三十七条 法第七十一条、 第六百十六条、 第九十七条、 第七十二条の七十三、 第七百一条の二十三、 第百三十九条、 (第一条及び第七条ノ二の規定を 第四百八十五条の六、 第二百五条、 第七十三条の四十一、 第百四十四条の五 第七百一条の六十 第三百三十 十四四

附則

額の還付の手続)(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の	額の還付の手続)(阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割のその支払がなされるまでの間、なかつたものとする。、同項並びに同条第三項、第七項及び第九項の規定の適用については、
第五条の二略	第五条の三 法附則第八条の二の二第一項に規定する特定寄附金の支出は特定寄附金の支出) 特定寄附金の支出) 第五条の二 略
(法人の道府県民税及び市町村民税に係る特例)第四条の六略	(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)第四条の七略
定の適用に関する読替え)(第七条の十八の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規	定の適用に関する読替え)(第七条の十八の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規
2 略	2 略
第四条の五略	第四条の六略
(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)	(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)
	置法施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組とする。

第五条の四略

(法人の事業税の課税標準の特例)

産の帳簿価額から第二十条の二の二十一第一号から第四号までに掲げるより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資第六条の二 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところに

金額の合計額

を控除して得た金額

とする。

2 法附則第九条第八項に規定する政令で定める収入金額は、

附則第九条第八項に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払う気事業法第十七条第一項 に規定する託送供給に係る料金として法電気供給業を行う法人が電

3 法附則第九条第十項に規定する政令で定める収入金額は、

べき金額に相当する収入金額とする。

する。のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とのガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とに規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十項に規定する他ガス供給業を行う法人がガス事業法第二条第四項

二条の二第一項第一号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又同条第十三項及び第十四項に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三

4

4

第五条の三略

(法人の事業税に係る 特例)

第六条の二 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところに第六条の二 法附則第九条第七項第一号に規定する貸借対照表に計上されている総資第一条のに掲げる金額を控除して得た金額に、同条第六号に掲げる金額を回帳簿価額(以下この項において「総資産の帳簿価額」という。)かがの場面ではおいて「総資産の帳簿価額」という。)かがの場面ではおいて「総資産の帳簿価額」という。)から第五の第一条第一条第一条第一条に規定する政令で定めるところに

べき金額に相当する収入金額とする。附則第九条第八項に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払う気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給に係る料金として法気事業法規需要に応ずる電気の供給を行う電気供給業を行う法人が電く 法附則第九条第八項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定

二条の二第一項第一号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又同条第十三項及び第十四項に規定する雇用者給与等支給額に、法第七十項及び第十四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三

内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じ 第十四項に規定するその他の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地 則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び 払われるものをいう。 おいて同じ。 は事業所 て計算した金額とする。 恒久的施設 (法第七十) の従業者 一条第五号ただし書に規定する外国法人にあつては 以下この項及び次項において同じ。)のうち法附 (事務所又は事業所に 使用される者で賃金を支 以下この項に おいて同じ。 は事業所 (法第) の従業者

5 用する。 用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準 第二十条の二の十九第三項から第五項までの規定は、 前項の規定の適 5

6 成二十八年法律第 定する一 条第十九項に規定する対象特定実用発電用原子炉設置者が同項に規定す ための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律 法附則第九条第十九項に規定する政令で定める収入金額は、 般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の 号 附則第六条第 項の規定により法附則第九 再処 同項に規 理 等の 伞

(法人の事業税の特定寄附金税額控除の対象となる特定寄附金の支出)

電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額とする。

原子炉設置者

る使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭として当該対象特定実用発

第六条の二の二 出は、 かつたものとする。 同 .項の規定の適用については 法附則第九条の二の二第一項に規定する特定寄附金の支 その支払がなされるまでの間、

> 一十四条第三項 に規定する外国法人にあつては

法の施行地内に有する第七条の三の五に規定する場所。 以下この項に

内に有する事務所又は事業所の従業者数 第十四項に規定するその他の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地 則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び て計算した金額とする。 で除して計算した割合を乗じ のうち 法附

第二十条の二の十七第三項 の規定は、 前項

事務所又は事業所の従業者の数につい て準

用する。

6 ための積立金の積立て及び管理に関する法律 定する一般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の 法附則第九条第十九項に規定する政令で定める収入金額は、 (平成十七年法律第四十八 再処理 同 項 等の に規

附則第三条第 項 の規定により同項

に規定する特定実用発電用原子炉設置者 が積み立てる

に対して交付すべき金額に相当する収入金額とする。 金銭として当該特定実用発電用

(譲渡割に係る徴収取扱費の支払)

第六条の十一 定めるところにより、 基礎額」という。 た額とする。)の十七分の十に相当する額 加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算し 還付金等に相当する額を控除し、 をいう。 九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等 割として納付された額の総額 徴収取扱費算定期間」という。)ごとに、当該各徴収取扱費算定期間 徴収取扱費として、 に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡 以下この条において同じ。 道府県は、 次に掲げる各期間 に百分の○・五五を乗じて得た金額を、 国に支払うものとする 毎年度、 (当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第 法附則第九条の八第二項の規定により 法附則第九条の十四第)が還付された場合にあつては当該 (以下この条及び次条において (次条において「徴収取扱費 (同条に規定する還付金等 項に規定する 総務省令で 内

2 略

应

略

(不動産取

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

第七条 略

2

11

略

、譲渡割に係る徴収取扱費の支払、

第六条の十一 定めるところにより、 基礎額」という。 た額とする。)の十七分の十に相当する額 加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算し 還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項の規定により をいう。 九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等 割として納付された額の総額 に法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲 徴収取扱費算定期間」という。)ごとに、当該各徴収取扱費算定期間 徴収取扱費として、 以下この条において同じ。 道府県は、 次に掲げる各期間 に百分の○・四五を乗じて得た金額を、 国に支払うものとする 毎年度、 (当該各徴収取扱費算定期間内に法 法附則第九条の十四第)が還付された場合にあつては当該 (以下この条及び次条において (次条において (同条に規定する還付金等 項に規定する 「徴収取扱費 総務省令で 附則 第 渡 内

一~四略

2

略

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

第七条 略

12 めるものは 附則 第 + 分べん室その他の助産を行うことを目的とする施設で総務 条第九項に規定する周 産 期 医 療 0 ため 施設 政 合で定

- 131 -

13 法附則第十一条第十項 に規定する政令で定める施設は、同項に規定 13 法附則第十一条第十項 に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のう 5、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある 5、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある 5、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある 5、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある 5、その利用に対し、同項に規定 13 法附則第十一条第十項 に規定する政令で定める施設は、同項に規定 13

政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。 のは、農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金で13 法附則第十一条第十一項に規定する農業近代化資金で政令で定めるも 14

政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。 のは、漁業近代化資金融通法第二条第三項に規定する漁業近代化資金では、法附則第十一条第十一項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるも !

生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合(貸付けを受けて取得する場合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、法附則第十一条第十一項の資金(次号に規定する資金を除く。)の

省令で定めるものとする。

ち、 ものとする。 駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以 項に規定する政令で定める不動産は、 する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、 法附則第十 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めの 一条第十一項に規定する政令で定める施設は、 当該施設の用に供する不動 同項に規定 産 ある 一のう 外 同 \mathcal{O}

政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。 のは、農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金で14 法附則第十一条第十二項に規定する農業近代化資金で政令で定めるも

政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。 のは、漁業近代化資金融通法第二条第三項に規定する漁業近代化資金で15 法附則第十一条第十二項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるも

16 設とする。 設であつて、 行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する施設以外 融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公 \mathcal{O} ための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、 法附則第十一条第十二項に規定する農林漁業経営の近代化又は 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める施 沖縄振興開 合理 庫 0 法 発 金

生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合 (農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、貸付けを受けて取得する場合 農業協同組合、農業協同組合連合会、一法附則第十一条第十二項の資金(次号に定める 資金を除く。)の

保管、生産又は加工の用に供する家屋事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。)が

一

次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。 法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、 法附則第十一条第十二項及び同項の規定により読み替えて適用される

一~四略

- に掲げる事項の全てが定められているものとする。 に掲げる契約(第一号において「事業契約」という。)の内容として次不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項第二号18 法附則第十一条第十三項に規定する契約のうち政令で定めるものは、
- いう。)の取得は、当該事業契約締結後に行うものであること。る不動産取引の目的となる不動産(第三号において「対象不動産」と一 法附則第十一条第十三項に規定する特例事業者による事業契約に係
- の敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地を取得するもので及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋及びそ一 前号の特例事業者が、法附則第十一条第十三項第一号に掲げる土地

あること。

保管、生産又は加工の用に供する家屋事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。

が

一略

次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。 法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、法附則第十一条第十三項及び同項の規定により読み替えて適用され

〜四 略

二百四十平方メートル以下のものとする。二百四十平方メートル以上めに独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上た一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するたた一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画され三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画される法別第十一条第十三項の規定により読み替えて適用される法第七十

- に掲げる事項の全てが定められているものとする。 に掲げる契約(第一号において「事業契約」という。)の内容として次不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項第二号19 法附則第十一条第十四項に規定する契約のうち政令で定めるものは、
- あること。 いう。)の取得は、 及び同項第三号に掲げる特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋及びそ る不動産取引の目的となる不動産 敷地の用 前号の特例事業者が、 法附則第十一条第十四項に規定する特例事業者による事業契約に係 に供されている同項第五号に掲げる土地を取得するもので 当該事業契約締結後に行うものであること 法附則第 (第三号において 条第十四項第 「対象不動 号に掲げる土地 産 لح

の新築に着手すること。
号に規定する特定家屋 当該土地の取得後二年以内に当該特定家屋イ 法附則第十一条第十三項第一号に掲げる土地の上に新築をする同

に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。 敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地の取得後二年以内ロ 法附則第十一条第十三項第四号に掲げる家屋 当該家屋及びその

口

新築に着手すること。

兀 掲げる土地は、 替後のものに限る。 る特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋 年以内に譲渡をすること 法附則第十 当該新築又は当該増築、 条第十三 及びその敷地の用に供されている同項第五号に 一項第一 号に掲げる土地及び同項第三号に掲げ 改築、 (増築、 修繕若しくは模様替後 改築、 修繕又は模様

五略

修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、次家屋として政令で定めるもの並びに同項第四号に規定する増築、改築、19 法附則第十一条第十三項第一号及び第二号に規定する建替えが必要な

一及び二 略

に掲げる家屋とする。

20 途が、 屋として政令で定めるものは、 条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)のうち、 一に規定する耐火建築物をいう。 法附則第十一条第十三 住宅、 事務所、 店舗、 一項第 旅館、 一号に規定する都市機能の向上に資する家 耐火建築物 又は準耐火建築物 ホ テル、 (建築基準法第二条第九号の 料 理店、 駐車場 (建築基準法第二 当該家屋の用 (駐車場法

号に規定する特定家屋(当該土地の取得後二年以内に当該特定家屋イ)法附則第十一条第十四項第一号に掲げる土地の上に新築をする同

に当該家屋の増築、改築、修繕又は模様替に着手すること。敷地の用に供されている同項第五号に掲げる土地の取得後二年以内法附則第十一条第十四項第四号に掲げる家屋 当該家屋及びその

掲げる土地は、 替後のものに限る。 る特定家屋又は同項第四号に掲げる家屋 法附則第 ネ 十₁ -当該新築又は当該増築、 条第十四項第一号に掲げる土地及び同項第三号に 及びその敷地の用に供されている同項第五 改築、 (増築、 修繕若しくは模様替後 改築、 修繕又は 一号に 模様 . 掲げ

兀

五略

十年以内に譲渡をすること

一及び二 略

21 途が、 条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。 二に規定する耐火建築物をいう。 屋として政令で定めるものは、 法附則第十一条第十四項第 住宅、 事務所、 店舗、 旅館、 号に規定する都市機能の向上に資する家 耐火建築物 又は準耐火建築物 ホテル、 (建築基準法第二条第九号 料) のうち、 理店、 駐車場 (建築基準法 当該家屋 駐 車 一の用 第二 場 法

会堂、 がされたものとする。 ものを除く。)であることについて総務省令で定めるところにより証明 殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特 第四項に規定する特定民間施設をいう。)、図書館、 元年法律第六十四号) 第二条第二号に規定する路外駐車場に限る。)、学校、 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 劇 場、 映画館、 遊技場又は倉庫であるもの 第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同条 (風俗営業等の規制及 博物館、 病院、 会館、 介護施設 平成 公

設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産以外の不動の利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施21 法附則第十一条第十四項に規定する不動産で政令で定めるものは、そ

産とする。

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予)

第十条

係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、 取得につき、 適用を受けようとする租税特別措置法第七十条の四第 納税通知書に記載された納期限 法附則第十二条第一 (第二十四項を除き、 当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、 以下この条において「農地等」という。) までに、 同項の規定の適用を受けた 項に規定する農 (当該取得に その の 当

い旨を申請しなければならない

会堂、 がされたものとする。 ものを除く。 殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用 び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風 第四項に規定する特定民間施設をいう。)、図書館 元年法律第六十四号) 第二条第二号に規定する路外駐車場に限る。 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 劇場、)であることについて総務省令で定めるところにより 映画館、 第二条第三項に規定する公的介護施設等又は同 遊技場又は倉庫であるもの 学校、 (風俗営業等の 博物館、 病院、 会館、 介護施 に供する 規制 平成 俗特 証 公 及 条

〈贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予〉

第十条 略

適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地2 法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする受贈者は、その

0

い旨を申請しなければならない。
該納税通知書に記載された納期限)までに、同項の規定の適用を受けた係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当取得につき、当該取得の日の属する年の翌年の三月十五日(当該取得に

3 日 等 除 までに、 |法第七十条の四第 法附則第十二条第 は 当 |該農地 法 附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする農地 等 項 項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者を 0 の規定の適用を受けようとする者 贈与を受けた日の属する年の翌年の三月十五 \mathcal{O} 明細その他の総務省令で (租税特別措

4 略

定める事項を記載した書類を道府県知事に提出しなければならない。

5

項、 項、 轄税務署長」 び 条の六第十四項、 規定を適用する場合について準用する。この場合において、 項及び第八項 七項から第二十九項まで並びに第七十条の四の二第三項、 附則第十二条第1 項 び 及び住 「総務省令」 のつては とあるのは 第六十五項並びに第四十条の六の二第二項中 第六十五項並びに第四十条の六の二第二項、 租 (同条第二項、 第十二項、 第二十六項、 税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、 所 氏名及び住所) とあるの と とあるの 「不動 (同条第三項、 第十三項、 一項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九 第一 第五項及び第六項に係る部分に限る。 第四十二項、 同令第四十条の六第十四項中 産取得税の額」 は 一十二項、 は 第十九項、 道府県知事」 住 第五項及び第六項に係る部分に限る。 بح |所及び個人番号 第二十五項、 第四十三項、 同項第三号及び第四号中 と 第二十項、 同条第一 Ł 第二十六項、 第五十八項、 同 個 第五項、 · 条第六十四 十 「納税猶予分の贈与税額 「財務省令」とあるのは 第二十二 第二十四項及び第二十 人番号を有しな 項)の規定は、 中 第六項及び第七 項、 第六十四 第六十四項及 項 第五項、 「贈与税」 納 同令第四 第 税地の 第二十五 号中 者に 第六 |項及 ح 所 0) 法 + 5

3 除く。 定める事項を記載した書類を道府県知事に提出しなければならない。 日までに、 置法第七十条の四第一 採草放牧地及び準農地の贈与を受けた日の属する年の翌年の三月十五 法附則第十二条第一 は、 当該農地、 法附則第十二条第一項の規定の適用を受けようとする農 項 項の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者を 採草放牧地及び準農地 の規定の適用を受けようとする者 の明細その他の総務省令 (租税 特 別 地

略

項、 項、 附則第十二条第二 轄税務署長」 び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項中 条の六第十四項、 規定を適用する場合について準用する。 項及び第八項 七項から第二十九項まで並びに第七十条の四の二第三項、 項 び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項、 「総務省令」と、 とあるのは 租 (同条第二項、 第十二項、 第二十六項、 税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、 とあるの 「不動 (同条第三項、 第十三項、 第一 |項において準用する租税特別措置法第七十条の四 第四十二項、 第五項及び第六項に係る部分に限る。 同令第四十条の六第十四項中 産取得税の額」 一十二項、 は 「道府県知事」 第十九項、 第五項及び第六項に係る部分に限る。 第四十三項、 第二十五項、 と 第二十項、 この場合において、 同条第一 ٤, 第 第五十八項、 同条第六十四 第五項、 二十六項、 $\frac{-}{+}$ 「納税猶予分の贈与税 「財務省令」とあるの 第二十二 第二十四項及び第二十 項)の規定は 中 第六項及び 項、 第五項、 第六十四 項 第六十四 同令第四 納 第二十 税 地 第六 第九 第七 項 項 0 法 所 は 及 及

8略

条第 とあるのは るのは 項 Ł 不 「地方税法 動産取得税」 納税の猶予」とあるのは (昭和二十五年法律第二百二十六号) لح 同項第三号中 「徴収の猶予」 「法第七十条の四第 附則第十二 項」

二項の財務省令」とあるのは「第二項の総務省令」と読み替えるものと、「項の財務省令」とあるのは「第二項の総務省令」と読み替えるものと、「「の財務省令」と読み替えるものという。

6

略

する。

 という。)の用に供されている
 - 農地等

 規定する一時的道路用地等(以下この条において「一時的道路用地等」別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受ける受贈者が、同項に別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受ける受贈者が、同項に

――につき、当該農地等に係る同項

、農業委員会の証明書で総務省令で定めるところにより当該受贈者の農業の用に供している旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書に合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより地合以上権等(以下この条において「地上権等」という。)が消滅した場の到来により租税特別措置法施行令第四十条の六第四十四項に規定する貸付期限(以下この条において「貸付期限」という。

業の用に供されている旨を証するものその他総務省令で定める書類を添

付し、これを地上権等

 \dot{O}

消滅した日から二月以内に、

道府県知事に提出

なければならない。

する。 条第一 二項の財務省令」とあるのは とあるのは とあるの 項 と は 「地方税法 動 「納税の猶予」とあるのは 産 取得税」 (昭和二十五年法律第1 「第二項の総務省令」と読み替えるもの と 同令第四十条の六の二第六項中 中 「徴収の猶予」 一百二十六号) 「法第七十条の四第 Ł, 附則第十二 「贈与税 項」

6 略

項を除き、 という。 規定する一時的道路用地等 別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受ける受贈者が、 十八項に規定する貸付期限 0 法附則第十二条第一 到来により同項に規定する地上権等 以下 の用に供されている同条第 「農地等」 項の規定によりその例によることとされる租 という。 (以 下 (以 下 につき、 項に規定する農地等 当該農地等に係る同条第 「一時的道路用 貸付期限」という。 (第 地 同 二十四 等 項に 税特

付し、 業の用に供されている旨を証するものその他総務省令で定める書類を添 業の用に供している旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書に 上権等が消滅した場合には、 合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより地 しなければならない。 農業委員会の証明書で総務省令で定めるところにより当該受贈者の農 これを地上権等 (以下 \dot{O} 消滅した日から二月以内に、 その消滅した旨、 |地上権等」という。 当該農地等を受贈者 道府県知事に が消滅し 提出 た場 0

8

9 当該貸付期限の到来する日から一月以内に、 当該事業の施行者の書類その他総務省令で定める書類を添付し、 受贈者は、 事業の施行の遅延等により貸付期限が延長されることとなつたときは、 路用地等の用に供している場合において、 別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受けて農地等を る事項を記載した届出書に、 法附則第十二条第一 引き続き同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げ 項の規定によりその例によることとされる租税特 貸付期限を延長する事情の詳細を記載した 当該 道府県知事に提出しなけ 時的道路用地等に係る 一時的道 これ を ħ

9

にあつては、氏名及び住所)

(個人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号を有しない者識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人を

ばならない。

二~五 略

10 \(\)
12

略

13 おいて 用を受けようとする農地等について法附則第十二条第一項の規定により れる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようと る租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者 する場合には を除く。 受贈者 |項及び第二十六項において 「営農困難時貸付け」という。)が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとさ (法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされ 同項に規定する営農困難時貸付け 「猶予適用者」という。 は、 同条第二十二項の規定の適 (次項及び第十五項に)に該当する者 (第二

> ばならない。 当該貸付期限の到来する日から一月以内に、 当該事業の施行者の書類その他総務省令で定める書類を添付 る事項を記載した届出書に、 受贈者は、 事業の施行の遅延等により貸付期限が延長されることとなつたときは 路用地等の用に供している場合において、 別措置法第七十条の四第十八項の規定の適用を受けて農地等を 法附則第十二条第一 引き続き同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げ 項の規定によりその例によることとされる租 貸付期限を延長する事情の詳細を記載した 当該 道府県知事に提出し 時的道路用地等に これ 時 なけ . 係る 税特 的 れ 道

届出者の氏名、住所及び個人番号

にあつては、氏名及び住所)

二~五略

5 12

略

13 10

おいて 用を受けようとする農地等について法附則第十二条第一 する場合には、 れる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようと を除く。)が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとさ 十三項及び第二十六項において る租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者 受贈者 「営農困難時貸付け」という。) (法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされ 同項に規定する営農困難時貸付け 「猶予適用者」という。 は、 同条第二十二項の規定の (次項及び第十五 項の規定により に該当する者 (第二 項に

個

人番号を有

Ĺ

ない

者

第七十条の四第二十二項に規定する権利設定に基づく貸付けにより行う 第十二条第 引き続き行つている場合に限る。 ができなかつた場合(当該貸付けの申込みを当該一年を経過する日まで け までに掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は当該貸付 農地等が租税特別措置法施行令第四十条の六第五十二項第一 に掲げる貸付けにより行われるものでなければならない。 その例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項各号 ことができるものとする。 の申込みを行つた日後一年を経過する日までに当該貸付けを行うこと 一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法 には、当該貸付けによるほか法附則 ただし、 号イからハ 当該

14 15 25 15

16 た場合において、 法附則第十二条第一 当該不動産取得税に係る農地 項の規定による不動産取得税 の徴収の猶予が あ 0

等

項 受贈者又は贈与者(これらの者のうち租税特別措置法第七十条の四第 0 |規定により贈与税の納税の猶予を受ける者並びにその者に当該農

17 0) 総務省令で定める者は、 地 道府県知事は、 死亡の日後、 遅滞なく、 第二項の申請があつた場合において、 総務省令で定める事項を記載した届出書を、 道府県知事に提出しなければならない。 を贈与した者を除く。)が死亡したときは、 法附則第十二条 そ

る旨を通知するものとする。 0) 属 する年の翌年の三月十五日を納期限とする旨及びその徴収を猶予す 0) 取得に対して課する不動産取得税については、 当該取得の 日

第

0

規定の適用があるときは、

当該申請に係る農地等

農地等が租税特別措置法施行令第四十条の六第五十二 に掲げる貸付けにより行われるものでなければならない。 その例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一 一項各号 ただし、 項各号 当該

ことができるものとする。 第七十条の四第二十二項に規定する権利設定に基づく貸付けにより行う 第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別 引き続き行つている場合に限る。)には、当該貸付けによるほか法 ができなかつた場合(当該貸付けの申込みを当該一年を経過する日まで け の申込みを行つた日後一年を経過する日までに当該貸付けを行うこと に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は当該貸付 措 1附則 置

14 10及び15

17 16 る旨を通知するものとする。 0) び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、 第 \mathcal{O} 総務省令で定める者は、 地 の受贈者又は贈与者(これらの者のうち租税特別措置法第七十条の四第 た場合において、 項 法附則第十二条第一 属する年の翌年の三月十五日を納期限とする旨及びその徴収を猶 道府県知事は、 死亡の日後、 項の規定の適用があるときは、 採草放牧地及び準農地を贈与した者を除く。 の規定により贈与税の納税の猶予を受ける者並びにその者に当 遅滞なく、 当該不動産取得税に係る農地 第二項の申請があつた場合において、 項の規定による不動産取得税の徴収の猶予 総務省令で定める事項を記載した届出書を、 道府県知事に提出しなければならない。 当該申請に係る農地)が死亡したときは 採草放牧地 法附則第十二条 当該取得 採草放牧 が 準 予す 該農 -農地 0 地 あ そ 及

18 は農地等 0 四第三十六項の規定により、 農林水産大臣、 市町村長又は農業委員会は、 同項の事実が生じた旨を、 租税特別措置法第七十条 0 国税庁長官又 所在地の所轄

り、 税務署長に通知した場合には、 その旨を当該農地等 遅滞なく、 総務省令で定めるところによ

通 知しなければならない。

の所在地の道府県知事に

19 略

20 める場合には、 くは農業委員会に対し、 道府県知事は、 これらの規定に規定する農林水産大臣又は市町村長若し 前 一項の規定による通知の事務に関し必要があると認 法附則第十二条第一 項 の規定の適用を受ける受 に関 20

贈者並びに同項の規定の適用を受ける農地等 る事項その他総務省令で定める事項を通知することができる。

21 略

22

の規定を準用し、 るものとして、 は、 等に該当する農地等を前項第二号に掲げるものに転用した場合において れる租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地 受贈者が、 当該農地等は同条第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当す 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとさ 同法第七十条の四 又はその例によることとする。 (第六項から第十四項までを除く。)

.固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 法附則第十五条第一項第一号に規定する倉庫を建設することを

> 18 り、 通知しなければならない。 税務署長に通知した場合には、 は の四第三十六項の規定により、 法附則第十二条第一 農林水産大臣、 その旨を当該農地、 市町村長又は農業委員会は、 項の農地、 採草放牧地及び準農地の所在地の道府県知事に 遅滞なく、 同項の事実が生じた旨を、 採草放牧地及び準農地の所在地の 総務省令で定めるところによ 租税特別措置法第七十条 国税庁長官又 所轄

19 略

する事項その他総務省令で定める事項を通知することができる 贈者並びに同項の規定の適用を受ける農地 くは農業委員会に対し、 める場合には、 道府県知事は、 これらの規定に規定する農林水産大臣又は市町村長若し 前 一項の規定による通知の事務に関し必要があると認 法附則第十二条第 採草放牧地及び準農地に関 項の規定の適用を受ける受

21 略

22 るものとして、 は、 の規定を準用し、 等に該当する農地等を前項第二号に掲げるものに転用した場合において れる租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地 受贈者が、 当該農地 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとさ は同条第二項第四号に規定する都市営農農地等に該当す 同法第七十条の四 又はその例によることとする。 (第六項から第十四項までを除く。

固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

23 (26

略

第十一条 法附則第十五条第 項 に規定する倉庫を建設することを

用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人であつ 項に規定する倉庫業者(以下この項において「倉庫業者」という。 目的として設立された法人で政令で定めるものは、 次の各号のいずれかに該当するものとする 倉庫業法第七条第一 。) に利

一及び二

2 とする。 務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、 法附則第十五条第 項第一号に規定する流通機能の高度化及び流通業 次に掲げる倉庫

り証明がされたもの 要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところによ 区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる る地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とす

略

口 であり、 よつて専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること。 倉庫業法第六条第一項第四号に規定する基準に適合しているもの かつ、 法附則第十五条第一項第一号に規定する倉庫業者に

、及びニ 略

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、 次に掲げる要件に該当するものであるこ

(2)|(1)的に行う装置をいい 搬入用 自動 運 操装置 (貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自 自動検量装置 (貨物の重量を自動的に計

> て、次の各号のいずれかに該当するものとする。 用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人であ 項に規定する倉庫業者(以下この項において「倉庫業者」という。 目的として設立された法人で政令で定めるものは、 倉庫業法第七条第一)に利

一及び二

法附則第十五条第一 項に規定する流通機能の 高度化

2

に寄与する倉庫として政令で定めるものは、 次に掲げる倉庫

とする。 り証明がされたもの 要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところによ 区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる る地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とす

略

口 、及びニ よつて専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること。 であり、 倉庫業法第六条第一項第四号の 略 かつ、 法附則第十五条第 基準 一項 に規定する倉庫業者に に適合しているも

ホ

貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであるこ

(2) (1)次項第一 号に掲げる搬入用自動運搬装置及び搬出用自動 運 搬装

(貨物の搬出が連続して自動的に行われるものであり かつ、

限る。 量する装置をいう。 が設けられているものであること。 ③において同じ。)が取り付けられたものに

- (3) る。 定搬出用自動運搬装置が設けられている場合を除く。 的に行う装置をいい、 搬出用自動運搬装置 が設けられているものであること (貯蔵槽倉庫から貨物の搬出を連続 自動検量装置が取り付けられたものに限 (次項第一 一号に掲げる特 して自
- (4)次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
- (i) 車施設 れていること。 項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐 貨物自動車運送事業法 (以下この号において「事務所等」という。 (平成元年法律第八十三号) が併設さ 第 一条第
- (ii) であること。 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているも
- (iii) るものであること。 次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられてい
- (5) 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること 要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。 流通機能の高度化及び流通業務の省力化のために必要とされる
- 略
- (2)(1)自動的に行うものをいう。 室温 強 制 を保持する冷却能力を有する装置であつて、 送風式冷蔵装置 (冷却された空気を供給することで氷点下 が設けられているものであること。 室温の調整を

こと。 自動検量装置付きのものに限る。 が設けられているものである

(3) 流通機能の高度化 のために必要とされる

冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること 要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

(2) (1) 略

次項第一号に掲げる強制送風式冷蔵装置が設けられているも

であること。

- (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。 事務所等が併設されていること。 (3)
- (ii) (ii) 次項第 号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているも
- (4)流通機能の高度化及び流通業務の省力化のために必要とされる であること。
- \vdash 要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。 般倉庫にあつては、 次に掲げる要件に該当するものであること

- (2) | (1)次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
- (i) 事務所等が併設されていること。
- (ii) であること。 次項第 号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているもの
- (3)要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。 流通機能の高度化及び流通業務の省力化のために必要とされ
- 3 て総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。 で政令で定めるものは、 法附則第十五条第一項第二号に規定する倉庫 次のいずれかに該当するものであることについ - に附属する機械設備 3
- 前項各号に掲げる倉庫に到着する予定時刻に係る情報を表示する装置 の情報処理 する貨物自動車運送事業者が貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るため 到着時刻表示装置 システムとして総務省令で定めるものを使用して提供した (貨物自動車運送事業法第三十九条第 号に規定

- 電動式密集棚装置、 第六号に掲げる搬出貨物表示装置のいずれかが設けられているも 0) であること。 次項第三号に掲げる垂直型連続運搬装置 同項第五号に掲げる自動化保管装置又は同項 同項第四号に掲げる
- (4)要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。 般倉庫にあつては、 流通機能の高度化 次に掲げる要件に該当するものであること のために必要とされる

略

 \vdash

(2) | (1)第六号に掲げる搬出貨物表示装置のいずれかが設けられているも 電動式密集棚装置、 であること。 次項第三号に掲げる垂直型連続運搬装置、 同項第五号に掲げる自動化保管装置又は同項 同項第四号に掲げる

略

(3)

流通機能の高度化

要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

のために必要とされる

- て総務省令で定めるところにより証明がされたものとする で政令で定めるものは、 法附則第十五条第一項 次のいずれかに該当するものであることについ に規定する特定倉庫に附属する機械設備
- <u>_</u>| に限る。 のであり、 強制送風式冷蔵装置 か 総務省令で定める出力その他の基準に適合するもの (氷点下の室温を保持する冷却能力を有するも

搬入用自動運搬装置

(貨物の搬入が連続して自動的に行われるもの

16	5 15 15 15 15 15 15 15	1目1	ものに設置される設備であつて、動力を用いて貨物の搬入及び搬出を行で政令で定めるものは、駅及びこれに接続する施設で総務省令で定める	4 法附則第十五条第一項第三号に規定する貨物の運送の用に供する設備											他の基準に適合するものをいう。)	連続して自動的に行う装置であつて、総務省令で定める搬出能力その	二 特定搬出用自動運搬装置(貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を	°)	であつて、総務省令で定める規格その他の基準に適合するものをいう
15 法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定	4				るものに限る。)	あり、かつ、総務省令で定める表示器の設置数その他の基準に適合す	表示する装置をいい、当該表示が遠隔集中制御により行われるもので	六 搬出貨物表示装置(貨物の搬出を効率的に行うために必要な情報を	に限る。)	かつ、総務省令で定める物品の搬送速度その他の基準に適合するもの	五 自動化保管装置(物品の出し入れが自動的に行われるものであり、	に適合するものに限る。)	われるものであり、かつ、総務省令で定める設置床面積その他の基準	四 電動式密集棚装置(保管棚の移動が遠隔集中制御により自動的に行	基準に適合するものに限る。)	動されるものであり、かつ、総務省令で定める荷載制限重量その他の	三 垂直型連続運搬装置(四隅のチェーン又はワイヤーロープにより駆	ものに限る。)	であり、かつ、総務省令で定める荷揚げ能力その他の基準に適合する

めるものは 次に掲げる車両で総務省令で定めるものとする。

ネルギー る客車以外の客車であつて、 原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車の 運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用され の使用の合理化に資するもの 利用者の利便の向上に資するもの又はエ

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第1 一条第二号に掲

げる流通業務総合効率化事業の用に供する車両

略

るもの

の設置事業であ

つて次に掲げるもの

(当該設備を設置するため

に必要な停車場設備の整備を含む。)

33 17 法 32 備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。 法附則第十五条第三十二項に規定する移動等円滑化のために必要な設 プラットホ ームからの転落を防止するため の設備で総務省令で定め

メートル以内の駅若しくは停留場において実施される事業 において「特定駅等」という。)又は特定駅等からの距離が百キ な利用者の人数が十万人以上である駅若しくは停留場 当該事業の開始の日の属する年度の前年度の 一日当たりの平均的 (以下この号

口 八年 業計画に基づき同法第二条第二十三号イに掲げる公共交通特定事業 高齢者、 て実施される事業 ·法律第九十 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 号) 第一 一十八条第 項に規定する公共交通特定事 (平成十

> とする。 はエネルギー 用される客車以外の客車であつて、 る客車のうち、 めるものは 原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引され の使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるもの 運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使 利用者の利便の向 上に資するもの又

32 備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。 法附則第十五条第三十二項に規定する移動等円滑化のために必要な設

略

_ されるものに限る。 平均的な利用者の 備を含み、 るものの プラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定め 設置事業 当該事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの 人数が十万人以上である駅又は停留場において実施 (当該設備を設置するために必要な停車場設備の整

33 \(\)
38 略

34 \(\)
39

略

者とする。法附則第十五条第四十四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる

40

- | 電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者
- | 電気通信事業法第二条第五号に掲げる電気通信事業者
- 三 する一 第三条第 有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者で有線電気通信法 う者に限る。 有線電気通信設備」 放送法 第二条第二 般放送 般放送事業者(有線電気通信法 (昭和) 項の規定による届出をした者に限る。 (以下この号において「一般放送」という。) の業務を行 一項に規定する有線電気通信設備 又は同条第二十六号に規定する放送事業者以外の者 一十五年法律第百三十二号) という。 を用いて放送法第二条第三 (昭和二十八年法律第九十六号 第一 (以下この号において「 一条第二十五号に規定 一号に に規定す
- 道路その他の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 41 法附則第十五条第四十四項に規定する道路法第二条第一項に規定する
- 道路法第二条第一項に規定する道路
- 道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道
- 条に規定する管理用通路三河川管理施設等構造令(昭和五十一年政令第百九十九号)第二十七三
- 規定する園路四番市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項第一号に
- り同号に規定する道路とみなされたものを含む。) 港湾法第二条第五項第四号に規定する道路(同条第六項の規定によ
- 六 漁港漁場整備法第三条第二号イに規定する道路(同法第四十条第一

含む。)

七 前各号に掲げるもの以外の総務省令で定める道路

ける固定資産の範囲等)(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受し

第十一条の二 社に関 会社」 償で貸し付けていた償却資産で、 法律第三号)第二十三条第一項ただし書の規定により日本国有鉄道に無 法第百三十条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法 解散前の日本鉄道建設公団が所有し、 法人鉄道建設· に供されるもののうち、 附則第二条第一項に規定する新会社が所有する固定資産で鉄道事業の用 法律第一条第一項に規定する旅客会社 で定めるものは、 資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一 る法律の (昭和六十一年法律第九十四号。 本国有鉄道に有償で貸し付けていたとした場合には地方税法及び 項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式 という。 する法律 一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号) 法附則第十五条の二第一項に規定する償却資産として政令 運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関す 部を改正する法律 昭和六十二年三月三十一日において、 当該償却資産を同項本文の規定により 以下この項において かつ、 (第三項及び次条において「旅客 (平成二十七年法律第三 日本国有鉄道改革法等施行 部を改正する法律 「国鉄関連改正法 (昭和三十九年 附則第二条 十六 独立行政 に関する 号) 国 有 숲

ける固定資産の範囲等)(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受

法律第一条第一項に規定する旅客会社又はで定めるものは、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する第十一条の二 法附則第十五条の二第一項に規定する償却資産として政令

第一項に規定する新会社を法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条る法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関す

資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の 日 償で貸し付けていた償却資産で、 法律第三号)第二十三条第一項ただし書の規定により日本国有鉄道に 法第百三十条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法 解散前の日本鉄道建設公団が所有し、 法人鉄道建設· に供されるもののうち、 (昭和六十一年法律第九十四号。 本国有鉄道に有償で貸し付けていたとした場合には地方税法及び 運輸施設整備支援機構法附則第二条第一 昭和六十二年三月三十一日において、 当該償却資産を同項本文の規定によ 以下この項において かつ、 所有する固定資産で鉄道事業 日本国有鉄道改革法等施行 部を改正する法律 「国鉄関連改正 項の規定による 昭 和三十 独立行政 玉 0 九 用

の適用があつたものとする。 三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。) 及び納付金に関する法律附則第十七項の規定(国鉄関連改正法附則第十 」という。)第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金

2略

旅客会社

3 法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産で政令で定めるものは

第十一条の三 法附則第十五条の三に規定する固定資産で政令で定めるも第十一条の三 法附則第十五条の三に規定する貨物会社(以下この条において「貨物会を法律第一条第二項に規定する貨物会社(以下この条において「貨物会を法律第一条第二項に規定する貨物会社(以下この条において「貨物会を表す。

略

供するものを除く。) 二 職員の福利及び厚生の用に供する固定資産 (病院又は診療所の用に

の適用があつたものとする。 三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。)及び納付金に関する法律附則第十七項の規定(国鉄関連改正法附則第十」という。)第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金

2 略

3 。)が所有し、 の他の鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものとする。 る法人が所有し、 五の二に規定する鉄道施設の用に供する固定資産若しくは前項に規定す 道事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は第五十二条の 十三条第一項第三号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、 道株式会社 北海道旅客鉄道株式会社、 法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産で政令で定めるも (以下この項及び次条において 又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第 かつ、 北海道旅客会社等に貸し付けている線路設備そ 四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄 「北海道旅客会社等」 直接鉄 という 0)

のは、北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社第十一条の三 法附則第十五条の三に規定する固定資産で政令で定めるも

に掲げるもの以外のものとする。
が直接その本来の事業の用に供する固定資産のうち、次

一略

三 前二号に掲げるも 0 0 ほ か、 他 の者に貸し付けている固定資産 (旅

客会社又は貨物会社

に貸し付けているもので総

兀 務省令で定めるものを除く。

兀

規定による解散前の日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債 ので建設計画が確定しているもの 務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号の業務の用に供するも 独立行政法人鉄道建設 当該建設計画に従つて鉄道事業の用に供されると認められるもの て昭和六十二年三月三十一日において建設計画が確定しているもので 遊休状態にある土地及び家屋(直接鉄道事業の用に供するものとし 運輸施設整備支援機構法附則第二条第 (当該建設計画において、 当該旅客 一項 及び 0

とされるものに限る。)を除く。

会社又は貨物会社

が直接鉄道事業の用に供する

五.

略

七

略

六 車 両 機 械 器具又は被服の製造の用に供する固定資産

八

発電所又は採炭 施設の用に供する固定資産

九 ~ 十 一 略

一固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲

第十二条 略

は

同項に規定する耐震基準適合住宅

(以下この項及び次項において |

は、

次に掲げる耐震基準適合住宅

25 法附則第十五条の 九第 項に規定する政令で定める耐震基準適合住宅

> 三 務省令で定めるものを除く。 海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社に貸し付けているもの 前二号に掲げるもののほか、 他の者に貸し付けている固定資産 で総 北

規定による解散前の日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団 とされるものに限る。)を除く。 道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社が直接鉄道事業の用に供する ので建設計 務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号の業務の用に供するも 独立行政法人鉄道建設 当該建設計画に従つて鉄道事業の用に供されると認められるもの て昭和六十二年三月三十一日において建設計画が確定しているもので 遊休状態にある土地及び家屋(直接鉄道事業の用に供するものとし 画が確定しているもの 運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項 (当該建設計画において、 当該北海 一の債 及び 0

五. 略

六 車 両 機 械 器具及び被服の製造の用に供する固定資産

七 略

八 発電所及び採炭施設の用に供する固定資産

九 略

、固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲

第十二条 略

25 法附則第十五条の九第 項に規定する政令で定める耐震基準適合住宅

耐震基準適合住宅」 という。 のうち次に掲げるものとする。

<u>\{</u> 略

26 した額は、 に定める額とする。 法附則第十五条の九第一 次の各号に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、 項に規定する政令で定めるところにより算定 当該各号 26

次に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、 号に掲げる耐震基準適合住宅に限る。 区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅 以下この号において同じ。 それぞれに定める額 (前項各

イ及びロ 略

略

27 る要件の全て 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める家屋は、 に該当するものとする。 次に掲げ

当該家屋 0 床 面 積が五十平方メートル以上であること。

二及び三 略

28 略

29 同じ。) 改修費 又は同法第五十七条第一 交付される補助金その他これに準ずるものをいう。 公共団体から補助金等 交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、 に要した費用の額 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める改修工事は、 (以下この項において「居宅介護住宅改修費」という。) の給付 の交付、 介護保険法第四十五条第一項に規定する居宅介護住宅 (当該改修工事の費用に充てるために国若しくは地方 (当該改修工事を含む工事の費用に充てるために 項に規定する介護予防住宅改修費(以下この項 以下この項において 当該改修工事 国 土

<u>\{</u> 略

した額は、 法附則第十五条の九第一 次の各号に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、 項に規定する政令で定めるところにより算定 当該各号

に定める額とする。

イ及びロ 次に掲げる耐震基準適合住宅の区分に応じ、 規定する 区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅 耐震基準適合住宅に限る。 略 以下この号において同じ。 それぞれに定める額 (前項に

略

27 る要件のすべてに該当するものとする。 法附則第十五条の九第四 「項に規定する政令で定める家屋は、 次に掲

一及び二 略

29 28 同じ。) 改修費 又は同法第五十七条第一項に規定する介護予防住宅改修費(以下この項 交付される補助金その他これに準ずるものをいう。 公共団体から補助金等 に要した費用の額 交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、 略 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める改修工事は、 (以下この項において「居宅介護住宅改修費」という。) の給付 の交付、 介護保険法第四十五条第一項に規定する居宅介護住宅 (当該改修工事の費用に充てるために (当該改修工事を含む工事の費用に充てるために 以下この項において 当該改修工事 玉 地 方

する。

及び介護予防住宅改修費の額を控除した額)が五十万円を超えるものと当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費において「介護予防住宅改修費」という。)の給付を受ける場合には、

30 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修 30 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修 30 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修 30 おり

部分を有する高齢者等居住改修住宅部分をいう。以下この項から第四十一項までにおいて同じ。) 以外の一 特定居住用部分 (法附則第十五条の九第四項に規定する特定居住用

二略

31

応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合) 井の高さ、 の床面積に対する割合 方メートルとして算定するものとする。)の当該高齢者等居住改修住宅 る。)に、 した額は、 て得た額とする。 メートルを超える場合には 規定の適用がある場合には 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定めるところにより算定 特定居住用部分の床面積 附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、 当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額 (特定居住用部分とその他の部分とについて、 当該特定居住用部分の床面積を百平 (特定居住用部分の床面積が百平方 同項の規定を適用する前の額とす (同条第九項 その差違に を乗じ 天 31

する。

及び介護予防住宅改修費の額を控除した額)が五十万円を超えるものと当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費当該改修工事に要した費用の額から当該補助金等、居宅介護住宅改修費

法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定める高齢者等居住改修

住宅は、次に掲げる高齢者等居住改修住宅

とす

一特定居住用部分

る。

以

外

二略

部

分を有する高齢者等居住改修住宅

る。 て得た額とする。 応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合) 井の高さ、 の床面積に対する割合 方メートルとして算定するものとする。 メートルを超える場合にあつては、 の規定の適用がある場合にあつては、 した額は、 法附則第十五条の九第四項に規定する政令で定めるところにより算 じに、 特定居住用部分の床面積 附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、 当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額 (特定居住用部分とその他の部分とについて、 当該特定居住用部分の床面積を百平 (特定居住用部分の床面積が百平方 同項の規定を適用する前の)の当該高齢者等居住改修住宅 (同条第九項 その差違に の額とす を乗じ 天

32

法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定める専有部分は、

次に

掲げる要件の全てに該当するものとする。

一当該専有部分の床面積が五十平方メートル以上であること。

二及び三略

一及び二 略

34

の差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合 いて、天井の高さ、 専有部分の床面積に対する割合 平方メートルを超える場合には とする。 百平方メートルとして算定するものとする。)の当該高齢者等居住改修 十項の規定の適用がある場合には した額は、 を乗じて得た額とする。 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定めるところにより算定 しに、 当該高齢者等居住改修専有部分に係る専有部分税額 特定居住用部分の床面積 附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、 (特定居住用部分とその他の部分とにつ 当該特定居住用部分の床面積を (特定居住用部分の床面積が 同項の規定を適用する前の額 (同条第 そ 百 34

項各号に掲げる要件の全て に該当するものとする。 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める家屋は、第二十七

に要した費用の額(当該改修工事の費用に充てるために国又は地方公共交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める改修工事は、国土

36

掲げる要件のすべてに該当するものとする。

一及び二 略

専有部分は、次に掲げる高齢者等居住改修専有部分法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定める高齢者等居住改修

とする。

一及び二 略

の差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割 いて、天井の高さ、 専有部分の床面積に対する割合 百平方メートルとして算定するものとする。)の当該高齢者等居住改 平方メートルを超える場合にあつては、 とする。)に、 十項の規定の適用がある場合にあつては、 した額は、 を乗じて得た額とする。 法附則第十五条の九第五項に規定する政令で定めるところにより算 当該高齢者等居住改修専有部分に係る専有部分税額 特定居住用部分の床面積 附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、 (特定居住用部分とその他の部分とに 当該特定居住用部分の床面 (特定居住用部分の床面 同項の規定を適用する 同 積 前 の額 条第 積 が そ 0 百

交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事であつて、当該改修工事法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める改修工事は、国土

に要した費用の額

36

補助 される補助金その他これに準ずるものをいう。 一体から補助金等 の交付を受ける場合には、 金等の 額を控除した額) (当該改修工事を含む工事の費用に充てるために交付 が五十万円を超えるものとする 当該改修工事に要した費用の額から当該 以下この項において同じ

37 宅は、 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める熱損失防止改修住 「熱損失防止改修住宅」という。 同項に規定する熱損失防止改修住宅 のうち次に掲げるものとする。 (以下この項及び次項におい

及び二 略

38

乗じて得た額とする 違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合) 住宅の床面積に対する割合(特定居住用部分とその他の部分とについて 二十平方メートルとして算定するものとする。 方メートルを超える場合には 規定の適用がある場合には した額は、 しに、 天井の高さ、 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定めるところにより算定 特定居住用部分の床面積 当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額 附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、 (特定居住用部分の床面積が百二十平 同項の規定を適用する前の額とする 当該特定居住用部分の床面積を百)の当該熱損失防止改修 (同条第四項の その差 を

39 十二項各号に掲げる要件の全て一に該当するものとする。 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部分は、 第三

項 有部 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める熱損失防止改修専 分は、 同項に規定する熱損失防止改修専有部分 「熱損失防止改修専有部分」という。 のうち次に掲げるも (以下この項及び次

40

が五十万円を超えるものとする

法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める熱損失防止 改修 住

37

宅

は、

次に掲げる熱損失防止改修住宅

とする。

及び二 略

38

乗じて得た額とする。 違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合) 住宅の床面積に対する割合 二十平方メートルとして算定するものとする。 方メートルを超える場合にあつては、 規定の適用がある場合にあつては、 した額は、 し に、 天井の高さ、 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定めるところにより算 特定居住用部分の床面積 当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額 附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、 (特定居住用部分とその他の部分とについて (特定居住用部分の床面積が百二十平 同項の規定を適用する前の額とする 当該特定居住用部分の床面積を百)の当該熱損失防止改修 (同条第四 その 項 を

39 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部 分は、 第三

十二項各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

有 部 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める熱損失防止 分は、 次に掲げる熱損失防止改修専有部分 立改修専

40

- 153 -

のとする。

一及び二略

41

割合)を乗じて得た額とする。 改修専有部分の床面積に対する割合 を百二十平方メートルとして算定するものとする。 する。)に、 項の規定の適用がある場合には について、天井の高さ、 十平方メートルを超える場合には した額は、 その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定めるところにより算定 当該熱損失防止改修専有部分に係る専有部分税額 特定居住用部分の床面積 附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には (特定居住用部分とその他の部分と (特定居住用部分の床面積が百二 同項の規定を適用する前の額と 当該特定居住用部分の床面積)の当該熱損失防止 (同条第五 41

42 ~ 44 略

(法附則第十七条の三第二項の勧告遊休農地に係る特別の事情)

- 一 分筆又は合筆その他これらに類する事情
- 一 震災、風水害その他の災害による区画又は形質の著しい変動

(軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の払込みに係る通知

とする。

一及び二 略

割合) について、天井の高さ、 改修専有部分の床面積に対する割合(特定居住用部分とその他の部分と を百二十平方メートルとして算定するものとする。 十平方メートルを超える場合にあつては、 する。)に、 項の規定の適用がある場合にあつては、 した額は、 その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定めるところにより算定 を乗じて得た額とする。 当該熱損失防止改修専有部分に係る専有部分税額 特定居住用部分の床面積 附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には (特定居住用部分の床面積が百二 同項の規定を適用する前の 当該特定居住用部分の の当該熱損失防 (同条第五 床面 額と 止 積

42 ~ 44 略

- 154 -

第十五条の二の二 府県 のとする。 条の二の四において「定置場所在市町村」という。 係る地方団体の徴収金として納付された額その他必要な事項を法附則第 二十九条の十第 を行う場合には いう。) (次条及び附則第十五条の二の四において の知事は 一項に規定する定置場所在市町村 法附則第二十九条の九第一 同項の規定により払い込む軽自動車税の環境性能割に 法附則第二十九条の十二第二 項に規定する定置場所在道 一項の規定による払込み 「定置場所在道府県」)の長に通知するも (次条及び附則第十五 لح

|--|(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告の方法

要な事項を報告するものとする。 性能割額、前年度の軽自動車税の環境性能割に係る滞納の状況その他必 とで決定の件数、当該申告及び決定に係る納付すべき軽自動車税の環境 性能割額、前年度の軽自動車税の環境性能割の申告 で置場所在市町村の長に対し、前年度の軽自動車税の環境性能割の申告

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

で定める率は、百分の五とする。 第十五条の二の四 法附則第二十九条の十六第一項第一号に規定する政令

府県に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係係る過誤納金に相当する金額として政令で定める金額は、定置場所在道

2 法附則第二十九条の十六第一項第二号に規定する地方団体の徴収金に

付金に相当する金額とする。
一句金に相当する金額とする。
一句金に相当する金額とする。

則第二十九条の十六第一項各号に掲げる金額を通知するものとする。村の長に対し、前年度の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に係る法附 定置場所在道府県の知事は、毎年六月三十日までに、定置場所在市町

在道府県に交付するものとする。 内に、法附則第二十九条の十六第一項に規定する徴収取扱費を定置場所 上 定置場所在市町村は、前項の規定による通知があつた日から三十日以

(総務省令への委任)

第十五条の二の五 前三条に定めるもののほか、法附則第二十九条の九か 前三条に定めるもののほか、法附則第二十九条の九か 前三条に定めるもののほか、法附則第二十九条の九か

(東日本大震災に係る自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者の |

範囲等)

次に掲げる者とする。第三十二条 法附則第五十三条の二第一項に規定する政令で定める者は、

する買主)

文は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定等をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第百四十七条第一項)一被災自動車等(法附則第五十三条の二第一項に規定する被災自動車

(東日本大震災に係る自動車取得税 の特例の適用を受ける者の

範囲等)

次に掲げる者とする。 第三十二条 法附則第五十二条第一項に規定する政令 で定める者は、

をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第百十四条第一項被災自動車(法附則第五十二条第一項 に規定する被災自動車

に規定する場合にあつては、同項 に規定

する買主)

略

三 場合において、 るその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法 該法人が分割により被災自動車等に係る事業を承継させたときにおけ に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当 合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である 第 一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは 当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併

2 法附則第五十三条の一 第 |項に規定する政令で定めるものは、 次に掲

げるものとする。

解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録 条の二第 がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの 法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの であつて用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九 一項の規定による届出がされたもの 自動車であつて、 用途の廃止又は

る者とする。

3

法附則第五

十三条の二第二項に規定する政令で定める者は、

次に掲げ

3

第 定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。 の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の つた日における所有者 対象区域内用途廃止等自 項に規定する場合には、 (法第百四十七条第 動車等 (法附則第五十三 一項又は第四百四 第三号において同じ。 一条の一 第 十四条 公示が 一項に規

これらの規定に規定する買主)

略

三 場合において、 該法人が分割により被災自動車 るその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継 に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当 合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。 第 一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは 当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併 に係る事業を承継させたときにおけ)が法人である

2

げるものとする。 法附則第五十1 一条第一 項 に規定する政令で定めるものは、 次に掲

がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたも 条の二第一項の規定による届出がされたもの 解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消 であつて用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九 法第四百四十二条第二号に規定する軽自動車 法第百四十五条第 項に規定する自動車であつて、 (二輪のものを除く。 用 途の 廃 止 登録 又は

る者とする。 法附則第五 士 一条第二項に規定する政令 で定める者は、 次に掲げ

に規定する買主) おける所有者 各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があ 対象区域内用途廃止等自動車をいう。第三号において同じ。 対象区域内用途廃止等自 (法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、 動車 (法附則) 第五十二 二条第二 項 規 定する た日に 0) 同項 同項

二略

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは 三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは 三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人が合併により消滅したときにおけるその合併 させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規 させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規 でする分割承継法人

法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(区域内自動車等をいう。第三号において同じ。)の同項に規定する対象

略

これら

の規定に規定する買主

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人が合併により消滅したときにおけるその合併におり設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人であるにおけるその分割に係る法人若しくは合併により設立された法人又は当におけるその分割に係る法人若しくは合併後存続する法人若しくは

二略

定する分割承継法人 定する分割承継法人 定する分割承継法人 の分割に係る法人が合併により消滅したときにおけるその合併 は、いか分割により対象区域内用途廃止等自動車 に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当 では、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併 に係る分割承継法人を含む。)が法人である でする分割承継法人

困難区 条第 自動車をいう。 対象区域内自動 一項に規定する場合にあつては、 .域を指定する旨の公示があつた日における所有者 第三号において同じ。 車 (法附則第五十二条第三項に規定する対象 同項に規定する買主 0 同項に規定する自動 (法第百十 車 区 持出 域 内

略

承継法人
 一等に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人であるにおけるその分割に係る法人が合併により消滅したときにおけるその合併におけるその分割に係る法人若しくは合併により設立された法人又は当におけるその分割に係る法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割に係る法人若しくは合併後存続する法人若しくは

5 める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、 項、 第三項又は前項に規定する者が法附則第五十三条の二第一項 総務省令で定

(東日本大震災に係る自動車税の種別割の特例に関する手続

第三十二条の二 略

2 事に提出しなければならない 定める書類を当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知 項に規定する場合には、 域内自動車等の所有者 法附則第五十四条第七項に規定する場合には、 (法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一 これらの規定に規定する買主) 同項に規定する対象区 は、 総務省令で

(東日本大震災に係る固定資産税等の特例に関する手続)

1

略

第三十三条の二

(東日本大震災に係る軽自動車税の環境性能割の特例の適用を受ける者

の範囲等)

第三十四条 法附則第五十六条の三第 一項に規定する政令で定める者は、

> 5 から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、 第一項、 第三項又は前項に規定する者が法附則第五十二条第 総務省令で定

項

める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならな

第三十二条の二

略

(東日本大震災に係る自動車税 の特例に関する手続

2 法附則第五十四条第七項に規定する場合には、 同項に規定する対象区

域内自動車 の所有者(法第百十四条第

定める書類を当該対象区域内自動車 事に提出しなければならない。 に規定する場合にあつては、 同項 に規定する買主) の主たる定置場所在の道府県の は、 総務省令で 知

(東日本大震災に係る固定資産税等の特例の適用を受ける固定資産の範

囲等)

第三十三条の二 設備その他の構築物で政令で定めるものは 法附則第五十六条の 第 二項に規定する線路 線路設備 電路設備 設備 停 車 電路

場設備及び車庫構築物とする。

2 略

次に掲げる者とする。

- する買主)
 マは第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定等をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第百四十七条第一項一 被災自動車等(法附則第五十六条の三第一項に規定する被災自動車
- 三 第一号に掲ける者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは 会併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である 高代により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である は係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当 で係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当 るその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法 るその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法
- でである。 「おいまである。」 「おいまである。 「もななる。 「もなる。 「もななる。 「もななる。 「もななる。 「もなる。 「もなる。 「もななる。 「もななる。 「もななる。 「もななる。 「もななる。 「もななる。 「もななる。 「もななる
- がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録法第百四十五条第三号に規定する自動車であつて、用途の廃止又は
- として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされ一 軽自動車のうち三輪以上のものであつて用途の廃止又は解体を事由

たもの

- る者とする。 法附則第五十六条の三第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げ
- 第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)をつた日における所有者(法第百四十七条第一項又は第四百四十四条)の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示がでする対象区域内用途廃止等自動車等(法附則第五十六条の三第二項に規
- 三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは 合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である 法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車等に係る事業を承継 させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規 させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規 でする分割承継法人
- 法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(区域内自動車等をいう。第三号において同じ。)の同項に規定する自対象区域内自動車等(法附則第五十六条の三第三項に規定する対象

これらの規定に規定する買主)

| 人|| 場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続|| 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である|

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは を対して、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併 に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当 におけるその分割に係る法人が合併により消滅したときにおけるその合併 におけるその分割に係る法人若しくは合併により設立された法人又は当 におけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割

。 める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定 がら第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定 がら第三項文は前項に規定する者が法附則第五十六条の三第一項

(東日本大震災に係る軽自動車税の種別割の特例の適用を受ける者の範

囲等)

掲げる者とする。

第一項 に規定する場合には 、同項に規定する買主)動車等をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第四百四十四条 被災二輪自動車等(法附則第五十七条第二項に規定する被災二輪自

(東日本大震災に係る軽自動車税 の特例の適用を受ける者の範

囲等)

掲げる者とする。 第三十四条 法附則第五十七条第二項に規定する政令で定める者は、次に

の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主)動車等をいう。第三号において同じ。)の所有者(法第四百四十二条動工業のののでは、第四百四十二条がのののでは、「一般の一般の一般の一般の一般の一般の

二及び三

2 とする。 法附則第五十七条第三項に規定する政令で定める者は、 次に掲げる者

四条第 特殊自動車をいう。 被災小型特殊自動車 一項 に規定する場合には 第三号において同じ。 (法附則第五十七条第三項に規定する被災小型 の所有者(法第四百四 同項に規定する買主) 十

二及び三 略

3 ものとする。 法附則第五十七条第六項に規定する政令で定めるものは、 次に掲げる

二及び三 り用途を廃止し又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたもの 原動機付自転車であつて法第四百六十三条の十九第 略 項の規定によ

4 とする。 法附則第五十七条第六項に規定する政令で定める者は、 次に掲げる者

じ。 <u>)</u> 示があつた日における所有者(法第四百四十四条第 定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。 対象区域内用途廃止等二 の同項各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公 輪自動車等 (法附則第五十七条第六項に規 第三号において同 項 に規定す

一及び三 略

る場合には

同項に規定する買主

5 とする。 法附則第五十七条第七項に規定する政令で定める者は、 次に掲げる者

対象区域内で 一輪自動車等 (法附則第五十七条第七項に規定する対象

一及び三 略

2 とする。 法附則第五十七条第三項に規定する政令で定める者は、 次に掲げる者

特殊自動車をいう。 一条の二第二 被災小型特殊自動車 一項に規定する場合にあつては、 第三号において同じ。) (法附則第五十七条第三項に規定する被災小型 の所有者 同項に規定する買主 (法第四百四 十

二及び三 略

3 ものとする。 法附則第五十七条第六項に規定する政令で定めるものは、 次に掲げる

原動機付自転車であつて法第四百四十七条第 項 の規定によ

り用途を廃止し又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたも

二及び三

略

4 とする。 法附則第五十七条第六項に規定する政令で定める者は、 次に掲げる者

じ。 <u>)</u> る場合にあつては、 示があつた日における所有者(法第四百四十二条の二第二項に規定す 定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。 対象区域内用途廃止等二輪自動車等 の同項各号に規定する自動車持出困難区域 同項に規定する買主 (法附則第五十七条第六項に規 第三号において同 を指定する旨の 公

一及び三 略

5

とする。 法附則第五十七条第七項に規定する政令で定める者は、 次に掲げる者

対象区域内で 一輪自動車等 (法附則第五十七条第七項に規定する対象

者(法第四百四十四条第一項 に規定する場合には 、同項にる自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有区域内二輪自動車等をいう。第三号において同じ。)の同項に規定す

二及び三 略

規定する買主

とする。 とする。 とする。

定する場合には「、同項に規定する買主) に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号におい規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号においっ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車 (法附則第五十七条第八項に

二及び三 略

とする。8 法附則第五十七条第九項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者

所有者(法第四百四十四条第一項 に規定する場合には 、同定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における象区域内小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。)の同項に規一 対象区域内小型特殊自動車 (法附則第五十七条第九項に規定する対

項に規定する買主

規定する買主)
者(法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項にる自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有区域内二輪自動車等をいう。第三号において同じ。)の同項に規定す

二及び三 略

又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたものとする。 動車であつて法第四百四十七条第一項 の規定により用途を廃止しる 法附則第五十七条第八項に規定する政令で定めるものは、小型特殊自

とする。
- とする。 とかり第五十七条第八項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者

定する場合にあつては、同項に規定する買主) でする場合にあつては、同項に規定する| 動車持出困難区域 を指定する旨規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号におい 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車 (法附則第五十七条第八項に

二及び三 略

項に規定する買主) 対象区域内小型特殊自動車(法附則第五十七条第九項に規定する対 対象区域内小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。)の同項に規 対象区域内小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。)の同項に規

二及び三略

ない。

10 法附則第五十七条第十三項に規定する場合には、同項に規定する対象10 法附則第五十七条第十三項に規定する場合には、同項に規定する買主)は、総務省令で定める書類を当該を以内軽自動車等の所有者(法第四百四十四条第一項 に規定する場のでは、同項に規定する対象

二及び三略

第一項から第九項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省第四項、第五項、第七項若しくは前項に規定する者が法附則第五十七条9 附則第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第一項、第二項、

令で定める書類をこれらの項に規定する市町村長に提出しなければなら

10 法附則第五十七条第十三項に規定する場合には、同項に規定する対象 で域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなけれ対象区域内軽自動車等の所有者(法第四百四十二条の二第二項に規定する場 はならない。

第二条による改正(地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十一年政令第八十二

長.)

の二第 金に関う るのは にお 号 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 則第七条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同 置法の」 三十五条の二の一 こととされる同法第一 年法律第七号) 附則第三十五条の二の二第一項」 は 条の規定による改正前の地方税法 項」と、 同 旧 」とあるのは) | |と、 条第二 条において「法」 ける法 法附則 則 項」 第八 旧 同条第四項中 項 租税特別措置法」と、 旧 と、 同項の 条第 「法第三百十七条の二第一項」とあるのは 律の 第三十五条の二の二第二項」と、 中 附則第十二条第一 租税特別措置法」 法」 第 同条第五項中 「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付 表中 項の規定によりなおその効力を有することとされる 部を改正する法律 とあるのは 条の規定による改正前の租税特別措置法 項」とあるのは「旧法附則第三十五条の二の二第 という。 「法附則第三十五条の二の二第二 地方税法 「租税特別措置法施行令」とあるの という。 項の規定によりなおその効力を有する とあるのは 「同法の」とあるのは 「旧法」と、 第三百十七条の一 (以下この条において「法」という (以下この条において (昭和六十一年法律第十四号) 第四十一条の九第一 「旧法附則第三十五条の二 (昭和六十年政令第六十 同条第三項中 「租税特別措置法」 第 「地方税法 「旧租税特別 項」と、 一項」とあるの 「旧法」 「法附則 (第四項 項」 とい 法第 とあ は 法 以 附 لح

は

治省令」 条の二の 則 とあるのは 第 二第 三十 項」 五条の一 と 「総務省令」 一の二第一 「大蔵省令」 と 項 とあるのは とあるのは 「地方税法」 乛 とあるのは 「財務省令」 旧法附則第三十五 「地方税 自

同令による改正前の租税特別措置法施行令」

と、

の二第 るのは 治省令」とあるのは 条の二の み替えて適用される同令による改正前の租税特別措置法施行令」 号) 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 附則第三十五条の二の二第一項」 下この条において「法」 則第七条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同 金に関する法 置法の」 三十五条の二の二 条において こととされる同法第一 年法律第七号))」とあるのは 条の規定による改正前の地方税法 法附則第三十五条の二 項」と、 同条第二項中 旧) 」 と、 附 三則第八名 :法附則第三十五条の二の二第二項」と、 一項」と、 と 旧 二第 同条第四項中 租税特別措置法」と、 旧 同項の表中「 条第 律の一 項」 「法第三百十七条の二第一項」とあるのは 附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有する 租税特別措置法」 第一 「法」とあるのは 同条第五項中 「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び と、 項の規定により 部を改正する法律 「総務省令」 条の規定による改正前の 項」とあるのは 一の二第一 という。 「大蔵省令」 「法附則第三十五条の二の二第1 地方税法 「租税特別措置法施行令」 と、 項」 とあるのは という。 「同法の」とあるのは 「旧法」と、 なおその効力を有するも 第三百十七条の二 (以下この条におい (以下この条において とあるの とあるのは 「旧法附則第三十五条の二 (昭和六十一年法律第十四 「地方税法」 第四十一 旧 (昭和六十年政令第六十 同条第三項 は 租税特別措置法 「租税特別措置法」 法附則第三十五条 とあるのは 財務省令」 条の九 第 旧法附則第三十 て「法」 「地方税法 「旧租税特 とあるの 一項」とあ 項」 中 「旧法」 のとし 第 法附 (以下本 とい 一の二第 号) 項」 地 法第 とあ 0 لح 納 別 る 則 方 は 自 以 附 لح 五. う

和六十 この条において 等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の 得税法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号) 地方税法」と、 りなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前 正する法律 法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改 は を有することとされる同法第 附則第三十五条の三 による改正前の租税特別措置法」 「農業生産法人」 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定 総務省令」 同条第 年法律第十四号) 二項中 (昭和六十一年法律第十四号) بح 「される法」とあるのは「される租税特別措置法及び所 旧 とあるのは 法」 法 第一 同条第三項中 とあるのは という。 項第一 附則第七条第四項の規定によりなおその 一条の規定による改正前の地方税法 「旧農業生産法人」と、 号」 Ł, 法 とあるのは 附則第三十五条の三 旧令附則第十八条の三の見出し中 旧法」と、 とあるの 附則第七条第三項の規定によ 「地方税法及び国有資産 は 部を改正する法律 「自治省令」とあるの 「旧法」とする。 同条第 第 附則第十二条第 項第一 項中 (以 下 号 効力 (昭 法 0 あるのは による改正 得税法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号) 地方税法」と、 りなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正 正する法律 法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定 旧 前の租税特別措置法」と、 (昭和六十一年法律第十四号) 法 「される法」とあるのは「される租税特別措置法及び所 と 同条第一 二項中 「自治省令」とあるの 旧令附則第十八条の三 附則第七条第三項の規定によ 附則第十二条第 は とする。 .. の 総務省令 部を改 法 前 占

第三条による改正(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成七年政令第百四十二号))

生産法人」という。) であることにつき総務省令で定めるところにより 生産法人」という。) であることにつき総務省	二条第三項に規定する農業生産法人をいう。	条の規定による改正前の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第	合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)第三 和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項	法人は、次に掲げる要件の全て に該当する農業生産法人 (農業協同組 法人は、次に掲げる要件のすべてに該当する農業生産法人	第一号及び ――次項において同じ。)に規定する政令で定める農業生産 ――以下この項及び次項において同じ。)に規定す	3 改正法附則第四条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。 3 改正法附則第四条第四項(同条第六項におい		句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み	この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字__この場合において、次の表の上欄に掲げる規定	取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。 取得に対して課する不動産取得税については、	放牧地及び準農地(第四項及び第七項において「農地等」という。)の 放牧地及び準農地	法(以下「旧法」という。)附則第十二条第一項に規定する農地、採草 法(以下「旧法」という。)附則第十二条第一	成七年法律第四十号。以下「改正法」という。)による改正前の地方税 成七年法律第四十号。以下「改正法」という。)による改正前の地方税	は、平成七年一月一日前に行われた地方税法の一部を改正する法律(平 は、平成七年一月一日前に行われた地方税法の	2 改正前の地方税法施行令(以下「旧令」という。)附則第十条の規定 2 改正前の地方税法施行令(以下「旧令」という。)	第三条 略 第三条 略	(不動産取得税に関する経過措置)	附則	改 正 後 改 正
いう。)であることにつき総務省令で定めるところにより	規定する農業生産法人をいう。以下この項において		- 九号)第二条第七項	のすべてに該当する農業生産法人(農地法	いて同じ。)に規定する政令で定める農業生産	頃(同条第六項において準用する場合を含む。	略	れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字	課する不動産取得税については、なおその効力を有する。)附則第十二条第一項に規定する農地	下「改正法」という。) による改正前の	一月一日前に行われた地方税法の一部を改正する法律	F(以下「旧令」という。) 附則第十条の規定		在過措置)		正前

一、改正法附則第四条第四項の規定の適用を受けようとする同項に規定て「旧特定農業生産法人」という。)とする。

しない者を除く。)となっていること。 業生産法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役(代表権を有する受贈者(次号 及び次項において「受贈者」という。)が農

っていること。 に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。 規定する農業に従事する日数が百五十日以上であり、 る等の 社員又は株主 当該受贈者が当該農業生産法人の農業協同組合法等の一 の農地法第二条第三項第二号ニに規定する常時従事者である組合員 法 律 (平成二十七年法律第六十三号) (一年間のうち当該農業生産法人の行う同項第 第三条の規定による改 かつ、 部を改正す 当該農業)とな 一号に

の直前において受贈者が有する農地等で旧法附則第十二条第一項生産法人に対し同項の規定の適用を受けようとする当該権利の設定の時4改正法附則第四条第四項の使用貸借による権利の設定は、旧特定農業

一項において「昭和五十一年改正前の地方税法適用者」という。)にあ税法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている者(第九項及び第十項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)附則第四条第六法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)附則第四条第六

市町村にあっては、市町村長)が証明したもの(次項及び第七項におい)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号

「特定農業生産法人」という。)とする。

しない者を除く。)となっていること。業生産法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役(代表権を有する受贈者(以下この項及び次項において「受贈者」という。)が農政正法附則第四条第四項の規定の適用を受けようとする同項に規定

当該受贈者が 農業生産法人の農地法第二条第七項第二号ニ

っていること。に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。)とな規定する農業に従事する日数が百五十日以上であり、かつ、当該農業規定する農業に従事する日数が百五十日以上であり、かつ、当該農業人の行う同項第一号に、社員又は株主(一年間のうち当該農業生産法人の行う同項第一号に

4 産法人 税法 法等の 一項において「昭和五十一年改正前の地方税法適用者」という。)にあ 項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の 0) 採草放牧地及び準農地で同項の規定の適用を受けているもの 直前において受贈者が有する旧法附則第十二条第 改正法附則第四条第四項の使用貸借による権利の設定は、 附則第十二条第一 部を改正する法律 に対し同項の規定の適用を受けようとする当該権 項の規定の適用を受けている者 (昭和五十一年法律第七号) 一項に規定する農 (第九項及び 附則第四条第六 利 特定農 0 設 地地 定 第十 方税 の時 地 方

規定する農地、 によることとされる同法による改正前の地方税法附則第十二条第一項に 法適用者」という。 受けている者 改正する法律 受けているもの、 っては同条第一項に規定する農地及び採草放牧地で同項の規 全て (第十項及び第十一項において「平成三年改正前の (平成三年法律第七号) について行われるものでなければならない。 採草放牧地及び準農地で同項の規定の適用を受けている 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法 にあっては同条第二項の規定によりなお従前 附則第四条第一 一項の規 定の 定 0 \mathcal{O} 地方税 適 適 の例 闸 部 用 を を を

5 る法律 」という。 十二条第 七項を除く。 定により 第四条第四項」 改正法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における第二項の規 項」とあるのは (平成七年法律第四十号。 読み替えられた旧令附則第十条 項」とあるのは 附則第四条第四項」)の規定の適用については、 「附則第十二条第一項又は地方税法の一部を改正す 「附則第十二条第一項又は平成七年改正法附 と、 以下この条において 同条第六項及び第九項中 (第二項から第五項まで及び第 同条第一項中「附則第十二条 「平成七年改正法 「附則第 5

6 措置法」 第四 力を有することとされる同法による改正前 第十二条第二項において準用する租税特別措置法の一 一年法律第二十六号。 (平成七年法律第五十五号) 改正法附 条第 という。 項 |則第四条第四項の規定の適用がある場合における改正法附則 の規定によりなおその効力を有することとされる旧 第七十条の四第十項から第十四項まで、 以下この項及び次項において 附則第三十六条第二項の規定によりなお効 の租税特別措置法 「改正前 部を改正する法律 第十五項第 (昭和三十 租税特別 法附則

> もの) 規定する農地、 によることとされる同法による改正前の地方税法附則第十二条第一項 法適用者」という。 受けている者 改正する法律 受けているもの、 っては同条第一項に規定する農地及び採草放牧地で同項の 0) すべてについて行われるものでなければならない。 (第十項及び第十一項において「平成三年改正 (平成三年法律第七号) 採草放牧地及び準農地で同項の規定の適用を受けてい 地方税法及び国有資産等所在市町村交付 にあっては同条第二項の規定により 附則第四条第I 一項の なお従 金法 規 規 定 前 定 \mathcal{O} 0 0 0 前 地 適 適 の例 方税 部 用 用 る を

る法律 則第四条第四項」とする。 十二条第一項」とあるのは 」という。 七項を除く。)の規定の適用については、 定により読み替えられた旧令附則第十条 改正法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における第二 項」とあるのは (平成七年法律第四十号。)附則第四条第四項」 「附則第十二条第一項又は地方税法の一 「附則第十二条第 と 以下本条 同条第六項及び第九項中 (第二項から第五項まで及び第 同条第一 において 一項又は平成七年改正 項中「附則第十二条 「平成七年改正法 部を改 項 附 法附 正 \mathcal{O}

6 改正法附則第四条第四項の規定の適用がある場合における

措置法」という。 二年法律第二十六号。 力を有することとされる同法による改正前 第十二条第一 (平成七年法律第五十五号) 二項において準用する租税特別措置法の 第七十条の四第十項から第十四項まで、 以下この項及び次項において 附則第三十六条第一 租税特別措置法 一項の規定により 「改正前 部を改正する 第十五 租税 昭 記和三十 な 法 項第 特別 お効 法 附 則

れぞれ同表の下欄に掲げる字句――――とする。掲げる改正前の租税特別措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ二号、第十八項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に

																			第七十条の四第十項
贈与税	同項																	受ける	第一項の規定の適用を
不動産取得税	これらの項	ける	四項の規定の適用を受	年改正法附則第四条第	二条第一項又は平成七	」という。)附則第十	て「改正前の地方税法	号。以下この条におい	五年法律第二百二十六	の地方税法(昭和二十	年改正法による改正前	ることとされる平成七	によりなお効力を有す	則第四条第三項の規定	改正法」という。)附	条において「平成七年	律第四十号。以下この	する法律(平成七年法	地方税法の一部を改正
																			1 1/1-

れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。掲げる改正前の租税特別措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ二号、第十八項及び第十九項の規定の適用については、次の表の上欄に

																		第七十条の四第十項
贈与税	同項																	第一項
不動産取得税	これらの項	四項	年改正法附則第四条第	二条第一項又は平成七	」という。)附則第十	て「改正前の地方税法	号。以下この条におい	五年法律第二百二十六	の地方税法(昭和二十	年改正法による改正前	ることとされる平成七	によりなお効力を有す	則第四条第三項の規定	改正法」という。)附	条において「平成七年	律第四十号。以下この	する法律(平成七年法	地方税法の一部を改正

 る特定農地所有適格法	の農業経営に関する事
権利の設定を受けてい	号に規定する被設定者
につき使用貸借による	に係る同条第五項第一
地等に係る当該農地等	の適用を受ける農地等
条第三項に規定する農	三十六条第三項の規定
同項の適用を受ける同	平成七年改正法附則第
法附則第四条第四項	
一項又は平成七年改正	
方税法附則第十二条第	
引き続いて改正前の地	引き続いて第一項
	項
三項	については、同条第三
号)附則第三十六条第	ることとなった受贈者
平成七年法律第五十五	項の規定の適用を受け
一部を改正する法律(十項の規定によりこの
れる租税特別措置法の	。)附則第三十六条第
その例によることとさ	成七年改正法」という
は、同項の規定により	下この項において「平
ととなつた者について	年法律第五十五号。以
規定の適用を受けるこ	改正する法律(平成七
法附則第四条第四項の	税特別措置法の一部を
納期限(平成七年改正	申告書の提出期限(租
徴収の猶予	納税の猶予

三十六条第三項の規定の適用を受ける農地等に係る同条第五項第一に係る同条第五項第一	引き続いて第一項	無機の猶予 中告書の提出期限(租 中法律第五十五号。以 年法律第五十五号。以 下この項において「平 成七年改正法」という の規定の適用を受け ることとなつた受贈者 ることとなつた受贈者 については、同条第三 については、同条第三
条第三項に規定する農 地等に係る当該農地等 につき使用貸借による 権利の設定を受けてい	法附則第四条第四項一項又は平成七年改正方税法附則第十二条第	徴収の猶予 無対則第四条第四項の 規定の適用を受けるこ ととなつた者について は、同項の規定により その例によることとさ れる租税特別措置法の 一部を改正する法律(平成七年法律第五十五 等)附則第三十六条第 三項

	項	第七十条の四第十四第一		納税															特定	同条	項及
		項の場合	略	地の所轄税務署長															特定農地所有適格法人	同条第四項に規定する	項及び当該被設定者が
条第四項の場合成七年改正法附則第四	第十二条第一項又は平	改正前の地方税法附則		道府県知事	人	が特定農地所有適格法	特定農地所有適格法人	利の設定を受けている	当該使用貸借による権	経営に関する事項及び	おいて同じ。)の農業	をいう。以下この項に	特定農地所有適格法人	六条第四項に規定する	五十五号)附則第三十	法律(平成七年法律第	置法の一部を改正する	ととされる租税特別措	によりその例によるこ	則第四条第四項の規定	人(平成七年改正法附
	項	第七十条の四第十四																			
		第一項	略	納税地の所轄税務署長															特定農業生産法人	同条第三項に規定する	項及び当該被設定者が
条第四項	第十二条第一項又は	改正前の地方税法附則		道府県知事		定農業生産法人	特定農業生産法人が特	利の設定を受けている	当該使用貸借による権	経営に関する事項及び	おいて同じ。)の農業	をいう。以下この項に						で定めるもの	る農業生産法人で政令	第二条第七項に規定す	同項に規定する農地法

第二項及び第三項		第四条第四項	は平成七年改正法附則	附則第十二条第一項マ	係る第一項 係る改正前の地方税法	猶予 徴収の猶予	不動産取得税	条第四項に	成七年改正法附則第四	第十二条第一項又は平	項に 改正前の地方税法附則	税務署長 道府県知事	第一項項	国税通則法第五十一条 地方税法第十六条第三	による	第十二条第一項の規定	同項に規定する 改正前の地方税法附則
及び第	同法第四十九条第二項					納税の猶予	贈与税					税務署長	第一項	国税通則法第五十一条			同項に規定する
第二項及び第三項	地方税法第十五条の三					徴収の猶予	不動産取得税					道府県知事	項	地方税法第十六条第三	による	第十二条第一項の規定	改正前の地方税法附則
7川 第十丑 第一項	第七十条の四第十五 第一項 及び第三項	の四第十五 第一頁 及び第三項 同法第四十九条第二項	第四条第四項 第七十条の四第十五 第一頁 第四条第四項 第七十条の四第十五 月 百法第四十九条第二項	第二項及び第三項 地方税法第十五条の三 地方税法第十五条の三 同法第四十九条第二項 同法第四十九条第二項	第二項及び第三項 第七十条の四第十五 第一項 財別第十二条第一項又 第七十条の四第十五 第一項 財別第十二条第一項又 第七十条の四第十五 第一項	第二項及び第三項 第七十条の四第十五 第一項 第四条第四項 同法第四十九条第二項 第四条第四項 同法第四十九条第二項	(株) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	不動産取得税 第七十条の四第十五 第一頁 ボリリ第十二条第一項又 一月 ボウが洗り 一月 第四条第四項 同法第四十九条第二項 第二項及び第三項 一月 第二項及び第三項 一月 第七十条の四第十五 第一頁 一月 第七十条の四第十五 第一頁 中点 第七十条の四第十五 第一頁 中点	条第四項に 第七十条の四第十五 第一項 第二項及び第三項 第七十条の四第十五 第一項 第二項及び第三項 第七十条の四第十五 第一項 第二項及び第三項 第七十条の四第十五 第一項	株 株 株 株 株 株 株 株 株 株	第十二条第一項又は平 第一項 第十二条第一項又は平 第一項 第一页 第一页	第十二条第一項又は平第十二条第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項に	道府県知事 通 税務署長 地方税法第十五条の三 地方税法第十五条の三 地方税法第十五条の三 東口条第四項 東口条第四項 東口条第四項 東口条第四項 東口条第四項 東口条第四項 東口条第四項 東口第十五 東	第一項 第一页 第一页	東 第一項 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 <	Tage	第十二条第一項の規定 第十二条第一項の規定 第一項 第二項及び第三項 第二項及び第三項 第七十条の四第十五 第一項 原

	第七十条の四第十五						項	第七十条の四第十五
	第一項	収法	国税通則法及び国税徴				税の猶予	第一項の規定による納
第十二条第一項又は平	改正前の地方税法附則		地方税法	徴収の猶予	条第四項の規定による	成七年改正法附則第四	第十二条第一項又は平	改正前の地方税法附則

国税通則法の				期限				前号に規定する	同項	延滞税	贈与税	収法	国税通則法及び国税徴
地方税法の	含む。)	規定による当該期限を	、第十二項又は前項の	期限(第三項、第四項	条第四項の規定による	成七年改正法附則第四	第十二条第一項又は平	改正前の地方税法附則	これらの項	延滞金	不動産取得税		地方税法

	贈与税の申告書の提出	
不動産取得税に	贈与税に	
取得税の額	の額	
各号に規定する不動産	各号に規定する贈与税	
条第四項の		
成七年改正法附則第四		
第十二条第一項又は平		項
改正前の地方税法附則	第一項の	第七十条の四第十八
地方税法	国税通則法	
含む。)		
規定による当該期限を		
、第十二項又は前項の		
期限(第三項、第四項	期限	
条第四項の規定による		
成七年改正法附則第四		
第十二条第一項又は平		
改正前の地方税法附則	前号に規定する	
徴収の猶予	納税の猶予	
これらの項	同項	
延滞金	延滞税	
不動産取得税	贈与税	
条第四項		
成七年改正法附則第四		

					項	第七十条の四第十八
贈与税の申告書の提出	贈与税に	贈与税の額				第一項の
納期限	不動産取得税に	不動産取得税の額	条第四項の	成七年改正法附則第四	第十二条第一項又は平	改正前の地方税法附則

7 8 の設定を受けている特定農地所有適格法人が特定農地所有適格法人に該 係る生産及び出荷の状況並びに収入金額並びに当該使用貸借による権利 含む事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度における農業に 用させている所在地の異なる当該農地等ごとの当該届出書の提出期限を 条第四項 四第十項に規定する届出書には、 当する事実の明細を記載しなければならない。 を改正する法律 による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人 を受ける 定する特定農地所有適格法人をいう。 項各号 第七十条の四第十八 11 前項の規定により読み替えられた改正前の租税特別措置法第七十条の 略 Ó 規定によりその例によることとされる租税特別措置法の (平成七年法律第五十五号) 贈与税 利子税 期限 納税の猶予 定める納税 農地等に係る当該農地等につき使用貸借 改正法附則第四条第四項の規定の適用 0 猶 以下この項において同じ。 予 附則第三十六条第四項に規 徴収の猶予 不動産取得税 延 定 滯 め る徴収 金 (改正法附則第四 0 猶)に使 部 8 7 当する事実の明細を記載しなければならない。 の設定を受けている特定農業生産法人が特定農業生産法人 係る生産及び出荷の状況並びに収入金額並びに当該使用貸借による権利 含む事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度における農業に による権利の設定を受けている特定農業生産法人に使用させている を受ける同条第三項に規定する農地等に係る当該農地等につき使用貸借 四第十項に規定する届出書には、改正法附則第四条第四項の規定の適用 11 前項の規定により読み替えられた改正前の租税特別措置法第七十 略 所在地の異なる当該農地等ごとの当該届出書の提出 利子税 期限 納税 0 猶 徴収 延 滞 金 \mathcal{O} 猶予 期 限 条

第四条による改正(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百十六号))

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	1 だれ同表の下欄に掲げる字句とする。
次の表の上	、次の表
の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用について	の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用について
税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条	税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条
正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費	正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費
定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改	定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改
払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規	払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規
第一項に規定する徴収取扱費をいう。)の支	第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。) の支
法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四	法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四
いう。)とする徴収取扱費(地方税法等改正	いう。以下この条において同じ。)とする徴収取扱費(地方税法等改正
七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間を	七第一項及び附則第六条の十一第一項に規定する徴収取扱費算定期間を
年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間(新令第三十五条の十	年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間(新令第三十五条の十
の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成二十九	の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成二十九
方税法施行令 (以下「新令」という。) 第三十五条の十七、第三十五条	方税法施行令(以下「新令」という。)第三十五条の十七、第三十五条
十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地	十二条の百十三及び附則第九条の十四並びにこの政令による改正後の地
の条において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。)第七	の項において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。)第七
第四条 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法(以下こ	第四条 地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法(以下こ
附則	附則
改正前	改正後

略

略

2 項の第表表附収 平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴

スタラーナ	なこりがこの行う第三十	1 1	
則第六条の十一及び日担第二条の	十一及び祔則第六条の十二の規定の帝才につい、の第二年の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用こつハては、欠の「日才勇の己才し」し、の第2億二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
り上闌こ渇り	上闌こ曷げる所合の規定中司をの中闌こ曷げる字可は、ぽうらん・・ルで呼呼ぎっきん・ニで共気の試手して	ぞ	
つ下闌こ曷	の下闌こ掲げる字可にする。		
三十五条	(以下この条	(欠頁	
十七第一	、当該各徴収取扱費算	、平成二十九年三月に社会保	
TRI	定期間内	障の安定財源の確保等を図る	
		税制の抜本的な改革を行うた	
		めの地方税法及び地方交付税	
		法の一部を改正する法律(平	
		成二十四年法律第六十九号)	
		第二条の規定による改正前の	
		地方税法(以下この条及び附	
		則第六条の十一において「二	
		十九年旧地方税法」という。	
)第七十二条の百三第三項の	
		規定により当該道府県に払い	
		込むべき貨物割として納付さ	
		れた額の総額(同月に二十九	
		年旧地方税法第七十二条の百	
		四の規定により貨物割に係る	
		還付金等(同条第三項に規定	

平成二十八年十二月から平成	法第七十二条の百四	第三十五条
金額との合計額	金額	
徴収取扱費基礎額		
平成二十九年四月及び五月の	徴収取扱費基礎額	
十九分の十	二十二分の十	
	定期間内	
(同年四月及び五月	(当該各徵収取扱費算	
五月		
じて得た金額と同年四月及び		
う。) に百分の○・五五を乗		
月の徴収取扱費基礎額」とい		
条において「平成二十九年三		
十七分の十に相当する額(次		
額を加算した額とする。)の		
あつては当該加算されるべき		
算されるべき額がある場合に		
の百五第二項の規定により加		
十九年旧地方税法第七十二条		
等に相当する額を控除し、二		
合にあつては当該旧法還付金		
」という。)が還付された場		
の条において「旧法還付金等		
する還付金等をいう。以下こ		

項の十七第二

ときは、 れた額の 二十九 貨物割に係る旧法還付金等が 込むべき貨物割として納付さ 法第七十二条の百三第三項の 付金等が還付された場合であ 同月に二十九年旧地方税法第 に還付されたものとみなし、 する旧法還付金等が同年三月 これを加算した額) き額がある場合にあつては、 項の規定により加算されるべ 方税法第七十二条の百五第二 費算定期間内に二十九年旧 規定により当該道府県に払い 定期間内に二十九年旧地方税 当する額が当該徴収取扱費算 定により貨物割に係る旧法還 方税法第七十二条の百四の規 費算定期間内に二十九年旧地 十二条の 当該旧法還付金等に相 年二月までの徴収取扱 総額 当該超える額に相当 百四の規定により (当該徴収取扱 を超える 地

	間の次
同年六月から八月まで	当該徴収取扱費算定期
	間内
同年四月及び五月	当該徴収取扱費算定期
	費算定期間内
	た日の属する徴収取扱
同年四月及び五月	当該還付金等を還付し
法第七十二条の百四	
みなし、同年四月及び五月に	
及び五月に還付されたものと	
相当する還付金等が同年四月	
えるときは、当該超える額に	
は、これを加算した額)を超	
るべき額がある場合にあつて	
第二項の規定により加算され	
旧地方税法第七十二条の百五	
た額の総額(同月に二十九年	
むべき貨物割として納付され	
定により当該道府県に払い込	
第七十二条の百三第三項の規	
が同月に二十九年旧地方税法	
該旧法還付金等に相当する額	
還付された場合であつて、当	

	項の十一第一 定期		の 十 八	第三十五条
	定期間内、当該各徴収取扱費算	以下この条		徴収取扱費基礎額
第三項の規定により当該道府 県に払い込むべき譲渡割とし て納付された額の総額(同月 に二十九年旧地方税法附則第 九条の七の規定により譲渡割 に係る還付金等(同条に規定 に係る還付金等をいう。以下こ の条において「旧法還付金等 合にあつては当該旧法還付金等 一方にあつては当該旧法還付金等 一方にあつては当該旧法還付金等 一方にあつては当該旧法還付金等 一方にあつては当該旧法還付金等 一方にあつては当該旧法還付金等 一方にあっては当該により加算 でれるべき額がある場合にあ つては当該加算されるべき額 でれるべき額がある場合にあ	年旧地方税法附則第九条の六、平成二十九年三月に二十九	(次項		平成二十九年三月の徴収取扱

	項 一 費算定期間内に 二十九年二月まで	附則第六条 法附則第九条の七 平成二十八年十二	金額金額との合計額	徴収取扱費基礎額 平成二十九年四月及	二十二分の十十九分の十	定期間内	(当該各徴収取扱費算 (同年四月及び五	月	て得た金額と同年	。) に 百分の 〇・	の徴収取扱費基礎	において「平成」	
方税法附則第九条の七の規定 大税法附則第九条の七の規定 で、当該旧法還付金等に相当 する額が当該徴収取扱費算定 する額が当該徴収取扱費算定 財間内に二十九年旧地方税法 期間内に二十九年旧地方税法 により当該道府県に払い込む	費算定期間内に二十九年旧地二十九年二月までの徴収取扱	平成二十八年十二月から平成	どの合計額	公二十九年四月及び五月の	分の		臣年四月及び五月		て得た金額と同年四月及び五	に百分の○・五五を乗じ	の徴収取扱費基礎額」という	いて「平成二十九年三月	20一 1村当で名名、名字

定により により 額の総額 附則第九条の八第二項の規定 割として納付された額の総額 該道府県に払い込むべき譲渡 条の六第三項の規定により当 付金等に相当する額が同月に 係る旧法還付金等が還付され 条の七の規定により譲渡割に 加算した額) ある場合にあつては、 定期間内に二十九年旧地方税 る場合にあっては、 た場合であつて、 されたものとみなし、 法還付金等が同年三月に還付 法附則第九条の八第二 一十九年旧地方税法附則第九 一十九年旧地方税法附則第九 (同月に二十九年旧 き譲渡割として納付された 当該超える額に相当する旧 加算されるべき額があ 加算されるべ (当該徴収取扱費算 を超えるときは 当該旧法還 I地方税法 これを加 二項の規 これを へき額が 同月に

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄より読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の

													七第一項	十五条の十	る新令第三	て適用され	り読み替え 定期間内	の規定により、当該各徴収取扱費算	第一項目 (以下)の会
方税法(以下この条及び附則	一条の規定による改正前の地	とされた地方税法等改正法第	よりなお従前の例によること	等改正法附則第二条の規定に	条の百三第三項及び地方税法	方税法」という。)第七十二	十一において「二十九年旧地	以下この条及び附則第六条の	定による改正前の地方税法(正法」という。)第二条の規	十一において「地方税法等改	以下この条及び附則第六条の	成二十四年法律第六十九号。	法の一部を改正する法律(平	めの地方税法及び地方交付税	税制の抜本的な改革を行うた	障の安定財源の確保等を図る	、平成二十九年三月に社会保	Į į

則第一 条の百三 方税法」 前 地方税法第七十二条の百四第 附則第六条の十 こととされた旧地方税法第七 定によりなお従前の例による 税法等改正法附則第二条の規 法第七十二条の百四及び地方 額 物割として納付された額の総 当該道府県に払い込むべき貨 第六条の 三項に規定する還付金等をい 三項及び地方税法等改正法附 いて「一 に定める日(以下この項及び 法等改正法附則第一 物割に係る還付金等 十二条の百四の規定により貨 前に還付された二十九年旧 方税法第七十二条の百四第 の例によることとされた旧 (同月に二十九年旧地方税 一条の規定によりなお従 部施行日」という。 第三項の規定により という。 十一におい 第 条第二号 第七十二 7 (地方税 項にお 旧地

	めの地方税法及び地方
	抜本的な改革を行うた
	の確保等を図る税制の
、地方税法等改正法	、社会保障の安定財源
年四月及び五月	
・五五を乗じて得た金額と同	
礎額」という。)に百分の○	
二十九年三月の徴収取扱費基	
する額(次条において「平成	
する。)の十七分の十に相当	
されるべき額を加算した額と	
ある場合にあつては当該加算	
定により加算されるべき額が	
第七十二条の百五第二項の規	
よることとされた旧地方税法	
の規定によりなお従前の例に	
地方税法等改正法附則第二条	
第七十二条の百五第二項及び	
控除し、二十九年旧地方税法	
旧法還付金等に相当する額を	
付された場合にあつては当該	
法還付金等」という。) が還	
う。以下この条において「旧	

(一部施行日以後に還付され	法
	定期間内
(同年四月及び五月	(当該各徴収取扱費算
)
	旧地方税法」という。
	一において「二十九年
	条及び附則第六条の十
	の地方税法(以下この
	条の規定による改正前
二十九年旧地方税法	地方税法等改正法第二
	法」という。)
	一において「旧地方税
	条及び附則第六条の十
	の地方税法(以下この
	条の規定による改正前
旧地方税法	地方税法等改正法第一
	う。)
	方税法等改正法」とい
	条の十一において「地
	下この条及び附則第六
	年法律第六十九号。以
	する法律(平成二十四
	交付税法の一部を改正

- 191 -

	七第二項	十五条の十	て 適用され の規定によ	第一項後段			
				法第七十二条の百四、	徴収取扱費基礎額	二十二分の十	
当該旧法還付金等に相当する 類が当該徴収取扱費算定期間 村二条の百三第三項及び地方 税法等改正法附則第二条の規 定によりなお従前の例による こととされた旧地方税法第七 十二条の百三第三項及び地方	第七十二条の百四の規定により貨物割に係る旧法還付金等 り の しん おんしん おんしん いんしん いんしん いんしん いんしん いんしん い	の規定によりなお従前の例に地方税法等改正法附則第二条	方说法第七十二条の百四及び費算定期間内に二十九年旧地二十九年旧地	平成二十八年十二月から平成金額との合計額	徴収取扱費基礎額平成二十九年四月及び五月の	十九分の十	た法

の総額 より当 合であつて 兀 条の百四及び地方税法等改正 されたものとみなし、 法還付金等が同年三月に還付 加算した額) ある場合にあつては、これを よることとされた旧地方税法 地方税法等改正法附則第二条 第七十二条の百五第二項及び き貨物割として納付された額 た旧地方税法第七十二条の百 お従前の例によることとされ 法附則第二条の規定によりな 定により 第七十二条の百五第二項の規 の規定によりなお従前の例に 期間内に二十九年旧地方税法 二十九年旧地方税法第七十二 の規定により貨物割に係る 当該超える額に相当する旧 法還付金等が還付された場 該 (当該徴収取扱費算定 加算されるべ 道府県に払い込むべ 当該旧法還付金 を超えるときは へき額が 同月に

の百匹、 四月及び五月に法第七十二条 金等が同年四月及び五月に還 当該超える額に相当する還付 規定によりなお従前の例によ 方税法等改正法附則第二条の 同月に二十九年旧地方税法第 道府県に払い込むべき貨物割 れた旧地方税法第七十二条の なお従前の例によることとさ 正法附則第二条の規定により 九年旧地方税法第七十二条の 等に相当する額が同月に二十 付されたものとみなし、 算した額) る場合にあつては、 により加算されるべき額があ 七十二条の百五第二 ることとされた旧地方税法第 七十二条の百五第二項及び地 として納付された額の総額 第三項及び地方税法等改 |第三項の規定により当該 を超えるときは、 一項の規定 これを加 同 年

条の七及び地方税法等改正法二十九年旧地方税法附則第九			
に払い込むべき譲渡割として			
三項の規定により当該道府県			
旧地方税法附則第九条の六第		一第一項	
従前の例によることとされた		第六条の十	
附則第二条の規定によりなお		る新令附則	
第三項及び地方税法等改正法		て適用され	
年旧地方税法附則第九条の六	定期間内	り読み替え	
、平成二十九年三月に二十九	、当該各徴収取扱費算	の規定によ	
(次項	(以下この条	第一項後段	
額			
月及び五月の徴収取扱費基礎			
費基礎額及び平成二十九年四		五条の十八	
平成二十九年三月の徴収取扱	徴収取扱費基礎額	新令第三十	
	間の次		
同年六月から八月まで	当該徴収取扱費算定期		
	間内		
同年四月及び五月	当該徴収取扱費算定期		
	費算定期間內		
	た日の属する徴収取扱		
同年四月及び五月	当該還付金等を還付し		

附則 則第九条の八第二項及び地方 法還付金等に相当する額を控 れた旧地方税法附則第九条の なお従前の例によることとさ 旧地方税法附則第九条の七の 合にあっては当該加算される 第九条の こととされた旧地方税法附則 定によりなお従前の例による 税法等改正法附則第二条の規 された場合にあつては当該旧 還付金等」 七に規定する還付金等をいう 正法附則第二条の規定により 第九条の七及び地方税法等改 れた二十九年旧地方税法附則 規定により譲渡割に係る還付 従前の例によることとされた 加算されるべき額がある場 以下この条において 第二 二十九年旧地方税法附 八第二項の規定によ 条の規定によりなお 部施行日前に還付さ という。 が還付 旧法

一 第	り読み替え 第一項後段												
- + 則 れ	えより、おけば、おけば、おけば、おけば、おけば、おけば、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	金額	徴収取扱費基礎額	二十二分の十	法	定期間内(当該各徴収取扱費算							
方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条のおお送前の例によることとされた旧地方税法附	費算定期間内に二十九年旧地二十九年二月までの徴収取扱平成二十八年十二月から平成	金額との合計額	徴収取扱費基礎額平成二十九年四月及び五月の	十九分の十	た法 (一部施行日以後に還付され	(同年四月及び五月	l 及l	を乗じて得た金額と同年四月	という。) に百分の〇・五五	年三月の徴収取扱費基礎額」	(次条において「平成二十九)の十七分の十に相当する額	べき額を加算した額とする。

当該徴収取扱費算定期間内に 額に相当する旧法還付金等が つては、 りなお従前の例によることと 改正法附則第二条の規定によ 当該徴収 条の六第三項及び地方税法等 二十九年旧地方税法附則第九 旧法還付金等に相当する額が 付された場合であつて、 を超えるときは、 されるべ の八第二項の規定により加算 された旧 条の八第一 として納付された額の総額 道府県に払い込むべき譲渡割 の六第三項 された旧 りなお従前の例によることと 改正法附則第二条の規定によ 渡割に係る旧法還付金等が還 二十九年旧地方税法附則第九 これを加算した額) 地方税法附則第九条 き額がある場合にあ 地方税法附則第九条 取扱費算定期間内に 一項及び地方税法等 の規定により当該 当該超える 当該

総額 り当該道府県に払い込むべき みなし、 び地方税法等改正法附則第二 税法附則第九条の八第二項及 こととされた旧地方税法附則 定によりなお従前の例による 税法等改正法附則第二条の規 則第九条の六第三項及び地方 旧法還付金等に相当する額が 付された場合であつて、 渡割に係る旧法還付金等が還 則第九条の七の規定により譲 同年三月に還付されたものと によることとされた旧地方税 条の規定によりなお従前の例 譲渡割として納付された額の 第九条の六第三項の規定によ 同月に二十九年旧地方税法附 ることとされた旧地方税法附 規定によりなお従前の例によ 方税法等改正法附則第二条の 方税法附則第九条の七及び地 (同月に二十九年旧地方 同月に二十九年旧地 当 該

収取扱費の支払につい収取扱費の支払につい			新令附則第 徴収	間の	当該徴	間内	当該	費質	た日	当該									_
附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の海収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱			徴収取扱費基礎額	次	以徵収取扱費算定期	1 31	当該徴収取扱費算定期	費算定期間內	た日の属する徴収取扱	当該還付金等を還付し									
附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴	(月及び五月の徴収取扱費基礎)	費基礎額及び平成二十九年四	平成二十九年三月の徴収取扱		同年六月から八月まで		同年四月及び五月			同年四月及び五月	条の七、	年四月及び五月に法附則第九	還付されたものとみなし、同	付金等が同年四月及び五月に	、当該超える額に相当する還	加算した額)を超えるときは	ある場合にあつては、これを	定により加算されるべき額が	法附則第九条の八第二項の規

表の下欄に掲げる字句とする。表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

		項	第三十五条	項の十七第一	第三十五条
			法第七十二条の百四		二十二分の十
算した額)を超えるときは、当該超える額に相当する還付の徴収取扱費算定期間内に還の徴収取扱費のでは、当該超れるとのとみなし、当該のでは、	物割として納付された額の総額(同年四月及び五月に法第により加算されるべき額がある場合にあつては、これを加る場合にあっては、これを加る場合にあっては、これを加る場合にあっては、これを加いる。	当該道府県に払い込むべき貨 電付された場合であつて、当 家還付金等に相当する額が同 年四月及び五月に法第七十二 条の百三第三項の規定により	法第七十二条の百四の規定に平成二十九年四月及び五月に		十九分の十

では、これを加算した では、これを加算した では、これを加算した では、これを加算した では、これを加算した では、これを加算した であっては、これを加算した であっては、これを加算した にあっては、これを加算した にあっては、これを加算した であっては、これを加算した にあっては、これを加算した			
等 正		項の十一第二	
平成二十九年四月及び五月に	法附則第九条の七	附則第六条	
		項の十一第一	
十九分の十	二十二分の十	附則第六条	
	定期間内の属する徴収取扱費算		
徴収取扱費算定期間内	還付金等を還付した日		
七十二条の百四			
徴収取扱費算定期間内に法第			

第一項後段 二十二分の十	に掲げる字句は、それぞれ同表の下十二の規定の適用については、次の	より読み替えて適用される新令附則第六条の十れる新令第三十五条の十七、新令第三十五条の	徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用さける平成二十九年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする	前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合におっておた地力消費利力に対力利益等改立法附具第ノ系の規定によりたまで	さいと地方肖貴弟又は地方兇去等女臣去付則等し条り5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前	定期間内の属する徴収取扱費算	還付金等を還付した日				
十 九 分 の 十		(令附則第六条の十一及び新令附則第六条の新令第三十五条の十八、同項後段の規定に)	後段の規定により読み替えて適用さの期間を徴収取扱費算定期間とする	税の納付額の払込みがある場合にお 」活所具第ノネの規算に 1 とたまだ	上去付則有人条り見定こよりなお従軍によりなお従前の例によることと	711		条の七 扱費算定期間内に法附則第九	たものとみなし、当該徴収取	取扱費算定期間内に還付され	同年六月から八月までの徴収

徴収取扱費算定期間内	還付金等を還付した日
に法第七十二条の百四、	
、当該徴収取扱費算定期間内	
内に還付されたものとみなし	
月までの徴収取扱費算定期間	
る還付金等が同年六月から八	
きは、当該超える額に相当す	
れを加算した額)を超えると	
額がある場合にあつては、こ	
の規定により加算されるべき	
税法第七十二条の百五第二項	
こととされた二十九年旧地方	
定によりなお従前の例による	
税法等改正法附則第八条の規	
十二条の百五第二項及び地方	
こととされた旧地方税法第七	
定によりなお従前の例による	
税法等改正法附則第二条の規	
七十二条の百五第二項、地方	
額(同年四月及び五月に法第	
物割として納付された額の総	
当該道府県に払い込むべき貨	
条の百三第三項の規定により	

月に法附則第九条の六第三項			
相当する額が同年四月及び五			
合であつて、当該還付金等に			
係る還付金等が還付された場			
条の七の規定により譲渡割に			
二十九年旧地方税法附則第九			
従前の例によることとされた			
附則第八条の規定によりなお		一第二項	
条の七及び地方税法等改正法		第六条の十	
とされた旧地方税法附則第九		る新令附則	
よりなお従前の例によること		て適用され	
等改正法附則第二条の規定に		り読み替え	
法附則第九条の七、地方税法		の規定によ	
平成二十九年四月及び五月に	法附則第九条の七、	第一項後段	
		一第一項	
		第六条の十	
		る新令附則	
		て適用され	
		り読み替え	
		の規定によ	
十九分の十	二十二分の十	第一項後段	
	定期間内		
	の属する徴収取扱費算		

大記 (記) 大田 (記)			1					1		1			1						1	1	. 1	e- 1	
	、これを加算し	るべき額がある場合に	第二項の規定により	旧地方税法附則第九条	によることとされた	の規定によりな	び地方税法等改正法	法附則第九条の八第	例によることとされ	一条の規定によりな	一項、地方税法等改正	五月に法附則第九条	れた額の総額(同年	込むべき譲渡割とし	規定により当該道府県	税法附則第九条の六第	こととされた二十九	によりなお従前の	法等改正法附則第	則第九条の六第	ることとされた旧地	規定によりなお従前	方税法等改正法附則第

二十二分の十」とあるのは、「十九分の十」とする。 二十二分の十」とあるのは、「十九分の十」とする。
十七第一項及び除則第六条の十一第
この項において同じ。)及び附則第六条の十二の規定の適用については
の十一(第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下
を含む。以下この項において同じ。)、第三十五条の十八、附則第六条
令第三十五条の十七(第一項後段の規定により読み替えて適用する場合
までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新
6 平成二十九年九月から十一月まで及び同年十二月から平成三十年二月
定期間内
の属する徴収取扱費算
還付金等を還付した日 徴収取扱費算定期間内
ï
定期間内に法附則第九条の七
とみなし、当該徴収取扱費算
算定期間内に還付されたもの
月から八月までの徴収取扱費
に相当する還付金等が同年六
超えるときは、当該超える額

第五条による改正(地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百六十一号))

改正後	改正前
(地方税法施行令の一部改正)	(地方税法施行令の一部改正)
第一条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次	第一条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次
のように改正する。	のように改正する。
目次中「第三十五条の四の五」を「第三十五条の四の六」に改める。	目次中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の四」に改める。
	第二条第二項第二号中「この項及び附則第十条第九項第一号において
	」を削り、「同法第二条第十五項」を「同条第十五項」に改める。
(中略)	(中略)
第二章第二節中第三十五条の四の五を第三十五条の四の六とし、第三	第二章第二節中第三十五条の四の三を第三十五条の四の四とし、第三
十五条の四の二から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ、第三	十五条の四の二を第三十五条の四の三とし 、第三
十五条の四の次に次の一条を加える。	十五条の四の次に次の一条を加える。
(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴	(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴
収猶予の申請手続等)	収猶予の申請手続等)
第三十五条の四の二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する合意	第三十五条の四の二 法第七十二条の五十七の二第一項に規定する合意
がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、	がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、
同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合	同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合
に該当する旨を通知した日とする。	に該当する旨を通知した日とする。
一及び二 略	一及び二 略
三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に	三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に
関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が	関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が

るものでないとき。 行われた場合において、 当該合意の内容が当該所得税の額を変更す

2

3 うとする者は、 を道府県知事に提出しなければならない。 したことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、 法第七十二条の五十七の二第一項の規定による徴収の猶予を受けよ 次に掲げる事項を記載した申請書に、 同項の申立てを

当該猶予を受けようとする事業税の納税義務者の氏名及び主たる

事務所又は事業所の所在地

(中略)

略

第四十八条の九の十八の次に次の一条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税

の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の九の十九 合に該当する旨を通知した日とする。 合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合と 同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場 法第三百二十 一条の七の十二 一第 項に規定する

同条第 場合を除く。 議をいう。 に至らないと国税庁長官が認める場合 相互協議 項に規定する合意 以下この項において同じ。)を継続した場合であつても (法第三百二十一条の七の十二 において 国税庁長官が当該相互協議に係る条約相 (以下この項において 二第 (同条第四項各号に掲げる 項に規定する相互協 一合意」 という。

> 行われた場合において、 るものでないとき。 当該合意の内容が当該所得税の額を変更す

2 略

3

うとする者は、 を道府県知事に提出しなければならない。 したことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、 法第七十二条の五十七の二第一項の規定による徴収の猶予を受けよ 次に掲げる事項を記載した申請書に、 同項の申立てを

事務所又は事業所の所在地及び個人番号 当該猶予を受けようとする事業税の納税義務者の氏名、 主たる

略

(中略)

第四十八条の九の十七の次に次の一条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における市町村民税の 所得

割の徴収猶予の申請手続等)

第四十八条の九の十八 合に該当する旨を通知した日とする。 合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合と 同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場 法第三百二十一条の七の十 第 項に規定する

同条第 場合を除く。 議をいう。 に至らないと国税庁長官が認める場合 相互協議 項に規定する合意 以下この項において同じ。) (法第三百二十一条の七の十二 において 国税庁長官が当該相互協議に係る条約相 (以下この項において を継続した場合であつても 一第 (同条第四項各号に掲げる 項に規定する相 「合意」 という。 ′互協

、当該権限ある当局の同意を得たとき。おいて同じ。)の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし手国等(同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項に

- るものでないとき。

 一方われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更す
 関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が
 三 租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に
- | 用する。 | には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合におには、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合におり担保を徴する場合
- 和を市町村長に提出しなければならない。 をしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、こ ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立て のは、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立て
- |所|| 当該猶予を受けようとする市町村民税の納税義務者の氏名及び住
- にその年度及び納期限 二 法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する市町村民税額並

び

- 、当該権限ある当局の同意を得たとき。おいて同じ。)の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし手国等(同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項に
- 、国税庁長官が同意をしたとき。
 「一長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税
- るものでないとき。

 「行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更す関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が国税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に
- | 用する。 | 用する。 | 田する。 | 田する。 | 法第三百二十一条の七の十二第二項の規定により担保を徴する場合にお
- 個人番号 当該猶予を受けようとする所得割の納税義務者の氏名、住所及び
- の年度及び納期限 二 法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する所得割額並びにそ

三 前号の市町村民税額のうち当該猶予を受けようとする金額

兀 三

前号の所得割額のうち当該猶予を受けようとする金額

当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、

第十六条第

項各号に掲げる担保の種類

数量、

価額及び所在

(そ

の期間が三月を超える場合には、

その申請時に提供しようとする法

かつ、

当該猶予

兀 担保に関し参考となるべき事項 たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所) 第十六条第 の期間が三月を超える場合には、 の担保が保証人の保証であるときは、 事情があるときは、 該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、 項各号に掲げる担保の種類 その事情 (担保を提供することができない特 その申請時に提供しようとする法 保証人の名称又は氏名及び主 数量、 価額及び所在 かつ、 当該猶予 その他 (そ

(中略

(中略)

別の事情があるときは、その事情)

担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特

たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所)

の担保が保証人の保証であるときは、

保証人の名称又は氏名及び主

その他

項、 十六項、第十七項及び第十九項」に改める。 項」を「同条第九項」に、 第七項ただし書又は第四十八条の十三第八項ただし書」に、 第六項ただし書又は第四十八条の十三第七項ただし書」を「第九条の七 十三第三十項」に、 第五十七条の二中「第四十八条の十三第二十九項」を「第四十八条の 第十六項及び第十八項」を「同条第十項、 「同条第七項」を「同条第八項」に、 「同条第九項、第十二項、第十三項、第十五 第十三項、 第十四項、 「第九条の七 「同条第八 第

に改め、 から」を加える。 条から」を削り、「第十一条の六、第十二条の二」を「第十一条の六. 第五十八条中「第十項」を「第十四項」に改め、 「第十七条から」の下に「第二十九条の八まで、第三十条の二 「第六条まで、 第八

(後略)

(後略

十五条の四の六第

項」

に改める。 一項中

第五十七条の二

の五第二

第三

一十五条の四の五第二

項」

を

第二

附 則

(施行期日

第 各号に掲げる規定は、 条 この政令は、 平成二十七年四月一日から施行する。 当該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の

略

兀 四号、 二の次に一条を加える改正規定、 税法施行令第百十 百十二条第 く。)、同令第九条の九の四第三項第四号、 八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」を「この項及び第四 算した額 同条第七項中「計算した額(以下この条、第四十八条の十三」を 十二号の七の四」 分に限る。)、 規定(「第九条の七第十九項」を「第九条の七第二十項」に改める部 分並びに第七号の二に掲げる部分を除く。 十二条の三第四項第四号並びに第三十五条の五第一項第二 十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」に改める部分を除 第一条中地方税法施行令第六条の九の二の次に一条を加える改正規 同 同令第七条の三の二の改正規定、同令第八条の十二第二項の改正 令第一 第十条第二項及び第三項、 (以下この項、 一項第一号の項の次に次のように加える部分及び同表法人 一十条の三の改正規定 同令第九条の七の改正規定(同条第二項中「第二条第 を「第二条第十二号の七の二」に改める部分並びに 一条第十二 同条」に改める部分及び「この条及び第四十 二項第三号の項の次に次のように加える部 同令第四十八条の十三の改正規定(第三十二条の二第四項第四号、 (同条第 第九条の九の五第三項第 項 同令第四十六条の二の の表法人税法施 一号の改正規 行令第 第三 計

附 則

(施行期日

第一条 各号に掲げる規定は、 この政令は、 平成二十七年四月一日から施行する。 当該各号に定める日から施行する。 ただし、 次

略

兀

四号、 定 規定(「第九条の七第十九項」を「第九条の七第二十項」に改める部 定、 十二条の三第四項第四号並びに第三十五条の五第 く。)、同令第九条の九の四第三項第四号、 十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」 八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」を 算した額 同条第七項中「計算した額(以下この条、第四十八条の十三」を 十二号の七の四」 分に限る。 第一条中地方税法施行令第六条の九の二の次に一条を加える改 同令第七条の三の二の改正規定、 第十条第二 (以下この項、 同令第九条の七の改正規定 一項及び第三項、 を「第二条第十二号の七の二」に改める部分並びに 同条」に改める部分及び「この条及び第四 第三十二条の二第四項第四号、 同令第八条の十二第二項の改正 (同条第二項中「第二条第 第九条の九の五第三項第 項 に改める部分を除 「この項及び第四 第一 一号の)改正規 第三 Ē

二の次に一条を加える改正規定、 同令第四十八条の十三の改正規定 同令第四十六条の二の 六 五 削 除

に限る。 号の四」に改める部分及び 日 区並びに」に、 並びに同令附則第十五条第五項の改正規定(「特別区及び」を「特別 条の六、第十二条の二」を「第十一条の六」に改める部分に限る。 五十七条の二の改正規定並びに同令第五十八条の改正規定(「第十一 の十五の三第三項第四号、 条第十二号の十四」 同条第二十項中「第二条第十二号の七の三」を 「同条第十二号の七の二」 に改める部分、 並びに附則第四条及び第六条の規定 「区の区域」 同条第九項中 に、 「同法第二条第十二号の四」 に改める部分を除く。)、 同項第一号中 第四十八条の十五の四第三項第四号及び第 を「区及び総合区の区域」 「同法第二条第十二号の十四」 「同条第十二号の七の四」 「第二条第十二号の 平成二十八年四月 を「同条第十二 同令第四十八条 に改める部分 同 を 七

に限る。 日 条の六、第十二条の二」 の十五の三第三項第四号、 号の四」に改める部分及び同項第一号中 区並びに」に、 並びに同令附則第十五条第五項の改正規定(「特別区及び」を「特別 五十七条の二の改正規定並びに同令第五十八条の改正規定(「第十一 条第十二号の十四」に、 同条第二十項中「第二条第十二号の七の三」を 「同条第十二号の七の二」に改める部分を除く。)、 に改める部分、 並びに附則第四条及び第六条の規定 「区の区域」 同条第九項中 を「第十一条の六」に改める部分に限る。 「同法第二条第十二号の四」 第四十八条の十五の四第三項第四号及び第 を「区及び総合区の区域」 「同法第二条第十二号の十四」 「同条第十二号の七の四」 「第二条第十二号の 平成二十八年四月 を「同条第十二 同令第四十八 に改める部分

五略

六 条第七 第九条の改正規定、 正規定 条の二十 人税法施行令第百十二条第]連結事業年度] 令第八条の 第 を 項」 同 同 (「のうち同条第十五項」 条第十五項 項 中地方税法施行令第八条の十五の改正 及び第八 に改める部分を除く。 Ó に改める部分に限る。 の改正規定 条の一 Ó 同令第一 基因して同条第七項」 一十二の改正規定 一十条の三の改正規定 項第 「同項の」 「前九年内連結事業年度」 を 号の項の次に次のように加える部 「のうち法第五十三条第十五 に改める部分を除く。 同令第八条の十六の改正 同令第八条の十九、 同 を 規定 令第八条の二 「基因して法第五 (同条第二項の 「同条第五 应 規 前 表法 同令 項」 一の改 第八 十年 定 十二 項 \mathcal{O}

七 第一条中地方税法施行令目次の改正規定、同令

七

中第三 規定 規定及び 部分を除く。 び同条第五項中 同条第二項中「、 の次に一条を加える改正規定、 二から第三十五条の四の四までを一条ずつ繰り下げ、 十八条の九の二第五項」 以下この条及び第四十八条の九の二」を「残額 二」を「計算した額 が規定 「係る法第三十七条の三」を「係る同条」に改める部分及び 第六条の十四第一 (同条第四項中 十五条の 同令第五十七条の二の五第二 平成三十年一 匹 「係る法第三百十四条の八」 法第三百十四条の八」を「、 同令第四十八条の九の十八 の五を第三十五条の四の六とし、 「計算した額 月一 (以下この項並びに同条第二項及び第五項」に、 項第四号の改正規定、 に改める部分を除く。 日 同令第四十八条の九の二の改正規定 (以下この条及び第四十八条の九 一項の改正規定並びに附則第十条 同令第七条の十九 を の次に 同条」)、同令第二章第二節 「係る同条」 (以下この項及び第四 第三十五条の 条を加える改正 に改める部分及 第三十五条の に改める 「残額 0 匹 改 兀 \mathcal{O} 正

七の二 項の」 十年内連結事業年度」 十三条第七項」 同令第八条の十八の改正規定 を 第 「同項の」 条中地方税法施行令第八 に改める部分を除く。 に に改める部分に限る。 「基因して同条第七項」 条の十五 「前九年内連結事業年度」 同令第八条の十六の の改正規 を 同令第八条の十九、 「基因して法第五 定 同 改正 を 条第五

> ように加える部分を除く。 分及び 平成 同 二十九年四月一 表法人税法施行令第百十二条第十二 並びに同令第二 一項第三号の 十 一条第 項 項 の改正 0 次に次の 規定

規定 改 部分を除く。 び同条第五項中 同条第二項中「、 の次に一条を加える改正規定、 二を第三十五条の四の三とし 中第三十五条の 十八条の九の二第五項」 以下この条及び第四十八条の九の二」を「残額 二」を「計算した額 及び第六条の十四第一項第四号の改正規定、 「係る法第三十七条の三」を「係る同条」に改める部分及び 近規定 第一条中地方税法施行令目次の改正規定、 (同条第四項中「計算した額 四の三を第三十五条の四の四とし、 並 「係る法第三百十四条の八」 法第三百十四条の八」を「、 びに同令第四十八条の九の十七の次に (以下この項並びに同条第二項及び第五項」 に改める部分を除く。 同令第四十八条の九の二の改正規定 (以下この条及び第四十八条の 同令第七条の十九の 同令第一 を 同条」 (以下この項及び第 「係る同条」 同令第二章第二節 第三十五条の 二条第 に改める部分及 第三十五条の 一条を加える 項 に改める 残額 第 に、 兀 九 改 二号 兀 \mathcal{O}

平成三十年一月一日

正規定 項」に、 の改正 十年内 第二項の 法人税法施行令第百十二条第七項の項中 表法人税法第五十七条第二項の項及び法人税法第五十七条第七 同令第九条の改正規定 第八条の二十 分、 十年」 「前九年内事業年度」 を 規定 事業年度」 同 項中 前 表法 平 「同条第十五項の」 ·成三十年四月一日 に改める部分に限る。 十年内事業年度」 (「のうち同条第十五項」 人税法施行令第百十二条第七項の項中 一及び第八条の二十二 前九年内事業年度」 に改める部分 を「前十年内事業年度」 同令第一 を に改める部分及び同条第三 「同項の」 一十条の三の改正 同条第二項の表法人税法第五十七条 一の改正規定 を 並びに同令第二十 を 「前十年内事業年度」 「前九年内事業年度」 「のうち法第五十三条第十五 に改める部分を除く。 に改める部分、 規定 同令第八条の二十四 前九年内 一条第 項中 (同条第 に改める 項の改]事業年 項の を 九 年 同表 項 項 0

八~十一 略

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第四条 改正法附則第十二条第四項の規定による申告書の提出について、第四条 改正法附則第十二条第六項の納期限(納期限の延長があつたときは、予第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日」とあるのは、「当該納付第二条)附則第十二条第四項の規定による申告書の提出について、

八~十一 略

.

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第四条 改正法附則第十二条第四項の規定による申告書の提出について、第四条 改正法附則第十二条第四項の規定による申告書の提出について、

2 は 定める日」とあるの が 規定による申告書の提出について、 を改正する法律 ついては、 て読み替えて準用する同条第六項の納期限 改正法 あった場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の その延長された納期限) 附 同条第一 .則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第四 (平成二十七年法律第二号) 二号中 は、 「次に掲げる場合の区分に応じ、 「当該納付すべき税額に係る地方税法等の 」とする。 平成二十九年五月一日後にその (納期限の延長があつたとき 附則第十二条第十項にお それぞれ次に 適用に 提出 項 部 11 0

3 きは、 を改正する法律 定める日」とあるのは、 が 0) いて読み替えて準用する同条第六項の納期限 ついては、 あった場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用に 規定による申告書の提出について、 改正法附則第十二条第十二項において読み替えて準用する同条第四項 その延長された納期限)」とする。 同条第二号中 (平成二十七年法律第二号) 「次に掲げる場合の区分に応じ、 「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部 平成三十年五月一日後にその提出 附則第十二条第十二項にお (納期限の延長があつたと それぞれ次に 3

4 において読み替えて準用する同条第六項の納期限 用につい 0) 次に定める日」 部 |出があった場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の 規定による申告書の提出について、 改正法附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第四項 を改正する法律 ては、 とあるのは、 同条第二号中 (平成二十七年法律第二号) 「次に掲げる場合の区分に応じ、 「当該納付すべき税額に係る地方税法等 平成三十一年四月三十日後にその 附則第十二条第十四項 (納期限の延長があ それぞれ 0 適 Ó

> 2 は、 て読み替えて準用する同条第六項の納期限 を改正する法律 定める日」とあるのは、 ついては、 が 規定による申告書の提出につい あった場合における新令 改正法附則第十二条第十項において読み替えて準用する同条第四 その延長された納期限) 同条第二号中 (平成二十七年法律第二号) 「次に掲げる場合の区分に応じ、 「当該納付すべき税額に係る地方税法等の 」とする。 て、 平成二十九年五月 第三十九条の十四の (納期限の延長があつたとき 附則第十二条第十項に 一日後にその それぞれ 規定 適 次に お 提 用 項 部 \mathcal{O}

きは、 いて読み替えて準用する同条第六項の納期限 を改正する法律(平成二十七年法律第二号) 定める日」とあるのは、 ついては、 があった場合における新令 の規定による申告書の提出について、 改正法附則第十二条第十二項において読み替えて準用する同条第 その延長された納期限)」とする。 同条第二号中 「当該納付すべき税額に係る地方税法等の 「次に掲げる場合の区分に応じ、 平成三十年五月一日後にその 第三十九条の十四の規定の 附則第十二条第十二項 (納期限の延長があつたと それぞれ次に 適 提出 用 兀 に

4 において読み替えて準用する同条第六項の納期限 次に定める日」 用については、 提出があった場合における新 \mathcal{O} 部を改正する法律 規定による申告書の提出について、 改正法附則第十二条第十四項において読み替えて準用する同条第四 とあるのは、 同条第二号中 (平成二十七年法律第二号) 「次に掲げる場合の区分に応じ、 「当該納付すべき税額に係る地方税法 平成三十一年四月三十日後にその 第三十九条の十四 附則第十二条第十四 (納期限の延長があ の規定の それぞれ 0 \mathcal{O}

たときは、その延長された納期限)」とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

- 2 いては、 読み替えて準用する同条第六項の納期限 改正する法律 める日」とあるのは、 があった場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用につ 規定による申告書の提出について、 その延長された納期限)」とする。 改正法附則第二十条第十項において読み替えて準用する同条第四項の 同条第二号中 (平成二十七年法律第二号) 「次に掲げる場合の区分に応じ、 「当該納付すべき税額に係る地方税法等の 平成二十九年五月一日後にその提出 (納期限の延長があつたときは 附則第二十条第十項において それぞれ次に定 一部を 2
- める日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部をいては、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定があった場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用につの規定による申告書の提出について、平成三十年五月一日後にその提出の規定法附則第二十条第十二項において読み替えて準用する同条第四項

たときは、その延長された納期限)」とする。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

平成二十八年五月二日後にその提出があった場合における新令 第六条 改正法附則第二十条第四項の規定による申告書の提出について、

の延長された納期限)」とする。
「等五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる一第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる」とあるのは、「当該納付する。

- 読み替えて準用する同条第六項の納期限 改正する法律 める日」とあるのは、 い があった場合における新令 規定による申告書の提出について、 ては、 その延長された納期限)」とする。 改正法附則第二十条第十項において読み替えて準用する同条第四 同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、 (平成二十七年法律第二号) 「当該納付すべき税額に係る地方税法等の 平成二十九年五月一日後にその 第五十三条の五の規定の適用 (納期限の延長があつたときは 附則第二十条第十項におい それぞれ次に定 部 提 に 項 て
- 3 める日」とあるのは、 1 が の規定による申告書の提出について、 ては、 あった場合における新令 改正法附則第二十条第十二項において読み替えて準用する同条第四 同条第二号中 「次に掲げる場合の区分に応じ、 「当該納付すべき税額に係る地方税法等の 平成三十年五月一日後にその 第五十三条の五の それぞれ次に定 規定の適用に 一部 提出 0

は、その延長された納期限)」とする。
て読み替えて準用する同条第六項の納期限(納期限の延長があつたとき改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第二十条第十二項におい

4 改正法附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第四項 4 ときは、その延長された納期限)」とする。

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

第十条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令

部を次のように改正する。

第百三

一十三号)

に 附則第四 第三十五条の四の五第一 |条第 項 中 「第三十五条の四の四」 項 を 「第三十五条の四の六第一 を 「第三十五条の 四 項 0 五

に改める。

は、その延長された納期限)」とする。て読み替えて準用する同条第六項の納期限(納期限の延長があつたとき改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第二十条第十二項におい

ときは、 おいて読み替えて準用する同条第六項の納期限 部を改正する法律(平成二十七年法律第二号) に定める日」とあるのは、 については、 提出があった場合における新令 の規定による申告書の提出について、 改正法附則第二十条第十四項において読み替えて準用する同条第四 その延長された納期限)」とする。 同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、 「当該納付すべき税額に係る地方税法等 平成三十一年四月三十日後にその 第五十三条の五の規定の適 附則第二十条第十四 (納期限の延長があつた それぞれ |項に 0 項 次

第六条による改正(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号))

改正後	改	正前
(特別区財政調整交付金の総額)	(特別区財政調整交付金の総額)	飲)
第二百十条の十 地方自治法第二百八十二条第一項に規定する特別区財政	第二百十条の十 地方自治法第二	地方自治法第二百八十二条第一項に規定する特別区財政
調整交付金(以下「交付金」という。)の総額は、同条第二項に規定す	調整交付金(以下「交付金」	(以下「交付金」という。) の総額は、同条第二項に規定す
る地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及	る地方税法第五条第二項に掲げ	る地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及
び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定により都が課するものの	び第二項第二号	の規定により都が課するものの
収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額に同条第四項に規定す	収入額	
る政令で定める率を乗じて得た額を統計法(平成十九年法律第五十三号		
)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表され		
た結果による各市町村及び特別区の従業者数で按分して得た額のうち特		
別区に係る額との合算額に条例で定める割合を乗じて得た額(次条第二	に条:	に条例で定める割合を乗じて得た額(次条第二
項及び第三項において「交付金総額」という。)とする。	項及び第三項において「交付金総額」という。)とする。	室総額」という。) とする。
(交付金の交付)	(交付金の交付)	
第二百十条の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規	第二百十条の十二 普通交付金は、	は、地方自治法第二百八十一条第二項の規
定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費に	定により特別区が処理すること	定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費に
つき、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十一条から第	つき、地方交付税法(昭和二-	(昭和二十五年法律第二百十一号)第十一条から第
規定する算定方法におおむね準ず	十三条までに規定する算定方法	十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定し
という。)が、地方税法 第七百三十六条第一	という。)が、地方税法第一名	地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一

別区が課する税」という。)、同法第七百三十四条第三項において第五条第二項の規定により特別区が課する税(以下この項において「特項の規定により読み替えられた同法第一条第二項において準用する同法

付金 燃料譲与税の額並びに道路交通法 空機燃料讓与税法 同法第百七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされ 条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交 する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するもの 割交付金」という。 譲与するものとされる地方揮発油譲与税 百十三号)、 る環境性能割に 譲渡所得割交付金」という。)、 とされる株式等譲渡所得割に係る交付金 金」という。 るものとされる配当割に係る交付金 交付するものとされる利子割に係る交付金 一項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付 準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定により特別区に交付 (以下この項において「地方消費税交付金」という。)、同法第百三 という。 (以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。) 用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に 自動車重量譲与税法 の収入額並びに地方揮発油譲与税法 係る交付金 同法第七百三十四条第三項におい (和四十七年法律第十三号) 同法第七百三十四条第三項におい (以下この項において 同法第七十二条の百十五第一項及び第 (昭 (昭和三十五年法律第百五号) (以下この項におい 「和四十六年法律第九十号) (以下この項において「株式等 自動車重量譲与税及び航空機 (以下この項にお の規定により特別区に 環境性能割交付金 (昭和三十年法律第 て 「配当割交付 いて 附則第 及び航 並びに 準用 利子

項の規定による読替えをして

準用する同法

第五条第二項の規定により特別区が課する税

燃料譲与税の額並びに道路交通法 付金 譲与するものとされる地方揮発油譲与税 空機燃料讓与税法 百十三号)、 金」という。 る自動車取得税に係る交付金 同法第百四十三条第一 条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交 金 二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付 譲渡所得割交付金」という。)、同法第七十二条の百十五第一 とされる株式等譲渡所得割に係る交付金 する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するも るものとされる配当割に係る交付金 て準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定により特別区に交付; 割交付金」という。 交付するものとされる利子割に係る交付金 えをして準用する同法第七十一条の二十六第 金」という。)、 (以下この項において「地方消費税交付金」という。)、 (以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。)の収入額並びに地方揮発油譲与税法 自動車重量譲与税法 同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用 (昭和四十七年法律第十三号) 項 同法第七百三十四条第三項において読替えをし の規定により特別区に交付するものとされ (以下この項において 同法第七百三十四条第 (昭 (昭和三十五年法律第百五号) (以下この項におい 「和四十六年法律第九十号) (以下この項において「 自動車重量譲与税及び航空機 (以下この項において 一項の規定により の規定により特別 「自動車 (昭和三十年法律 て 項 配当 同法第百三 取得 お 項及び第 特別 及び航 並びに 株式 税 割 附 「利子 交付]則第 区に 交付 区に 読

項 見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、 地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし 0) 割 0 0 付 兀 特別交付金の額につき、 百分の八 あ 十六条第 及び第 る算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額 つては同項の環境 ゴ 七十五の率を百分の八十五とし、 |交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の 収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、 率を百分の八十五とし、 金にあつては同条第一 条第二 ル フ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の 項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、 + 五とし、 項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策 1十条の 性能割交付金 十五において 同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条に規定 項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五 特別区が課する税にあつては地方交付税法第十 配当割交付金にあつては同項の配当割交付 「基準財政収入額」という。) の収入見込額の百分の七十五の率を 地方消費税交付金にあつては同 環境性能割交付 株式等譲渡所得 利子割 を超え 金 収入 百分 項 次 に 0 金 交

2 交付金の 0 政 合算額 需 各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、 という。 要額 総額を超える場合においては、 が基準財政収入額を超える額 (以下この)とする。 章において ただし、 「財源不足額合算額 各特別区について算定した財源不足額 (以下この項におい 次の式により算定した額とする 当該特別区の基準財 という。 て 財 が普 源不足 通

る特別区に対して、

次項に定めるところにより交付する。

る特別区に対して、

次項に定めるところにより交付する。

の七十五の率を百分の八十五とし、 下 百分の八 あ 見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、 地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五 割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の 0 \mathcal{O} 付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百 四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、 特別交付金の額につき、 十六条第一 ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の 率を百分の八十五とし、 る算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額 つては同項の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の率 収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、 + 五とし、 項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対 同条第一 特別区が課する税にあつては地方交付税法第 配当割交付金にあつては同項の配当割交付 項及び第三項並びに同法附則第七 「基準財政収入額」という。 地方消費税交付金にあつては 自 動車取得税交付 株式等譲渡 分の 条に 利 を超 七十 同 子 規定 金に とし 所得 百 収 項 以 金 交

2 交付金の総額を超える場合においては、 \mathcal{O} 額」という。)とする。 政 合算額 需要額が基準財政収入額を超える額 各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、 (以下 ただし、 各特別区について算定した財源不足 財源不足額合算額 (以下この項におい 次の式により算定した額とする 当該特別区の という。 て 財 基 が 源 普 不 進 通 足 財

3及び4 略	3及び4 略
要額の合算額	
基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区の基準財政需	
財源不足額合算額一普通交付金の総額	
当該特別区の財源不足額ー当該特別区の基準財政需要額×	
	c

第七条による改正(地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号))

	第十三条第一号イ	第十条	の 特例	
	イ開・第十四条	それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。については、次の表の上欄に掲げる規定出条	平成二十五年度!	改 正
の適用がないものとし 例交付金等の地方特 の特別措置に関する法 十七号)第八条第一項 及び地方税法等の一部 三号)第九条の規定に よる廃止前の地方法人	附則第七条の二の規定	、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は十条 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	平成二十五年度における標準的な規模の収入の額	後
	第十三条第一号イ	第十条 平成二十	の特例)の特例)則	76-
	第十四条	表の下欄に掲げる字句とする。、次の表の上欄に掲げる規定由十四年度及び平成二十五年度に	び平成二十五年度におけ	改正
を場合における地方特 例交付金等の地方財政 の特別措置に関する法 律 (平成十一年法律第 十七号) 第八条第一項 及び 地方法人	附則第七条の二の規定	の下欄に掲げる字句とする。次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は四年度及び平成二十五年度における第十三条の規定の適	年度及び平成二十五年度における標準的な規模の収入の額	前

第十三条第一号イ	第十一条 平成二十六年度から	の額の特例)										
第十四条	る字句は、それぞれ同表については 、、、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	から平成二十八年度まで	略	3	同条							
附則第七条の二及び第 七条の三の規定の適用 がないものとした場合 における地方特例交付 金等の地方財政の特別	中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。規定の適用については 、次の表の上欄に掲げる規定中平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における第十	3額の特例)(平成二十六年度から平成二十八年度までにおける標準的な規模の収入(平成二十六年度から平成二十八年度までにおける標準的な規模の収入		法第十四条	読替え後の地方交付税	の地方交付税法第十四	条において「読替え後	法第十四条(以下この	替えられた地方交付税	九条の規定により読み	律第二十五号)第三十	措置法(平成二十年法
第十三条第一号イ	同表の中欄に掲げる字句は、三条の規定の適用については	の額の特例)(平成二十六年度以後										
第十四条	に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定は成二十六年度以後	以後	略	on a	同条							
附則第七条の二及び第 七条の三の規定の適用 における地方特例交付 における地方特例交付	表の下欄に掲げる字句とする。次の表の上欄に掲げる規定中の各年度における第十	における標準的な規模の収入		法第十四条	読替え後の地方交付税	の地方交付税法第十四	条において「読替え後	法第十四条(以下この	替えられた地方交付税	九条の規定により読み	律第二十五号)第三十	措置法(平成二十年法

第十二条 特例) (平成二十九年度及び平成三十年度における標準的な規模の収入の額の 平成二十九年度及び平成三十年度における第十三条の規定の適 同条 略 成十一年法律第十七号 いて「読替え後の地方 四条(以下この条にお れた地方交付税法第十 規定により読み替えら 等に関する暫定措置法 止前の地方法人特別税 法第十四条 読替え後の地方交付税 いう。) 交付税法第十四条」と 十五号) 第三十九条の 第九条の規定による廃 十八年法律第十三号) する等の法律 方税法等の一部を改正 (平成二十年法律第二 第八条第一項及び地 (平成) 同条 略 四条(以下この条にお 規定により読み替えら れた地方交付税法第十 等に関する暫定措置法 成十一年法律第十七号 法第十四条 読替え後の地方交付税 交付税法第十四条」と いて「読替え後の地方 十五号) 第三十九条の いう。) (平成二十年法律第二 第八条第一項及び 地方法人特別税

、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は

第十三条第一号口	第 十 三 条 第 一 元	
地方交付税法第十四条	第 十 匹 条	第一回に 一十十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
読替え後の地方交付税法第十四条	世条の三の規定の適用 一における地方特例交付 一における地方特例交付 金等の地方財政の特別 一方税法等の一部を改正 一方税法等の一部を改正 一方で付税法等の一部を改正 一方交付税法等の一部を改正 一方交付税法第十二条第三項 一方交付税法第十二条第三項 一方交付税法第十四条(以下この条に 一方交付税法第十四条(以下この条に 一方交付税法第十四条」	寸 川等 コミンニスド 等

			第		ら 第		
			第十三条第五号		ら第四号まで 第十三条第二号か		
基準財政収入額			号) 和二十二年政令第十六 地方自治法施行令(昭	同条	同法第十四条	同条	
基準財政収入額(地方 交付税法附則第七条の 二第二項及び第七条の 三第二項に規定する算	二年政令第十六号)附別第七条の四の規定により読み替えられた同	治法施行令(昭和二十一年政令第九十五号	する法律施行令(平成方財政の特別措置に関地方特例交付金等の地	法第十四条	法第十四条	法第十四条法第十四条	法第十四条

第十三条第一号イ 第十四条 附則第七条の三の規定の	字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。ついては、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる第十三条 平成三十一年度以後の各年度における第十三条の規定の適用に	三	した額が さする額 とする。 とする。 とする。 とする。
附則第七条の二及び第 七条の三の規定の適用 における地方特例交付 における地方財政の特別 金等の地方財政の特別 者置に関する法律(平 成十一年法律第十七号 成十一年法律第十七号	の中欄に掲げるの規定の適用に	明の 特例)	とする。) とする。) とする。)

二年政令第十六号) 附		
治法施行令(昭和二十		
読み替えられた地方自		
)第二条の規定により		
十一年政令第九十五号		
する法律施行令(平成	号)	
方財政の特別措置に関	和二十二年政令第十六	
地方特例交付金等の地	地方自治法施行令(昭	第十三条第五号
法第十四条		
読替え後の地方交付税	同条	
法第十四条		ら第四号まで
読替え後の地方交付税	同法第十四条	第十三条第二号か
法第十四条		
読替え後の地方交付税	同条	
法第十四条		
読替え後の地方交付税	地方交付税法第十四条	第十三条第一号口
法第十四条		
読替え後の地方交付税	同条	
°)		
税法第十四条」という		
「読替え後の地方交付		
(以下この条において		
地方交付税法第十四条		

「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条十二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、	より読み替えられた第十三条第十三条各号」とあるのは、	「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条十二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、
第十二条 平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における第二	度 における第二	第十四条 平成二十八年度及び平成二十九年度
起債許可団体となる額の特例)		起債許可団体となる額の特例)
(平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における赤字により	における赤字により	(平成二十八年度及び平成二十九年度
	とする。)	
	当する額を加算した額	
	にあつては当該額に相	
	控除した額がある場合	
	、当該算定方法により	
	る額を控除した額とし	
	つては当該額に相当す	
	した額がある場合にあ	
	る算定方法により加算	
	定方法におおむね準ず	
	三第二項に規定する算	
	二第二項及び第七条の	
	交付税法附則第七条の	
	基準財政収入額(地方	基準財政収入額
	令	
	より読み替えられた同	
	則第七条の四の規定に	

第十六条 第十五条 第十七条 経費) 則第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。 適用については なる額の特例 各号」とする。 十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。 については、 一 <u>~</u> 五. 団体が負担するものは、 (平成三十二年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例 (土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき (平成三十年度及び平成三十一年度における赤字により起債許可団体と 平成三十年度及び平成三十一年度における第二十二条の規定の 法第十条の四第七号に掲げる経費のうち、 略 平成三十二年度以後の各年度における第二十二条の規定の 当分の間、 同条中 次に掲げるものとする。 同条中「第十三条各号」とあるのは、 「第十三条各号」とあるのは 当分の間、 地方公共 「附則第 適用 附 第十四条 第十三条 経費) (土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき 則第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。 適用については、 なる額の特例 各号」とする。 一 5 五 団体が負担するものは、 (平成三十年度以後 平成三十年度以後の各年度 法第十条の四第七号に掲げる経費のうち、 略 当分の間、 次に掲げるものとする。 同条中「第十三条各号」とあるのは における赤字により起債許可団体と における第二十二条の規定 当分の間、 地方公共

附

第八条による改正(国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号))

川第三十一名	21 地方税法等の	1 分 20 略	附則	
ためる支払金に 栄第九項又は第	の一部を改正する			改
二項の政令で定める支払金に含まれるものとする。附則第三十一条第九項又は第十三項の規定による支	る等の法律(平			正
で定める支払金に含まれるものとする。一条第九項又は第十三項の規定による支払金は、法第二条第	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)			後
		1 分 20 略	附則	
				改
				正
				前

附則第十七条による改正(税理士法施行令(昭和二十六年政令第二百十六号))

改正後	改正前
(税理士業務の対象としない租税)	(税理士業務の対象としない租税)
第一条 税理士法(以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で	第一条 税理士法(以下「法」という。)第二条第一項に規定する政令で
定める租税は、印紙税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、	定める租税は、印紙税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、
関税、とん税、特別とん税及び狩猟税並びに法定外普通税(法第二条第	関税、とん税、特別とん税及び狩猟税並びに法定外普通税(法第二条第一
一項に規定する法定外普通税をいい、地方税法(昭和二十五年法律第二	一項に規定する法定外普通税をいい、地方税法(昭和二十五年法律第二
百二十六号)第一条第二項において準用する同法第四条第三項若しくは	百二十六号)第一条第二項において準用する同法第四条第三項若しくは
第五条第三項の規定又は同法第七百三十四条第六項の規定によつて課す	第五条第三項の規定又は同法第七百三十四条第五項の規定によつて課す
る普通税を含む。)及び法定外目的税(法第二条第一項に規定する法定	る普通税を含む。)及び法定外目的税(法第二条第一項に規定する法定
外目的税をいい、地方税法第一条第二項において準用する同法第四条第	外目的税をいい、地方税法第一条第二項において準用する同法第四条第
六項若しくは第五条第七項の規定又は同法第七百三十五条第二項の規定	六項若しくは第五条第七項の規定又は同法第七百三十五条第二項の規定
によつて課する目的税を含む。)とする。	によつて課する目的税を含む。)とする。

附則第十八条による改正(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号))

2	五及び六 略	番号(これらが存しない場合にあつては、車台番号)	に規定する標識の番号又は道路交通に関する条約の規定による登録	三条の十八第三項(同法第一条第二項において準用する場合を含む。	車両番号、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百六十	当該自動車の道路運送車両法の規定による自動車登録番号若しくは 四	<u> 一 一 一 </u>	た書面をもつて行わなければならない。 しんしんしん しししん	第三条 法第十六条第一項の損害賠償額の支払の請求は、次の事項を記載 第三条	保険会社に対する損害賠償額の支払の請求)((改 正 後
略	五及び六略	番号(これらが存しない場合にあつては、車台番号))に規定する標識の番号又は道路交通に関する条約の規定による登録	六条第三項 (同法第一条第二項において準用する場合を含む。	車両番号、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十] 当該自動車の道路運送車両法の規定による自動車登録番号若しくは	一〜三 略	こた書面をもつて行わなければならない。	条 法第十六条第一項の損害賠償額の支払の請求は、次の事項を記載	(保険会社に対する損害賠償額の支払の請求)	改 正 前

附則第十八条による改正(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第二十六号))

これの孩子とよい場合であっては、車台番号とする。	これらが存しない場合にあっては、車台番号)とする。	これらが存しない
第一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する標識の番号(条第二項において準用する場合を含む。)に規定する標識の番号(第一条第二項にお
昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十六条第三項 (同法	昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百六十三条の十八第三項(同法	昭和二十五年法律
十五号)の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法(十五号)の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法(十五号)の規定に
規定する随伴用自動車に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八	規定する随伴用自動車に係る道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八	規定する随伴用点
第二条 法第五条第一項第六号の政令で定める事項は、法第二条第七項に	法第五条第一項第六号の政令で定める事項は、法第二条第七項に	第二条 法第五条符
(随伴用自動車に関する申請書の記載事項)	(随伴用自動車に関する申請書の記載事項)	(随伴用自動車に
改 正 前	改 正 後	

附則第十九条による改正(国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和三十一年政令第百七号))

改正後	改正前
(法第二条第二項第八号の固定資産)	(法第二条第二項第八号の固定資産)
第一条の四 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるも	第一条の四 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるも
のは、次に掲げるものとする。	のは、次に掲げるものとする。
一~七 略	一~七 略
八 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百五十条第一項若しくは	八 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百五十条第一項若しくは
第三項に規定する事業に係る施設又は労働者災害補償保険法(昭和二	第二項に規定する事業に係る施設又は労働者災害補償保険法(昭和二
十二年法律第五十号)第二十九条若しくは雇用保険法(昭和四十九年	十二年法律第五十号)第二十九条若しくは雇用保険法(昭和四十九年
法律第百十六号)第六十三条の規定による施設の用に供する固定資産	法律第百十六号)第六十三条の規定による施設の用に供する固定資産
で公益社団法人又は公益財団法人が国から当該施設の経営の委託を受	で公益社団法人又は公益財団法人が国から当該施設の経営の委託を受
けたことにより無償で使用しているもの	けたことにより無償で使用しているもの
九~十二略	九~十二 略

附則第二十条による改正 (租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号)

7 2 5 5 8 6 第二条の四 表の中欄に掲げる字句は、 施行令の規定の適用については、 ものとする。 の中欄に掲げる字句は、 行令の規定の適用については、 四十六条の四第 第四十六条の二 四十八条の六 の二第二項、 三項 、特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例 略 法第三条の二の二第十項の規定の適用がある場合における地方税法施 法第三条の二の二第十二 略 及び第 略 第 改 山林所得金額 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え |項の規定の適用がある場合における地方税法 次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表 次の表の上欄に掲げる同令の規定中同 略 正 略 る条約適用利子等の額 の二の二第十項に規定す 条約等実施特例法第三条 山林所得金額並びに租税 後 8 7 6 2 5 第二条の四 表の中欄に掲げる字句は、 施行令の規定の適用については、 ものとする。 の中欄に掲げる字句は、 行令の規定の適用については、 <u>の</u> 四十八条の六 第四十六条の二 、特定外国配当等に係る地方税法の適用に関する特例 法第三条の二の二第十項の規定の適用がある場合における地方税 法第三条の二の二第十二 略 一第二項及び第 十六条の三の 一第二項、 略 略 第 改 山林所得金 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え 項の規定の適用がある場合における地方税法 額 次の表の上欄に掲げる同令の規定中同 次の表の上欄に掲げる同令の規定中同 略 略 正 条約等実施特例法第三条 山林所得金額並びに租 る条約適用利子等の額 の二の二第十項に規定す 前 税 法施 表

るものとする。

 第四十六条の二
 山林所得金額

 四十六条の四第
 の二の二第十二項に規定の二第十二項に規定の二第二項、第

 四十八条の六
 する条約適用配当等の額の二の二第十二項に規定の計算に

 四十八条の六
 本の二の二第十二項に規定の計算に

 四十八条の六
 本の二の二第十二項に規定の計算に

 四十八条の六
 本の二の二第十二項に規定の計算に

 四十八条の六
 本の二の二第十二項に規定の額

るものとする

	略	
		四十八条の六
する条約適用配当等の額		二第二項及び第
の二の二第十二項に規定		四十六条の三の
条約等実施特例法第三条		の二第二項、第
山林所得金額並びに租税	山林所得金額	第四十六条の二
	略	
		るせのとする

附則第二十一条による改正(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号))

の特例)(平成三十二年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定

第五条の二 号ロ」とする。 政法施行令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第 同号イ(2)中 附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、 の規定により読み替えられた同令第二十二条」 財政法施行令第二十二条」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六条 条第一号の規定の適用については、 「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは 平成三十二年度以後の各年度における第七条第一 地方財 政法施行令第十三条第 当分の間、 号口」 と 第七条第 とあるの 第八条第一号イ(1)中 地方財政法施行令 号ハ中 号及び第八 は 「地方財 地方

政法施行令附則第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一同号イ22中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財附則第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令

号ロ」とする。